

決算特別委員会の記録

開催年月日	令和元年 10 月 15 日 (火曜日)
開催時間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 6 時 25 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	岸 本 小 泉 山 田 杉 崎 太 田 関 口 (議長)
欠席委員	なし
説明者	木村町長 大澤教育長 新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 鈴木主査 長瀬主査 深澤企画部長 高橋企画政策課長 米山主幹 三橋主幹 石黒副主幹 尾畑副主幹 佐野主査 菊地財政課長 大平副主幹 吉田主査 丹内主査 青木広報戦略課長 村瀬専任主幹 木下副主幹 吉田副主幹 渡邊主査 木内主査 野崎総務部長 三橋総務課長 高木専任主幹 (兼) 寒川文書館長 芝崎主幹 高橋主査 三澤主査 大八木税務課長 中澤主幹 池田副主幹 鳥海副主幹 石川収納課長 瀬戸副主幹 吉野副主幹 中島町民部長 池田協働文化推進課長 越原主査 山本主査 奥谷主査 徳江町民安全課長 青木副主幹 工藤副主幹 芹澤町民窓口課長 岡野副主幹 袴田主査
案 件	(付託議案) 1. 議案第 49 号 平成 30 年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について 2. 議案第 50 号 平成 30 年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 3. 議案第 51 号 平成 30 年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について 4. 議案第 52 号 平成 30 年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 5. 議案第 53 号 平成 30 年度寒川町 (仮称) 健康福祉総合センター用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について 6. 議案第 54 号 平成 30 年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について
議会事務局	新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 鈴木主査

【関口議長】 皆さん、おはようございます。

この決算委員会に入る前に、一言私のほうから。本当に台風19号におきましては、ある意味では寒川町も初めてと言われるぐらいのほぼ直撃の台風だったと思います。そういったことで、全国的には58名の方が亡くなられ、また、15名の方がまだいまだに不明だという、こういうふうな甚大な被害が出ておる状況であります。そういった意味では被災された方、また被災地に対して心よりご冥福並びに災害に対して何とか頑張っていたきたいという思いを込めて、何てことない普段の普通の生活ができればいいわけですので、どうかそのように一日も早く復興が進みますよう心よりご祈念申し上げます次第であります。また、当町においても、いまだかつてない2,500から2,600の方が避難所に避難されたという話も聞いております。

また、町の状況につきましては、今後事務局並びに代表者会議等でもって、どのような形ですかご報告いただく場をつくりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

そういうことで、現場の中ではいろいろな形が町民の中であると思ひますけれども、どうか議員の皆さん、発言と行動には十分に注意をして、お互いに注意をしてまいりたいなとこのように思ひます。そして、町民に寄り添った行動をとっていただければありがたいなとこのように思ひますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

こうやって、本日より決算特別委員会が開かれるということは、いかにありがたいことかということをも痛切に思ひます。被災地においては、それどころじゃないというのが現状だろうと思ひますけれども、本当にそういった意味ではありがたいことだということをも痛切に思ひますけれども、どうかこういうときというのは非常に言葉の選び方が難しいと思ひますので、どうか十二分に注意をしながら対応してまいりたいなとこのように思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいなと思ひます。

これから先、だんだん企業さんも始まりますので、いろいろな形での被害状況が出てくると思ひますけれども、どうかその点も含めていろんな意味で配慮してまいりたいなとこのように思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これから、先、こういうような形になりましたので、いろんな意味で議員の皆さんにお諮りしていかなきやなんない、相談していかなきやなんないことも多々出てくると思ひますので、どうかその点のことも十分ご配慮、ご協力をいただければありがたいなと思ひますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

それでは、9月第2回会議が9月25日より再開され、この間、各委員会の審査から一般質問まで日程どおり順調に進めることができ、心より御礼を申し上げたいなとこのように思ひます。いよいよ後半へと入り、本日より23日までの5日間、決算特別委員会を開催をする運びになりました。本特別委員会の委員の選出につきましては、初日の本会議において、5名の委員を選出いたしてありますので、よろしくご審査のほどお願ひ申し上げます。

まず、決算審査を始めるに当たりましては、委員長を選出していただくこととなります。この委員長選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また第2項で、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されてあります。昔と随分変わりました、年長議員が本当に若くなりました。本特別委員会の構成委員の中では、山田政博委員が年長委員ということになります。お手数ですが、委員長の互選までの間、座長をお務めいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。普通ならば、60、70の方が年長という形になるんですけども、50代の方が年長だということですので、本当に時代も変わったし、寒川町議会というのが大きく変わりつつあるんだなということを実感してあります。

それでは、早速ではございますが、山田委員、こちらの座長の席にお移りを願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(山田政博委員、座長席へ移動)

【山田座長】 ただいま議長よりご指名がございましたので、委員長が選任されるまでの間、しばらく座長を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。私も、まだ55歳なんですけど、今回、でも実際のところは、孫も3人できているところで、じいちゃんということなんで、一応年長ということでこれからよろしくお願い致します。

それでは、委員長の互選に入りたいと思います。互選の方法につきましては、推薦と投票の2つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。ただいま推薦というお声がございましたが、推薦でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山田座長】 ご異議がないようなので、委員の皆様からご推薦をお願いします。
小泉委員。

【小泉委員】 岸本委員がいいかと思います。

【山田座長】 今、岸本委員というお声がかかりましたが、ほかにいらっしゃいますか。

(「岸本委員」の声あり)

【山田座長】 そうしましたら、岸本委員というお声がかかりましたけど、委員長職を岸本委員にお願いすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山田座長】 それでは、岸本委員、こちらの委員長席にお移りください。

そして、私は、これにて座長の役目を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(岸本優委員長、委員長席へ移動)

【岸本委員長】 それでは、ただいま皆様のご推薦によりまして、委員長という大役を仰せつかることになりました。本日から5日間にわたりまして、平成30年度の決算審査の進行役を務めるわけですが、まず、委員長の挨拶の前に、先ほど議長からもありましたけれども、台風19号の被害に遭われた方、また、今なお復興復旧のためにご尽力いただく方に対しまして、まず私からお見舞い申し上げたいと思います。

それではまず、ふなれでありますことから、何とぞ委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

それではまず、委員長としての最初の務めは、副委員長の選出でございますけれども、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

【岸本委員長】 ただいま、委員長一任という声がありましたので、僭越でございますけれども、私のほうからご指名させていただくということになりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、副委員長の職を小泉委員にお願いしたいと思いますけれども、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、小泉委員、よろしくをお願いいたします。では、席の移動をお願いします。

(小泉秀輔副委員長、副委員長席へ移動)

【岸本委員長】 それでは、小泉副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【小泉副委員長】 ただいま副委員長の職のほうを拝命いたしました小泉でございます。ただいま、非常にふなれでございますが、副委員長の職、仰せつかりました。くしくも東海道新幹線新駅対策特別委員会のほうと同じ、そうです、岸本さん、委員長、私、副委員長ということになりましたが、精いっぱい務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【岸本委員長】 ここで打ち合わせのため暫時休憩いたします。再開は9時25分といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより平成30年度決算につきまして審査を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

9月会議初日の本会議におきまして付託されました議案第49号 平成30年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 平成30年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 平成30年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 平成30年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 平成30年度寒川町（仮称）健康福祉総合センター用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第54号 平成30年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について、以上の6議案につきまして一括審査といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、審査の進め方ですが、タブレットにございます審査日程表（案）のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、10月23日の最終日におきましては、総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思っておりますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 ご異議ないようでございますので、そのとおり進めてまいります。

それでは、ここで町長より、審査に先立ちまして一言ご挨拶を申し述べたいという申し出がございますので、これを許可したいと思います。町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。まず、本日から決算特別委員会が開催されますけど、その前に一言お話をしなければならぬ。先ほど来お話があったかとも思いますが、台風19号に関してのお話でございますけども、寒川町もこの台風の到来というか通過に伴って、なるべく早目に災害対策本部も木曜の段階で立ち上げております。具体的な数値は、後ほど防災担当のほうから詳細な説明があるかとも思いますが、私、今概略をお話し申し上げますけども、確かに今回は非常に国内各地で多大な水害、河川の決壊、堤の決壊ということで、甚大な被害があります。本当に被害を受けられた地域のお見舞い申し上げるわけですが、しかしながら、県内でも各地で被害が発生しております。亡くなられた方もいらっしゃるということでございます。幸い寒川はそういった人的な被害はまだ報告は受けておりませんが、ただ建物、また施設等については、若干の被害が出たという状況もございます。

特に今回は、非常に雨量、雨が非常に多かったということもあって、また河川の水位も非常に上がりました。寒川、下流域にありますから、上流の流れが即影響出ます。今回も先ほどお話があったかとも思いますが、避難者、最終的には一番多かったのが12日の午後8時ですけども、総数で2,559名の方がそれぞれ広域避難場所、あるいは一時避難場所にも。

【岸本委員長】 町長、済みません、お座りください。

【木村町長】 済みません、じゃあ座って。そういう状況の中で、特に総合体育館には720名の方が避難をされました。武道場あるいはそこだけでは当然収容し切れなくて、ほかの部屋も多く開放していただいたということもございます。

また、今回非常に助かったというか、ありましたのは、パスコさんから食材、パンの提供がございまして、834個のパンの提供があって、非常にこれは我々も広域避難所、あるいは避難施設に行く際は、必ず水と食料をお持ちくださいというお話はしているんですけども、それでもやはり何も持たずにお見えになる方もいらっしゃる。そういう方にパスコさんからの提供品を配布をさせていただきました。非常にこれは助かりました。

今回、非常に避難者も多かったということで、職員も2号配備を行いまして、総数で178名の職員を招集、参集をかけました。それぞれ今までにない長期、長時間の避難対応もいたしまして、これから課題も出てこようかと思えます。さまざまな部分で今回の災害状況を教訓として、これからの災害における対応についてぜひそれを参考にしていきたいなと思っております。

また、企業さん等も若干の被害が出たというような、被害というか構内に水が入ってしまったということがあって、具体的部分は工業協会、あるいは商工会経由で今各社に問い合わせをしております。これも状況がまとまり次第、また皆さんにはご報告が出ると思えます。

いずれにいたしましても、今回は城山ダムの緊急放流という事態もございまして、その関係で避難者が急増したということもございます。幸い、町では決壊というか、溢水状況もなかったんですけども、下流の平塚のほうでは若干被害が出たということもございました。

今回、県下19市町に災害救助法が適用されております。避難に伴う経費等については今後は国、あるいは県の対応となろうかと思えますけども、そんな状況がございまして。また、詳しくは担当のほうより説明をさせていただきます。

本題に戻りますけども、本日から来週23日までの間、一般会計並びに5特別会計の平成30年度の歳入歳出決算の審査をお願いするわけでございます。当然、予算の執行に当たっては、適正を心がけるのは当然でございます。監査委員さんからさまざまご意見等も資料として提出がされていると思えます。また、それぞれの細かい詳細な部分については、各担当より説明があります。また予算、決算の概要については、この後、企画部長のほうからお話があるかと思えます。何とぞよろしく審査の上、認定いただきますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

【岸本委員長】 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

これより決算審査に入りますが、その前に、傍聴議員の方々の発言、質疑等におきましてお願いがございまして。本特別委員会の構成メンバーは、ご案内のように、各会派から選出されておりました代表者により構成されておりますことから、傍聴議員におかれましては、ご発言等のご遠慮をいただきたいと思います。今回の決算特別委員会も順次課ごとの説明をいたしますが、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑の応答をいたしますので、ご承知おきください。

なお、タブレットの審査次第の説明者欄に記載している課長等が同席いたします。また、決算書のページ等については、タブレットにあります各課等の決算特別委員会説明（参考）資料のページ、上段中ほどに記載がございまして、ご参照いただけますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、審査を進めてまいります。ここで企画部長より、決算の概要につきまして説明をした

いという申し出がございますので、企画部長の申し出を許可いたします。

それでは、企画部長入室のため、暫時休憩といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。それでは、企画部長より決算の概要について、説明をお願いいたします。

深澤部長。

【深澤企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、平成30年度決算を通じた町全体の成果として、平成30年度予算編成方針から見た平成30年度決算の概要について、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、申し訳ありませんが、着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

初めに、平成30年度予算編成時の状況であります。国においては、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する仕組みを強化し、予算の質をさらに高めるとし、政策の施策の優先順位及び政策の効果、分析、評価、政策効果の分析評価によっては、国庫補助金などの歳入に大きな影響を及ぼす可能性があるとしていたところでございます。

また、地方公共団体に対しましては、自助の精神をもってみずからのアイデアでみずからの未来を切り開くことが求められ、今後も意欲と熱意のある地方公共団体に対しては、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で強力に支援するほか、現在の取り組みをさらに進化させるとともに、地方創生を加速するための取り組みを行うことで、地方創生の新たな展開を図るため、地域特性を生かした特徴的な事業を構築する取り組みを支援するに当たり、どのような事業に対して支援をしていくのか、国の動向に注視する必要がございました。

こうした中、町の財政状況は、歳入におきましては、今後の景気動向によっては税収入が増減することから、歳入全体の推移について注視する必要があり、また、歳出におきましては、町債の償還が進んだことにより、公債費が減となると見込まれるものの、扶助費におきましては、障害福祉サービス費の伸びや、小児医療費助成及び子育て関連施策の拡充などによって増となることが予測され、町税収入と義務的経費の差は年々狭くなってきており、財政の硬直化が継続していたところでございます。

また、社会保障関係経費につきましては、前段でご説明いたしました扶助費の増のほか、高齢化が進んでいることなどから、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計の繰出金等が増となっており、右肩上がりの傾向が続いておりました。

こうした状況下での本町の財政状況でございますが、経常収支比率の適正値は従来70%から80%とされており、多様な町民ニーズに応える必要から、各自治体ではさらに高い値となる傾向があり、本町においても扶助費や施設の維持経費などの固定費などが経常収支比率を押し上げ、税収の伸びも期待できない中、平成23年度から連続して90%を超え、高い水準で推移している状況でありました。

しかしながら、このような状況を踏まえつつも、魅力あるまちづくりを推進し、人口減少社会の中でも選ばれる町を目指し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的推進と町総合計画さむかわ2020プラン後期基本計画の最終実施計画である第3次実施計画のスタート年度でもあり、後期基本計画の着実な推進を図りつつ、効率的かつ効果的な施策実施に向け、平成30年度の予算編成基本方針として、1つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づく取り組みの推進、2つ目は、既存事業の効果、成果から見た事業の見直し、3つ目は、歳入の確保の推進といった3つの基本方針を掲げ、予算編成を行い、平成30年度予算に関して議決を賜ったところでございます。

その結果となる平成30年度決算につきまして、当初方針として掲げた3つの視点によりご説明申し

上げます。まず、予算編成方針の1つ目のまち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づく取り組みの推進でございます。

加速する人口減少社会に対応し、持続可能なまちづくりを進めるためには、生産年齢人口の確保に向け、自治体間競争が激しくなる中で、活力あるまちづくりを推進し、移住、定住人口の増加を図るための総合戦略に基づく取り組みの推進が重要となってまいります。

こうした中、平成30年度の取り組みの成果といたしましては、経済成長を支え安定した仕事を育むため、寒川エコノミックガーデニング推進事業として、これまでの取り組みを継続するとともに、新たに寒川町不動産業協会との企業立地・創業相談ネットワークを試行的に実施し、また、寒川エコノミックガーデニングポータルサイトを開設するなど、町内企業の活性化に向けた取り組みを進めたことで、エコノミックガーデニング推進事業に設定した4つのKPIのうち、支援メニューの利用数、販路拡大支援数、創業に関する支援数について、目標以上の成果をおさめることができました。

また、寒川を知ってもらい、新しい人の流れをつくるためのタウンセールス推進事業につきましては、定住等の促進に向けたプロモーション活動として、平成30年2月に掲げた『「高座」のころ。』を旗印としたブランディングの浸透定着に向け、新たに町内を巡回するコミュニティバス「もくせい号」にブランドの可視化としてラッピングを施すとともに、町民と連携したコミュニケーション母体の組織化に向け、『「高座」のころ。』実行委員会準備会を立ち上げ、スタートアップとして平成31年4月に開催いたしましたアークリーグ世界大会の開催に向けた周知活動を行政とともに進めてまいりました。

その結果、町外におけるブランドの認知度を測定するため実施いたしました転入者アンケート調査結果では、13%程度認知されており、また、eマーケティングリサーチ制度を活用したモニター調査では、約77%と高い認知度を得ることができたことは、発表後1年3か月経過した地点としては想定以上の結果であると考えております。

また、このeマーケティングリサーチ制度を通じて、町民から要望のありました乳幼児紙おむつ用ごみ袋無償配布について、スピード感を持って検討、実施したことは、直接町民からお寄せいただいたご意見、ご提案を施策反映につなげることを可能とした双方向のコミュニケーションツールとして確立できたと考えており、このような活動を通じて、移住・定住策として選ばれる町となるよう、本町の認知度向上と定住価値を高めることができたと考えているところでございます。

次に、安心して子どもを産み育てやすい環境をつくるための取り組みにつきましては、学力の向上と家庭教育の支援として、平成29年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果分析を行い、家庭学習の手引きを改訂するとともに、新たに発育段階に応じた子育てや家庭学習のポイントをまとめた家庭教育家庭学習ハンドブックを配布したところでございます。

また、良好な学習環境整備としては、令和元年度へ繰越事業となりましたが、平成30年度において、国の補正予算にかかる情報取得と補助金の積極的活用を図り、中学校に引き続き町内小学校5校の普通教室等への空調機設置に早期着手できた点については、近年の夏の猛暑に鑑みても大きな成果と捉えております。

子育て家庭への支援としては、良好な子育て環境の整備に向け、老朽化した旭保育園及び一之宮愛児園の園舎の大規模改修を実施し、保育環境の充実を図るとともに、そうわ保育園の建設に対して国の補助金を活用しながら、建設事業費補助を行ったことにより、19名の確保提供量を増加することができたことは待機児童解消といった目標に対して大きく貢献できたと考えております。

結果といたしましては、平成30年4月時点では、10名の待機児童がおりましたが、当該補助を行うことで、平成31年4月時点では5名となり、確保提供量の変動により、待機児童ゼロは達成できなかったものの、待機児童数を半減できたところでございます。

さらに発展し続ける町・寒川をみんなでつくるための取り組みといたしましては、防犯灯や駐輪場整備に伴い、町内の空き巣、自転車等ひったくりの年間発生件数が減少していることや、民間団体であるまちびとすたいるにより、桜まつりの実施、寒川中学校における社会人に聞く会への協力のほか、寒川青年会議所の協力により市民討議会を開催し、その結果報告に基づき共同事業提案制度の見直しを行ったところでございます。また、JRとの調整により倉見駅のエレベーター設置に向けて詳細設計を行うなどの取り組みを進め、公共交通の利便性の向上が着実に進んでおります。

以上のことから、予算編成方針の1つ目の総合戦略に基づく取り組みの推進につきましては、おおむね当初計画したとおり進めることができたと評価しているところでございます。

次に、予算編成方針の2つ目の既存事業の効果、成果から見た事業の見直しについてでございます。平成30年度は、町総合計画さむかわ2020プラン第3次実施計画のスタート年度であるとともに、町総合計画として総仕上げの最終実施計画に当たります。

こうしたことを踏まえ、第3次実施計画では、第2次実施計画において、地方創生総合戦略策定事業をはじめ、広域じん芥処理施設整備事業や児童クラブ建設事業、消防緊急通信指令施設整備事業、自転車駐車場整備事業、交番設置整備促進事業など、その目的を達成したのものとして終了事業とし、また、平成27年度から平成30年度までの4年間の継続事業であった聖天橋架け替え事業も無事完成を迎えたことにより、平成30年度をもって終了事業といたしました。

なお、町公共施設等総合管理計画の進捗状況に鑑み、これまでの位置づけていた北部公民館施設等大規模改修事業や、町民センター施設等大規模改修事業などにつきましては、第3次実施計画から見送ったところでございます。時代潮流の変化や国等の動向を踏まえつつ、町民ニーズに即した事業など、新たな行政需要に対しましては、柔軟かつ的確に対応するため、随時実施計画の見直しを行ってまいります。

こうした中での、平成30年度における事業の見直し、成果につきましては、新たな取り組みといたしまして、本町のさらなる認知度の向上に向け、平成31年1月8日に神奈川県庁においてアークリーグ実行委員会の皆様と神奈川県知事、そして、寒川町長との3者により合同記者会見を行い、アークリーグによるストリートスポーツの世界大会の誘致が決定されたところでございます。

こうしたストリートスポーツの世界大会が誘致できたことは、BMXレース競技で町内在住の畠山紗英選手が世界を舞台に活躍していることを踏まえ、本町のスポーツ振興のみならず、青少年の健全育成や認知度向上といった複合的政策の相乗効果を狙い、平成30年度において独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、さむかわ中央公園内にパンプトラックさむかわを設置したことで、メディア等を通じて注目が集まり、若者やストリートスポーツに対して理解のある町といった評価を得ただけではなく、町民の方々にもシビックプライドの醸成につなげることができたものと考えてございます。

その他の新たな取り組みといたしましては、公共施設等の総合管理計画を進めていく上で、多くの公共施設を保有する教育委員会に施設管理を統括する所管課として、教育施設・給食課を設置いたしました。この組織改革により、これまで課題となっていた学校施設をはじめとする教育施設の計画的改修を進める体制を構築し、きめ細やかな修繕を行い、また、前段でも申し上げましたが、国の補正予算にかかる情報取得と補助金の積極的活用を図りながら、町内小学校5校の普通教室等への空調機設置に早期着手するとともに、良好な教育環境の整備に向け、各学校のトイレ便器の洋式化を進めたところでございます。

さらには、厳しい財政の状況の中、今後控える公共施設の更新の検討を進めているところではありますが、将来を担う子どもたちの健やかな育成を目的に、中学校の完全給食を達成するための給食センター建設を目指し、整備基本方針案の策定に向けた基礎調査の実施などに取り組んだところでござ

います。

また、その他の見直しといたしましては、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費にかかる助成や、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者で組織する認知症初期集中支援チームの設置のほか、共同提案事業、モデル事業により実施されていた地域猫への保護にかかる補助制度の創設など、新たな行政需要への対応や将来に向けた投資となる事業化を進めたところでございます。

しかしながら、厳しい財政状況の中、一定の役割を終えた事業の見直しとして、障害者総合支援法の改正により、障害の範囲に難病等も対象となったことで、現行のサービスに包含されることとなった虚弱者支援事業の廃止や他の生ごみ処理方法への積極的転換を図るため、家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助金の廃止のほか、近年の住宅事情等に鑑みて、寒川町生垣等緑化推進補助金を廃止するなど、限られた財源の中では事業の選択と集中を行うことは必要不可欠なものであるため、新規拡大もあれば事業廃止もあることについて、ご理解を賜りたく存じます。

次に、予算編成方針の3つ目の新たな歳入の確保についてでございます。新たな歳入の確保に当たっては、これまでの実績にとらわれず、国、県等の補助制度等の再精査はもとより、事業の目的を損なわない範囲での事業の組み替え等により、新たに補助対象事業となるよう工夫を凝らすとともに、補助交付金等の採択や情報等の早期把握と国、県等への積極的なアプローチにより、新たな歳入の確保を目指すとしておりました。

結果といたしましては、小学校普通教室等への空調機設置に向けて、さまざまな角度から地域分析を行いつつ、文部科学省や関係機関へ直接赴き、さまざまな情報を得ることで、平成30年度の国の補正予算に的確に対応し、同省所管の学校施設改善交付金を獲得することができました。これによりまして、令和元年度への繰越事業とはなりましたが、夏休み前の早い時期に町内5小学校への全普通教室等へのエアコン設置ができたことは、スピード感を持って対応できたと考えております。

また、前段でもご説明申し上げましたが、パンプトラックの設置に当たり、国庫補助金等の補助制度がない中で、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用したことや、旧老人住宅についてインターネット公売を活用し、公共用地の売却を進めたほか、役場庁舎の1階ロビーにおいて、広告つき案内地図板を設置し、新たに使用料を得る工夫を凝らしつつ、デジタルサイネージを通じて、行政手続きの待ち時間を利用して、さまざまな行政情報の提供を図ったところであります。

さらには、寒川総合体育館については、ネーミングライツを募集し、都市公園施設命名権収入を得るなど、公有財産の積極的活用を図ったところであります。

このように、国庫補助金の活用はもとより、これまでの補助制度の枠組みにとらわれず、民間団体等の補助制度の活用や、新たな視点で公有財産の活用等を進めたことで、厳しい財政状況の中でも新たな財源確保に努め、一定の成果を生み出すことができたものと考えております。

以上、3つの予算編成方針の視点に基づき、平成30年度決算にかかる主な成果としてご報告をさせていただきました。こうした取り組みを進めたことに対し、町監査委員からの審査意見につきましては、平成30年度寒川町決算審査意見書の48ページから49ページ、11、結びの中の記述を読み上げ、決算審査意見としてご報告いたします。49ページの中ほどの段落をごらんいただきたいと思います。

「平成30年度決算については、国の補正予算を踏まえ全小学校普通教室空調機等設置事業を行うなど増の要因もあるが、ふるさと納税制度の影響により、歳入歳出ともに総額は減となったが、実質単年度収支は全会計としては黒字となった。また、地方債の償還が進み、地方債残高が減少傾向にあることから、財政指標からは一部改善の傾向が見られるものの、引き続き財政の硬直化傾向にある。

人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う社会保障関連経費の増加、新たな産業拠点として期待される田端西地区のまちづくり事業、老朽化が進む公共施設等の再編化、長寿命化への対応などの直面す

る課題に対して、持続可能となるような財源確保に向けた中長期的な財政計画が一層重要となってくる。

このような中で、寒川町の認知度向上のため、29年度に掲げた町のブランドスローガン『「高座」のこころ。』のPRや、行政機関として国内初のパンプトラックさむかわのオープン、世界大会アークリーグの開催準備など、さまざまな事業を新たに着手した。移住・定住の促進、『住み続けたい、住んでみたい』と思われるような魅力あるまちづくりに向けて、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、効率的で効果的な行政運営に努めてほしい」との審査意見をいただいたところでございます。

町といたしましては、こうした町監査委員からの意見等を踏まえるとともに、本日以降、委員の皆様からのご意見、ご提言を賜ることでさらに工夫、改善に努め、町民皆様からの負託に応えるべく、持続可能な魅力あるまちづくりを進めることで、住んでいてよかったと思われるよう、効率的で効果的な行財政運営に努めてまいります。

なお、具体的な決算額等につきましては、この後、各担当から、決算書及び各会計別主要な施策に関する説明書により、また決算特別委員会説明（参考）資料に基づき詳細な説明がありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からのご説明は以上となります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。貴重なお時間を割いていただき、まことにありがとうございました。

【岸本委員長】 ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

まず、議会事務局からの審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

新藤議会事務局長。

【新藤議会事務局長】 改めまして、皆さん、おはようございます。

これより議会事務局が所管をいたします平成30年度の決算内容につきまして、ご説明をさせていただきます。説明につきましては、亀井次長より行います。また、質疑につきましては出席職員で対応してまいりますので、ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の平成30年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は53ページ、54ページ、1款議会費1項議会費1目議会費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。初めに、職員給与費であります。議会事務局職員5人分の給料、職員手当等共済費の人件費でございます。職員給与費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の3ページをごらんください。議員報酬及び手当は、議員17人分の報酬、職員手当等共済費の人件費でございます。議員報酬及び手当の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の4ページをごらんください。議会運営経費の1議会調査等活動費であります。旅費につきましては、議員の各常任委員会の行政視察に伴う交通費、宿泊代及び平成29年2月に行われた選挙において、当選された新人議員等による寒河江市の親善訪問にかかる経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、各党派等への政務活動費でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。議会調査等活動費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の5ページをごらんください。議会運営経費の2議会交際費であります。交際費は、議会が対応する慶弔関係等の経費でございます。対応件数は全体で74件ございました。内

訳は備考欄に記載のとおりでございます。議会交際費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の6ページをごらんください。議会運営経費の3議員健康管理費であります。委託料は、議員の健康診断と大腸がん検診の委託料を医療機関へ支払ったものでございます。受診者は15名でございました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。議員健康管理経費の特定財源はございません。

次に、タブレット資料の7ページをごらんください。議会運営経費の4議会運営事務経費であります。議会運営の効率化を図るためのものでございます。報償費は、各種団体等で開催されます大会や品評会や作品展などの議長賞の記念品代です。旅費は、事務局職員の旅費で、各常任委員会の行政視察に伴う随行経費や寒河江市親善訪問への随行経費、一般事務の普通旅費でございます。需用費であります。消耗品費の主な経費は、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費ですが、ほかに新聞4紙や定期刊行物の購読料、視察地の手土産代、その他事務消耗品等でございます。食糧費は、来客用コーヒー代や他の自治体からの視察来庁時における茶菓子代でございます。視察の受け入れにつきましては、件数で12件、人数では、議員と随行職員を合わせますと121名の方が本町に来庁されております。不用額につきましては、視察の受け入れが当初の予定より少なかったためでございます。役務費は議員控室のインターネット回線使用料でございます。委託料は議場音響システムの保守点検委託料でございます。使用料及び賃借料は議長車等の有料道路通行料や駐車場使用料、自動車の借上料、タブレット端末の借上料でございます。不用額につきましては備考欄に記載してございますが、特別委員会の視察時のバス借り上げについて、施設再編課借り上げのバスを使用したため、不用となったものでございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県町村議会議長会及びなぎさブロック会議への負担金でございます。負担金の主な事業内容は、県下の町村議員の研修会や事務局職員の研修及び永年議員の表彰関係などに充てられております。

続いて、下の表をごらんください。議会運営事務経費の特定財源であります。雑入のその他につきましては、財政課において後ほど一括説明いたします歳入科目に含まれているため、議会事務局からの説明は省略させていただきます。

次に、タブレット資料の8ページをごらんください。議会公開事業費であります。議会の公開性を確保し、開かれた議会の推進を図るためのものでございます。需用費の消耗品費は、会議録用の紙を購入したものでございます。印刷製本費は、「議会だより」の印刷代でございます。定例月後の年4回発行いたしました。1ページ当たりの単価は税抜きで2.2円を見込んでおりましたが、入札による実際の契約額は2円と単価が下がったことによる不用額となっております。また、ページ数につきましては全体で68ページとなっております。役務費は、本会議のインターネット放映にかかるNTTの回線使用料でございます。委託料は、会議録作成委託料、会議録検索システム委託料、インターネットによる議会配信委託料でございます。それぞれの委託料の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

以上で、議会費の平成30年度決算の説明を終わらせていただきます。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けますので、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 質疑なしと認めまして、質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、企画部企画政策課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

深澤部長。

【深澤企画部長】 それでは、引き続き、よろしくお願いたします。企画部でございますが、企画部につきましては3課ございまして、まず最初、企画政策課でございます。説明につきましては、高橋課長から、また、質疑等につきましては、全職員で対応いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 おはようございます。

それでは、企画部企画政策課秘書担当及び企画行革担当所管の平成30年度決算につきまして、お手元の決算書とタブレットの020企画政策課の決算特別委員会説明資料に基づき、各事業別にご説明をさせていただきます。

初めに、秘書担当の所管でございます。決算書につきましては、53、54ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレットの決算説明資料につきましては、2ページをご覧ください。

まず町交際費につきましては、慶弔関係のほか、町長が、町政執行上の必要から町を代表して交渉や交際を行うために支出するものでございまして、平成30年度は149件の支出でございました。不用額につきましては、慶弔などの支出案件が想定より少なかったことによる執行残でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。秘書事務経費でございます。こちらにつきましては、町長、副町長の秘書事務にかかる経費でございます。報償費につきましては、各種団体が開催するスポーツなどの大会に交付する表彰盾などの賞品代、旅費は、町長、副町長及び秘書担当職員の旅費、需用費につきましては、賀詞交歓会用の生花等の消耗品費、また来客接待用の茶葉代としての食糧費、賞状用紙にかかる印刷製本費でございます。また役務費につきましては、町長応接室の椅子カバーのクリーニング代、使用料及び賃借料につきましては、町長車の運行にかかる駐車場使用料、有料道路通行料及び自動車借上料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金、扶助費につきましては、町功労者への弔慰金4件分の支出でございます。

続いて、タブレット資料は4ページをご覧ください。表彰関係経費でございます。こちらは町表彰式及び賀詞交歓会に関する経費でございます。町では、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献された個人や団体、またスポーツ等で優秀な成績を修められた方を表彰しております。平成30度につきましては、11月3日の文化の日に表彰式を開催いたしまして、一般表彰として15名と10団体、全体では25件を表彰いたしました。報償費につきましては、被表彰者への記念品及び賞状収納用の筒にかかるものでございます。需用費につきましては、被表彰者の記念写真や式典用の生花など、式典にかかる消耗品費と、年始に開催いたしております賀詞交歓会のペットボトル飲料及びお茶菓子のための食糧費でございます。役務費につきましては、町表彰式における被表彰者の出欠返信用の切手代、使用料及び賃借料は、町表彰式に出演ご協力いただいた旭が丘中学校吹奏楽部の楽器運搬用トラックの借上料でございます。

続きまして、企画行革担当の所管でございます。決算書につきましては、57、58ページの2款総務費1項総務管理費7目企画費でございます。タブレット資料につきましては5ページでございます。まず、広域行政推進事業費でございます。こちらについては、単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化、能率化を図るため、既存の各協議会等により、スケールメリットを生かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図るものでございまして、負担金補助及び交付金は、湘南広域都市行政協議会の事務局運営のための負担金でございます。

タブレット資料は6ページをごらんください。企画行革事務経費でございます。こちらは企画行革担当が所管いたします業務の経常的な事務に要する経費となっております。報酬につきましては、指定管理者選定委員会委員並びに総合計画審議会委員の報酬、報償費につきましては、行政改革推進委員会委員及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会委員への謝礼や、同外部委員会の委員及び事務改善提案を行った職員に対する記念品、また旅費につきましては、指定管理者選定委員会委員の費用弁償及び企画行革担当職員の旅費、需用費につきましては、各省庁等への要望活動や先進地視察、有識者からの意見聴取に当たり、持参いたしました手土産代にかかる消耗品費でございます。

次に、タブレット資料は7ページをごらんください。アークリーグ開催事前準備経費でございます。まず委託料につきましては今年度4月27日から3日間にわたり開催いたしましたアークリーグ世界大会に先立つ取り組みといたしまして、アークリーグの機運を図るための業務委託料、原材料費につきましては、同大会の横断幕設置にかかる材料費でございます。なお、当課所管の各事業費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

以上で、企画政策課秘書担当及び企画行革担当の平成30年度決算のご説明とさせていただきます。審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑のほうを受け付けますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。7ページのアークリーグの大会準備事業のところなんですけど、この委託料なんですけど、これはどういうものに使われたのかちょっと確認をとりたいと思います。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 こちらの内容につきましては、機運醸成のためということで、周知のための横断幕の製作ですとか寒川駅前のエレベーター棟にラッピングした関係、それとフライヤーということで、簡単に言えばパンフレット、チラシ等、それとのぼり旗ということで、スイングバナーと言ったりしますが、その製作の関係の委託料でございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 横断幕とかそういう宣伝物をつくったということなんですけど、これのどの程度各物事に、どれぐらいの数をつくったのかというのは把握されているでしょうか。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 製作の数ということだと思いますけれども、まず横断幕につきましては種類のには8種類つくりました。83枚製作いたしました。それから、駅前のエレベーターのラッピングについてはあそこの1カ所ということでございます。それから、パンフレット、お配りするものにつきましては6,500部製作いたしました。それから、バナー、のぼり旗の関係につきましては2種類で、合計100枚製作をいたしました。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 済みません、今のアークリーグの関係ですけれども、違う場面では報告をさまざま受けましたけれども、決算なので一応ここでもう一度お聞きしたいと思っておりますけれども、その事前準備に関してさまざま企画課の職員の皆さんはじめ、本当に大変な初めての経験でご苦労があったと思うんですが、その辺の検証といいますか、反省点といいますか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、広域行政についてですけれども、こちらもしっかりと我々聞く場面がありますが、こちらでも決算なので、広域行政の昨年度の企画として所管する課としてその成果、その辺はどうだったのか、どう感じているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、細かいところで済みません、応接室の椅子のカバー、クリーニングの枚数が減ったということなんですが、この減った理由をお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 まず1点目でございます。アークリーグの反省点といえますか、関係がございませぬけれども、これまでも申し上げてきている部分もありますけれども、まず一番大きかったのはやはり準備期間が短かったということで、やはり特に町内の周知の関係、こちらについては不十分であったのかなと、結果を見てももっともってできたのかなと思ってございませぬ。それから、そこも含めて大会の実際の当日も含めてというお話についても、やはり大会の会場における天候が雨が降ったとかということもありまして、運営面とかタイムスケジュールのご案内等、来場者からすると情報が少し得にくかったというようなお声もいただいておりますので、そうした運営に関する部分もスケジュールの管理ですとか、また細かいことを言いますと駅からルート上の警備の関係も少し対応がまずい場面もあったのではないかとといったようなことも伺っております。それから、出店のブースも幾つか出させていただきましたけれども、その数ですとか内容についてももっともって寒川町を盛り上げるといった意味ではもっとできたのではないかとということも伺っております。

それから、やはり私どもの庁内の体制としても関係5部を中心にやりましたけれども、もう少し今振り返ってみればもっとしっかり取り組めたのではないかとということで、内部からも課題として出てきております。

あとはなるべく多くの協賛ということで、今回につきましては結果的に600万弱というお金も町に対して出していただいたということもありますし、また、一般の企業さんからも多くの協賛をしていただいたことでもあります。準備期間も少し限られていたということもありまして、そういった面でも資金調達という面でも少し課題があったのかと思っております。そういったことも含めて来年の2020年の大会を目指していきたいという意味では、今申し上げたことを踏まえて、次についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 三橋主幹。

【三橋主幹】 広域行政のことなんですけれども、協議会でその目的の達成のために7つの専門部会を設置して、特定の課題解決に向けて調査、研究を行っているんですが、そういった設置目的の観点から見てみると、これまでの各取り組み、今回の取り組みは町のメリットの大小はあるんですけれども、おおむね住民サービスの向上に寄与しているのではないかと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 米山主幹。

【米山主幹】 応接室の椅子のカバーのクリーニング代の件でございます。役務費の手数料でございますけれども、こちらはもともと椅子のカバーが92枚ございまして、30年度につきましてはその汚損状態を確認しながら必要な部分だけクリーニングいたしました。そこで実際には47枚のクリーニングで済んだということでございませぬ。お客様がよくお座りになるお席ですとかそういったところは限られておりますので、できるだけ効率的にクリーニング代は執行したいということで、そういったような支出をしております。

以上でございます。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 アークリーグに関しては本当に短期間の中でよくやっていただいたので、その準備期間の割には本当に成果は絶大だったなと思います。本当にお疲れさまでございました。

来年に向けてまだ正式に決まったわけではないかと思うんですが、もし来年開催するとしたらしっかりと準備をしていくというものがあるんですけども、その辺のところをもし今お考えがありましたらお聞かせいただきたいなということです。

それからあと、広域行政についてですが、このところ今各分野での成果というか、住民サービスのあれができていないんじゃないかというお話がありましたけれども、いま一つ広域行政としてのもう少し具体的なものが見えてこない部分、私は少し感じるんですが、来年度に向けても同じような内容で考えていらっしゃるのか、また、広域行政として違った角度からの今の課題に対してのそれぞれの一緒の部分ってあるじゃないですか、茅ヶ崎にしても藤沢にしても寒川にしても、課題が同じようなもので何か広域連携できないのかなと思うことがあるんですが、その辺のところでもまた新たなものが今協議をされているのかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、クリーニング代はよくわかりました。決してお客様が減ったわけではないということで、それはよくわかりました。効率よくクリーニングしていただければと思います。2点。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 じゃあまず1点目のアークリーグの関係でございます。次に向けてという意味でいいますと、やはり今年度、初回に当たります今回につきましては、限られた期間の中でできるだけ町として盛り上げたいということで、我々も努力して、各種団体さんには個別にお話にお伺いして何とかご協力をという形で進めてきたというのが実情でありますけれども、やはりそうではなくて、次に当たりますは本当に主要な団体、メンバーの方に一堂に会していただく場を設けさせていただいて、ある意味組織体みたいなものも検討したいと思っておりますけれども、本当にオール寒川で同じ目線で、同じ場で、同じように同一のスタートを切るというようなスタイルというか形で、文字どおり町を挙げてというような体制をとっていくということが一番大事なことかと思っております。そこを皮切りに隅々までより浸透させていただくことで、今一例でいいますとラグビーワールドカップが各地で、開催自治体のみならずその関連するところでも非常に大きな盛り上がりになっておりますので、いいお手本となると思っておりますので、そういういいお手本を参考にさせていただきながら、次回の大会ももっともっと盛り上がって、人も多く来ていただいて、寒川町で消費もしていただいて、知っていただくだけではなくてお金も使っていただけると。それが目指しておりますのは認知度向上の先には移住、定住の促進でございますので、そういう目的から逆算してすべきことは何かということとを皆さんと共有して、進めていきたいと思っております。

1点目は以上でございます。

【岸本委員長】 三橋主幹。

【三橋主幹】 来年度に向けて広域行政の新しい課題ということなんですけれども、来年は特に変更点はないんですけども、広域連携というのは繰り返しになってしまうんですけども、住民ニーズの対応とかによって利便性の向上を図ることと行政効率や財政面での節減効果を期待するものだと考えておりますので、先ほど言われていた2市1町の共通課題はもちろんなんですけれども、当然のことなんですけど、町にメリットを生むような事業の展開をこれからも考えていきたいと思っています。

そのためにまず町の現状ですとか課題の把握はもちろんなんですけれども、事前に議論の精査を内部もしくは2市1町で行いまして、方向性の共有化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 若干ちょっと補足をさせていただきます。先日も2市1町の企画セッションがメンバーとなっております事務研究部会というものが開催されております。その中でもやはり事務研究部会は7つの部会の1つではありますけれども、ある意味その他の6つの専門部会を進行管理をともに協力しながら、手助けするところはするというような役割もあるということで、事務研究部会のあり方、活性化ということについても議論をしたところでございます。大きく3つ課題としてそのときに挙げて2市1町間の企画セッションとして共有したのがありますけれども、まずやはり事務研究部会そのものの所管事業の課題ということでは、簡単に言えば事業がマンネリ化していると、あまり毎年毎年変わらないような状況があるということで、その点をどうしていくかといった点が1点目でございます。

それから、事務研究部会の中に例えば公共交通ですとか湘風園に関する分科会というものもございますので、今後分科会を設ける、設けないという点も含めて、どういった場合に設けていくのか、どこまでいったらその分科会を畳むのかといったところが少しあやふやになっているということもありますので、今までやってきたからそのまま続けるみたいになってはいけませんので、そういった課題があるのではないかということが2点目でございます。

それから、3点目としてはこれも事務研究部会そのものの課題でもありますけれども、本来的にはもっともっと各個別の事業を進めるというよりも事務研究部会としては文字どおりこれからの広域連携をどうしていくかとか、地方分権に対する推進についてももっともっと先んじて課題として取り上げて、手を打っていくという研究も本来の役割ではあるんですが、なかなかそこが手薄になってきていると。昔は過去、大学の先生等をお呼びして、お話をお聞きして研修会みたいなものもやってそれぞれ共有して、それを各部会に落とし込んでいくというような活動をしていた時期もあったんですが、ちょっとそこら辺も少し手が不足して、薄くなってきているかなということもありますので、そういった課題を捉えながら事務研究部会としてあり方としてどうしていくか、活性化も含めてどうしていくか。その中で他の6つの専門部会が取り組んでいる事業については、改めて広域連携という手段を使ってやるべきことなのか、また成果はいつまでにどれだけ出そうとしているのかということをしっかりつくり直していこうということで、今、話し合っているところでございますので、その点についても議論の結果をまたご報告できるように、しっかり対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 済みません、杉崎委員の発言のところで、次、次年度というか今年度に向けての課題とか等々というお話がありましたので、ちょっと関連して1点だけ。

今回の決算では準備のための予算になっていますのであれですけれども、今回のアークリーグの中で防犯的な課題というのはあったのかなかったのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 高橋課長。

【高橋企画政策課長】 当初、茅ヶ崎警察署の署長様のほうに町長と一緒にご挨拶に伺ったときにも、本当に心配してしまうと、多くの方がいらっしゃるという意味ではテロというようなことも心配がないわけではないというお話はありましたけれども、そこはアークリーグ実行委員会のほうはそういったお話も踏まえて、きちんと警備会社等に委託をして対応するというところでやったということがございますが、実際に何か起きたかということでは、何も起きなくてよかったということでございますが、次回大会に向けてはもっともっと大きな大会にしていきたいという意味では、リスクはその分高まるのかなということは想定しなければいけないと思っておりますので、しっかり対応していきたいと思っております。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。大きなそういったものはないにしても、やっぱり多くの世代の方が集まってくる。特に若い子どもから若い年代の方も集まってくるということで、若干いろいろなことを耳にした部分もありますので、大きなテロとかそういうところではなくて、日常的な部分の防犯対策というのも若干必要になってくるのかなということを少し気にしていたので、準備をもし次の段階でしていくとなったときには、その辺の民間のボランティアの方にいろいろな警戒中とか見回り中とか、そういったものの準備とかというのも若干必要になってくるのかなというのを思っていましたので、このタイミングで言っているかどうかわかりませんでしたけれども、そういったところも少し気にしながら、もし次あるとしたら、準備をしていただければと思っております。これは意見として。

【岸本委員長】 意見として。よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で企画部企画政策課の審査を終わります。

暫時休憩といたします。会議の再開を10時50分といたします。

【岸本委員長】 それでは休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより企画部財政課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

深澤部長。

【深澤企画部長】 引き続き、よろしくお願いいたします。次は、財政課の決算審査になりますので、よろしくお願い申し上げます。説明につきましては菊地課長から、また質疑等については職員全員で対応しますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 皆さん、おはようございます。それでは、企画部財政課所管の平成30年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳出決算から説明させていただきます。決算書は55から58ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。

こちらは、財政事務を行うための財政事務経費であります。旅費につきましては、県庁等への職員の旅費、需用費の消耗品は、地方債や交付税といった参考図書購入費用、委託料は、公会計の統一的な基準に基づく財務書類作成業務委託料で、不用額は、契約締結に伴う執行残になります。使用料及び賃借料は、起債管理システムの借上料でございます。下表のとおり財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、タブレット資料3ページ、財政調整基金積立金になります。一般財源からの積立金9億625万円と預金利子分12万8,421円を積み立てたものでございます。

下表をごらんください。財政調整基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は43、44ページの利子及び配当金の1行目、財政調整基金利子12万8,421円となります。

続きまして、タブレット資料4ページ、公共施設整備基金積立金は、預金利子分の積み立てとなります。下表の特定財源は、歳入番号1、決算書43、44ページの公共施設整備基金利子の375円となっております。

続きまして、タブレット資料5ページ、減債基金積立金になります。こちらも預金利子分の積み立てとなります。下表の特定財源は、歳入番号1、決算書43、44ページの減債基金利子の7,020円とな

ります。

続きまして、タブレット資料6ページのまちづくり基金積立金になります。まちづくり基金積立金は、まちづくり寄附金としてご寄附いただいた184万3,514円のうち、年度中に事業に充当した残額の105万3,514円と、ふるさと納税として寄附いただいた寄附金から事業費を差し引いた625万4,210円を、さらに預金利子6万1,408円を積み立てたもので、積立金の総額につきましては、736万9,132円でございます。

下表の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書43、44ページのまちづくり基金利子の6万1,408円と歳入番号2、決算書45、46ページのまちづくり基金のうち、事業費を差し引いた730万7,724円を充てております。まちづくり寄附金につきましては、昨年総務省からの制度見直しに伴い、町でもふるさと納税の返礼品を見直したことにより15億3,277万9,001円から5,429万7,000円と対前年度で14億7,848万2,001円、マイナス96.5%の大幅な減となっております。件数につきましても、9,342件から2,790件と対前年度6,552件の減と、こちらも大幅な減となっております。

しかしながら、新たな試みといたしまして、平成30年度の8月からはふるまるというサイトから寒川キャットプロジェクトとしまして、町で活動する野良猫を保護するボランティア団体への活動支援や猫の不妊、去勢手術などを目的としたクラウドファンディング型ふるさと納税の取り組み34件、108万円の寄附がございました。

なお、年度中に事業に充当しておりますものにつきましては、健康・スポーツ課の地域医療体制充実事業の湘南看護専門学校新設支援補助金に79万円を直接充当しております。

続きまして、タブレット資料7ページをごらんください。予算書は57、58ページで土地開発基金繰出金は、預金利子1万3,530円を繰り出したものでございます。なお、土地開発基金につきましては、繰出金の科目から支出することになっております。

下表は特定財源となりまして、歳入番号1、決算書43、44ページの土地開発基金利子の1万3,530円になります。

続きまして、タブレット資料8ページ、ふるさと納税推進事業費になります。こちらの事業内容は、町外の方から町へふるさと納税として寄附をいただくために、インターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード決済、収納、返礼品の手配、配送を行うものでございます。役務費は、クレジットカード決済環境利用料及びPR用広告料となります。平成30年度のPR用の広告といたしまして、京王電鉄株式会社様の車両にドアステッカーを活用いたしました。委託料は、ふるさと納税窓口サイトの運営及び返礼品の調達、発送の委託業務に対するものとなっております。なお、寄附の状況により補正を行っております。また、特定財源は歳入番号1、決算書45、46ページのまちづくり寄附金から記載の額を本事業に充当しております。

決算書は63、64ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は9ページをごらんください。契約検査事務経費であります。町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおり適正に施行されているかを検査する事務でございます。賃金につきましては、隔年で実施している電子入札共同システムの定期申請事務処理に対応するための臨時職員賃金、報償費につきましては、優良建設工事の記念品の購入、旅費では、電子入札事務や検査事務の職員旅費、需用費では、契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、負担金補助及び交付金では、電子入札共同システム事業の運用にかかる負担金でございます。

続きまして、下表をごらんください。契約検査事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は47、48ページ、総務費雑入の下から5行目の下水道事業事務費負担金につきましては、地方公営企業法第17条の2の経費の負担の原則につき、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に記載の額を充て

ております。特定財源を支出済みから差し引いた253万8,398円が、一般財源となっております。なお、この負担金につきましては、このほか下記記載の事業に記載額を充当しております。

続きまして、決算書は11款まで飛びまして、105、106ページ、11款公債費1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをごらんください。町債償還元金となります。平成10年度借入れの、さむかわ中央公園整備事業費などの償還が終了したものの、平成27年度借入れの寒川小学校南棟大規模改修事業の償還開始などに伴い、前年度より1,861万6,302円、1.9%の増となっております。なお、下表のとおり、財源につきましては全て一般財源となっております。

続きまして、決算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをごらんください。町債償還利子となります。元金同様さむかわ中央公園整備事業などの償還が、29年度をもって終了したことや、平成19年度借入れの臨時財政対策債の利率見直しなどにより、前年度より1,417万7,377円、18.6%の減となっております。下表のとおり、財源につきましては全て一般財源となっております。なお、不用額につきましては、主に一時借入金利子の執行残によるものでございます。

続きまして、決算書は107、108ページ、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ページをごらんください。当初予算額といたしまして、前年同様5,000万円、補正により4,493万9,000円の増をお願いいたしまして、結果といたしまして7,442万474円を充当させていただき、残額が2,051万8,526円となっております。

充用先の款別の合計につきましては記載のとおりです。充用金額の大きかった事業といたしましては、町債の更正請求などによる過誤納還付金で1,990万990円、小学校維持管理経費で979万8,322円、職員給与費の職員退職手当組合負担金で927万2,998円、寒川総合体育館運営管理経費で581万7,700円、予備費総額のうち修繕にかかる費用につきましては、2,667万4,329円で全体の35.8%を占めております。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明をさせていただきます。タブレットは13ページ、決算書は29、30ページをお開きください。2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税2,859万8,000円、平成21年度の地方税法等の一部を改正する法律によりガソリンに課される税で、道路財源であった使途制限が廃止され、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められたもので、国の収入額が都道府県、市町村に対し譲与されるもの。なお配分割合は都道府県に対しては58%、市町村に対しては42%で、前年4月1日の町道の延長、面積により半分ずつ案分して譲与されるもので、6月、11月、3月の3回にわたって交付されます。理由につきましてはエコカーの普及やガソリン消費の低迷がありますが、前年度対比で43万6,000円、1.5%の増となっております。

次に、2項1目自動車重量譲与税7,044万8,000円、国税である自動車重量税の収入額の40.7%に相当する額が、地方揮発油譲与税同様に町道の延長、面積により案分されて、市町村に譲与されるものでございます。なお、譲与の割合は40.7%となっています。交付につきましては6月、11月、3月の3回となります。経済対策といたしまして、エコカー減税等があったものの、予算額に対しては848万8,000円の増、前年度決算額よりも43万6,000円の増となっております。

次に、3款1項1目利子割交付金752万4,000円、地方税法第71条の6の規定により、利子等の支払いまたは取り扱いをする金融機関等を特別徴収義務者として利子割税の税率は5%と規定されております。ほかに15%は所得税として国に納付、県が収納した県民税利子割額に100分の99を乗じて得た額の5分の3を、各市町村にかかる個人県民税収入決算額の割合に応じて交付されるもので、前年度以前3年度分の平均値で算出して交付されるもので、8月、12月、3月の3回の交付になります。前年度決算額より53万4,000円の減、予算額につきましては2,476万円の減となっております。

次に、4款1項1目配当割交付金3,156万5,000円、平成15年度の地方税制改正により平成16年1月1日に創設された交付金で、上場株式等の配当等に課される地方税の5%のうち59.4%が県から交付

されるもので、8月、12月、3月の3回の交付となっています。町へは、個人県民税収入決算額の県合計に対する割合に応じて配分されるものです。企業業績の落ち込みにより前年度決算額より630万4,000円の減となっておりますが、予算額に対しては1,656万5,000円の増となっております。

次に、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金2,768万8,000円、配当割交付金と同様で、上場株式等の譲渡益に課税される地方税の5%のうち、100分の99を乗じて得た額の5分の3、59.4%相当が県から市町村へ交付されるもので、町へは、個人県民税収入決算額の県合計に対する割合に応じて配分されるもので、3月の交付と1回の交付となります。企業業績の落ち込みにより前年度決算額より1,304万9,000円の減となっておりますが、予算額では1,268万8,000円の増となっております。

次に、6款1項1目地方消費税交付金8億7,498万4,000円、地方消費税交付金につきましては、消費税額の63分の17、これを消費税率に換算しますと地方消費税額1.7%となります。市町村に、人口、従業者数により案分されるもので、交付は6月、9月、12月、3月の4回となっております。消費税増税に伴う駆け込み需要などにより、前年度決算額より4,552万3,000円の増、対予算では1億2,998万4,000円の増となっております。

次に、決算書の29から32ページをお開きください。7款1項1目自動車取得税交付金です。5,255万5,000円、自動車取得税の税額に95%を乗じた額の10分の7、66.5%に相当する額を市町村の道路の延長、面積に案分して交付されるもので、平成21年度税制改正により一般財源化されて、8月、12月、3月の3回の交付になっております。制度変更などがないので、前年決算額より5万2,000円の微増となっております。

次に、8款1項1目地方特例交付金5,843万7,000円、平成20年度から所得税で控除し切れない住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除することによる個人住民税の減収補填分措置分になります。交付につきましては4月と9月の2回となっております。

次に、9款1項1目地方交付税815万、当町につきましては、普通交付税の不交付団体でしたので、特別交付税のみの額となっております。

次に、10款1項1目交通安全対策特別交付金673万円、道路交通法に定める反則金から諸経費を差し引いた額を道路安全施設の設置及び管理に充てるために交付されるもので、過去2年間の死傷者を伴う交通事故の平均、人口集中地区人口、改良済みの道路延長を基礎として算出しております。9月、3月の2回の交付になっております。算定の基礎となっている改良済み道路延長が増となっているものの、前年度に対しては10万8,000円の減となっております。

今まで2款から10款につきまして、国の地方財政計画や過去の実績などを勘案して予算計上していましたが、景気の動向など不確定の要素が多く、また、交付決定時期が3月などにより補正対応が間に合わず、このような差が生じてまいりまして、決算対応となってまいりました。今後につきましては、より差が小さくなるように努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、決算書はめくっていただき33、34ページ、タブレット資料は13、14ページになります。12款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料から6目教育使用料4節保健体育使用料までの行政財産使用料につきましては、財政課におきまして一括して説明させていただきます。行政財産使用料につきましては、寒川町行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づくもので、主に自動販売機や電柱等の設置、通勤用自家用車駐車場にかかるものであります。使用料の総額につきましては、326万5,165円で、対前年度93万1,709円の増となっております。増の主な理由といたしましては、教育使用料の小学校使用料及び中学校使用料の教職員等の通勤自家用車駐車使用料の増によるものでございます。

続きまして、決算書39、40ページをお開きください。14款県支出金1項県負担金3目市町村移譲事務交付金1節市町村移譲事務交付金につきましては427万5,412円、市町村が処理することとした県の

事務処理に要する経費で、主たる内容は動物の死体収容、一般旅券発給申請の受理にかかる事務等で、前年度決算額より11万7,568円の増となっております。

次に、41、42ページをごらんください。2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金市町村事務推進交付金899万1,000円、障害者地域生活支援関連事業の地域の実情に応じた事業、鳥獣保護管理対策や遺跡発掘調査などに交付されるもので、増の理由といたしましては障害福祉サービスの利用の増、アライグマの捕獲の増などにより、前年度決算額より84万円の増となっております。

次に、14款2項県補助金6目1節市町村自治基盤強化総合補助金2,753万5,000円でございます。タウンセールス推進事業や聖天橋架替事業などにかかる補助金でございます。市町村の行政機能及び財政基盤の強化を図るため、市町村等が実施する事業に対して補助されるもので、補助率は3分の1及び2分の1になっております。

次に、43、44ページをごらんください。15款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金になります。株式配当につきまして、三光化学工業株式会社様の配当50万円、株式会社テレビ神奈川様の3万4,800円、株式会社ジェイコム湘南様の97万6,555円の配当金であります。なお、三光化学工業株式会社様の配当金50万円につきましては、寒川町奨学金基金へ充当しております。

次に、45、46ページをごらんください。2項財産売払収入1目1節物品売払収入予算書等売払収入につきましては、30年度は実績がありませんでしたのでゼロの計上となっております。

次に、17款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金につきましては、3億1,737万8,000円となっております。

次に、3目1節まちづくり基金繰入金につきましては、2,203万1,000円でございます。防犯灯整備事業ほか15事業に充当しております。詳細の事業につきましてはタブレット資料16ページの別掲1に記載しておりますので、ごらんいただければと思っております。

次に、18款1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金、前年度繰越金の額が11億6,236万1,130円で、平成29年度決算上の余剰金を翌年度の平成30年度の財源として繰り越したものでございます。

次に、47、48ページをごらんください。19款諸収入4項1目雑入1節総務費雑入でございます。広告掲載料349万7,800円になります。内訳といたしましては、公用車への広告掲載料が12万円、広告つき案内地図板広告料が233万2,800円、ホームページバナーの広告掲載料が34万5,000円、「広報さむかわ」広報掲載料が70万円、なお、広報活動事業費へ104万5,000円を充当し、残りは一般財源となっております。

次に、決算書は49、50ページ、タブレット資料は15ページをごらんください。2節民生費雑入広告掲載料30万円、こちらは、「さむかわ健康だより」の広告に伴う掲載料であり、予防事務経費に充当しております。

3節衛生費雑入広告料59万円、指定収集袋及びごみの分別収集日程表への広告掲載料で、備考欄の事業に充当しております。

次に、雑入自動販売機等電気使用料42万1,030円、公共施設内設置してあります自動販売機等に要する電気料で、庁舎ほか14台分で、備考欄に記載の事業に充当しております。

次に、市町村振興協会市町村交付金1,461万7,321円、市町村振興宝くじオータムジャンボ、サマージャンボの収益金を市町村に配分するもので、公共事業、公益の増進を目的とする事業が対象となっております。宝くじ売り上げ枚数増に伴い、前年度決算から245万5,164円の増となっております。

次に、その他205万4,451円、前年度比につきまして23万5,331円の増となっており、主なものは情報公開コーナーの複写費などとなっております。

次に、51、52ページをごらんください。20款1項町債1目民生債から4目教育債につきましては、備考欄に記載の事業に充当しております。平成30年度の起債額の総額は、起債の額4億5,130万円で、

先ほど歳出で説明しましたとおり、平成30年度の地方債償還金が9億9,880万4,059円ですので、借入額の総額は5億4,750万4,059円の減となっております。なお、4目教育債1節小学校債の小学校施設改修事業債の差につきましては、町内5小学校の普通教室等空調設置工事の繰り越しに伴うものとなっております。

引き続きまして、決算書155ページの一般会計における実質収支に関する調書の説明をさせていただきます。なお156ページから159ページの各調書につきましては、特別会計になりますので、それぞれの所管から説明となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計における実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額157億4,756万8,000円に対しまして、歳出総額は146億2,571万円となり、歳入歳出差引額といたしましては、11億2,185万8,000円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源といたしましては、本年6月会議でもご報告させていただいたとおり、繰越明許費繰越といたしまして、小学校施設改修事業費ほか4事業で、2,912万2,400円を繰り越し、平成30年度の実質収支額は10億9,273万6,000円となりました。

続きまして、財産に関する調書、決算書は162ページ、1公有財産の(2)無体財産権から(4)出資による権利までについてご説明いたします。(2)無体財産権の商標権であります、E's S a m u k a w a の名前及びロゴの商標登録で、決算年度中の増減高の3件につきましては、『「高座」のころ。』ブランドスローガンとメインのブランドマーク及びサブのブランドマークの3点を新たに登録したのものによります。

次に、(3)有価証券であります、町が保有する株券の状況でございます。それぞれ記載のとおりで前年度との変更はございません。

続きまして、(4)出資による権利でございます。こちらにつきましても記載のとおりで、前年度との変更はございません。

続きまして、決算書の168から170ページをごらんください。3基金の状況でございます。169ページ(10)国民健康保険財政調整基金、170ページの(14)介護給付費準備金につきましては、各特別会計の所管からの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主な増減内容についてご説明させていただきます。(1)財政調整基金の上段の4億6,198万5,000円は、平成29年度の一般会計より積立金として支出し、基金へ繰り入れたものでございます。下段の3億8,040万7,000円は、財源調整のため一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、(5)奨学金基金につきましては、奨学金の返還及び貸し付けに伴う増減と、預金利子及び三光化学工業株式会社様の株式配当による積み立てによるものでございます。なお、1人当たりの貸付金額は、平成25年度分から改正がされ、入学準備金が公立の場合は10万円以内、私立の場合は20万円以内、就学資金が月額1万円でございます。

160ページ(9)の国際交流基金の減につきましては、さむかわ国際交流協会交付金に充当したもので、増につきましては預金利息でございます。

次に、170ページ(15)まちづくり基金についてですが、上段の5億6,351万6,000円は、平成29年度までのまちづくり寄附金を財源として一般会計より積立金として支出し、繰り入れたものでございます。その他の基金における数値の増につきましては、預金利息となっております。

説明につきましては、以上になります。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けますので、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 じゃあ2点お伺いします。まずふるさと納税なんですけど、これはホームページを開設している会社等に委託をしていると思うんですけど、その委託料、手数料というのは何件で、

幾らになっているのかというのを確認したいと。それプラス返品に関していろいろ経費がかかっていると思うんですけど、その経費を内訳をお願いします。

それと財政調整基金なんですけど、これは168ページの10億1,558万ということでこれでよろしいのか、確認。財政調整基金のこの決算の年度末の残高はこれでよろしいのかの確認です。

【岸本委員長】 一応2点、2点目は確認ということでございますが、1点目から説明のほうをお願いいたします。

吉田主査。

【吉田主査】 では、私のほうから1点目のふるさと納税の経費の内訳等についてご説明させていただきます。

まず役務費、手数料のほうでございますが、こちらにつきましてはふるさと納税のご寄附いただいた方たちのクレジット決済にかかわる手数料となりまして、内訳といたしましてはサイトが幾つかあるので、ふるさとチョイスが2,167件分、そしてふるなびというサイトにつきましては589件分、そして、ふるまるというサイトにつきましては34件分となります。同じように委託料につきましても件数としては同じ内訳になってございます。

私から以上です。

【岸本委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 財政調整基金の額ということで、決算年度末現在高ということで10億1,558万2,000円が基金の額となっております。なお、基金につきましては出納閉鎖期間がございませんので、本年度の3月末、31日をもちましての基金残高となります。現在といたしましては9月議会で、ここで決算をいただく形になります。19億2,196万271円という形になっております。決算上につきましてはこの10億1,558万2,000円の額になります。

以上です。

【岸本委員長】 ふるさと納税についての返戻品の詳細の質問があったと思いますけれども、それはお手元に資料はございますでしょうか。

吉田主査。

【吉田主査】 大変失礼しました。委託料の内訳のお話かと思えます。内訳といたしましては寄附額に対して13%、こちらサイトによって若干異なりまして12%もしくは13%というのが経費としてかかります。それ以外に寄附証明書を送付する手数料、それから、それらにかかる郵送料です。それプラス消費税という形で基本的には12%もしくは13%の寄附プラス先ほど言った郵送料などが別途かかってくると、内訳としてはそのような形になっています。

以上です。

【岸本委員長】 吉田主査。

【吉田主査】 たびたび失礼しました。返戻品の寄附の件数等の内訳でございます。こちらのほうにつきましてもサイトに異なりまして、まず、ふるさとチョイス、こちらのベストのほうでご報告差し上げますと、一番多かったものは件数として311件、返戻品のものとしては麒麟の生茶でございます。

続きまして、2番目としては冷凍ミニたい焼きセット、こちらが258件。そして、3番目としてはこちら麒麟のウイスキーです、富士山麓というもので243件という件数内訳になってございます。

なお、もう1つのサイト、こちらは国の制度の見直しによりまして、10月末をもって返戻品が制度の見直しにそぐわないということで閉鎖をしたところがあるのですが、10月までの内訳としてふるなびのほうのベストをご報告させていただきますと、一番多いものは340件でドライレコーダーです。そして、2番目が97件でオムロンの体重計です。そして、3番目としてはケルヒャーの高圧洗浄器と

いうことで、こちらが38件分という内訳になってございます。

済みません、失礼しました、以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 財調の関係はわかりました。ふるさと納税のほうなんですけど、いろいろまた手数料も12%から13%ということで、これに対して実質的に正味の幾ら実際税収で残ったのかというのをちょっと確認したいのと、この返戻品を送るたびにいろいろ多分送料とか何かそういうものもあると思うんですが、その辺は幾らになっているのか、確認したいと思います。

【岸本委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 幾ら積み立てたかというお話になります。ご質問だと思うんですけども、ふるさと納税につきましては事業費を差し引いた額ですので、625万4,210円分をふるさと納税の寄附いただいた分を積み立てた額になります。

以上です。

【岸本委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 今、郵送料等のご質問かと思うんですけども、そちらのほうは今包括して支払っているもので、件数のほう、ちょっと集計等はしておりませんので、こちらでは金額のほうは把握しておりませんので、申し訳ございません。

【岸本委員長】 後ほど資料のほうとか提出のほうはできますでしょうか。

菊地課長。

【菊地財政課長】 後ほど経費につきましては提出させていただきますので、よろしく願いいたします。申し訳ございません。

【岸本委員長】 それでは、資料提出させていただくということで、ほかに質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 ふるさと納税に関してなんですが、制度が見直されて減額されてきたわけですが、今、県内9市町ぐらいですか、県内、不交付団体。要は不交付団体、交付団体のそれぞれ不利な点とかふるさと納税に絡めた不利な点も結構あるかと思うんですね。その辺の町としての考え方をちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

【岸本委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 そうですね、普通交付税の交付団体につきましては、寄附額が75%を交付金で普通交付税で算入されるということで、不交付団体にはこれだけの不利がございます。県とそういった研究会がございまして、不交付団体で何らかの形でこういった是正をするような形で話し合いをしておりますので、そういうところは県内不交付団体一丸となりまして、要求のほうを今後していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 わかりました。そういう研究会があるということはちょっと知らなかったものから、ぜひ全国でも70幾つ、80ぐらいですか、70幾つの不交付団体があるかと思うんですが、全国でまとまるというのはなかなか難しく、神奈川県内は多いほう、愛知県とかは多いみたいですが、神奈川県内も多いほうだと思うので、ぜひその辺のところをまとめて国への要望をぜひお願いしたいと思います。

これは意見でございます。

【岸本委員長】 意見でございますので、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

じゃあなければ、副委員長、質問をお願いいたします。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 済みません、この全般的に財政にかかわりますので、ここでちょっと質問させていただきたいのは、大きく3点ございまして、まず1点が今回法人町民税のほうが減となっております、前年度比です。こちらは解説書のほうを見ますと日本経済が堅調でというようなお話も記載はあるのですが、そういう中でこの法人町民税のほうが減額になっている主な理由というものをごまづ把握してたら教えてください。

2点目がこちらでいいますと地方消費税交付金にかかわるところでございまして、これはこの30年度ではなく今年度からになるんですが、この消費税のほう増税にもなるというところで、先ほどこの駆け込み需要等でこの予算に比べて収入済額のほうは増えたというような話もありましたが、今後の見通しはどのようになっているのか。さらに、この消費税分において当然町のほうから支払った金額に対しても消費税分払っているものが相当数あるかとは思いますが、この消費税分というのは一体幾らになるのかという点をお教えいただきたい。

3点目としましては、今回この町債のほうの償還もかなり進んでまして、公債残高のほうはかなり減っているというところは非常によいなと思うのですが、そうした中で今回この土木費に関してがこれまでの傾向とちょっと変化しまして、前年度比で増額になってます。今後見通しますと、またこれから田端西地区の再開発等も進み出しましたので、この土木費がどんどん上がっていくのではないかとと思うのですが、そうした中でやはりここ数年ずっと基調としてあるのが民生費がどんどん増額しているという基調もありまして、そういう中でこの土木費に関してどのような方針を持って町としては考えているのか、この3点、済みません、お願いいたします。

【岸本委員長】 菊地課長。

【菊地財政課長】 まず1点目の法人町民税につきましては、こちらは総括という形で財政のほうで今説明させていただいているんですけれども、後ほど税務課、収納課が歳入のご説明があるかと思しますので、そちらでご質問を改めてしていただければと思うんですけれども、よろしいでしょうか、申し訳ございません。

2点目の消費税につきまして、需要等々ということで乖離が大きいのはどういうことかというご質問かと思えますけれども、昨年度も決算につきましてもやはり8,000万ぐらい予算額より上回っております、今年度につきましてはさらにそれが駆け込み需要の関係で、さらに乖離が広がったというところがあります。ですから、財政状況、予算計上の段階でちょっと過小に見積もっていたというところがありますので、こちらのほうは決算が最後になってしまいますので、予算の段階でちょっと決算が見込めなかったもので、前年度の予算水準で動かした経緯で予算を低く見積もってしまいましたので、今後この決算ベースをもとに増税分も含めて予算計上をしていきたいと考えております。

なお、今後の見通しといたしましては2%が増える分につきましては、増税分につきましては社会保障ということですので、そちらのほうに充てられる財源と考えておりますので、一般財源分につきましては歳出が生じると考えております。

なお、消費税にかかる歳出の部分の消費税、払う部分につきましては課税部分、非課税部分、また間接的に消費税が補助等でかかっている部分等がありますので、こちらのほうでちょっと把握のほうはしておりませんので、ちょっと数字のほうはお答えできない形になっておりますので、ご理解いただければと思います。

あと3点目は町債償還が減って、土木費に関してということですが、こちらは町の計画に基づきましてどのような事業をやるかによりまして、どの起債の対象経費等々が変化するものになりますので、町の計画に基づいての今後、町の土木が増える計画があれば土木費が増える形、また、施設再編等もありますのでそちらの経費等々が増える場合もありますし、今後の計画によって公債費がど

ういうふうになるかという状況であります。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 まず1点目のほうはかしこまりました。後ほどちょっと質問を改めてさせていただきます。

2点目のほうがこの消費税の部分に関しまして、これから2%分に関しては社会保障のほうに宛てられるということで、そちらのほうは理解はしているのですが、そこでちょっと歳出のほうをしていないというお話がありました、その町からの支出の分の消費税分ですね。つまり私はちょっと何をお伺いしたいかといいますと、当然8%から10%に上がるに伴って、町からの消費税の支払い分も増えると思うんですが、その分今度、つまりこれは国のほうから戻ってくるのかどうかというところですね。ここの見通しというものを、つまりこれは社会保障に全額使われるだけになってしまうと、当然町から消費税分支出のほうが増えてしまう形になると思うのですが、ここについてどのような見通しがあるのかという点についてちょっとお伺いしたいと思います。

3点目もかしこまりました。町の計画に基づいてということで、当然そのようになるだろうとは思いますが、これもちょっと個別具体なところはまた後ほど別途お伺いしたいと思います。2点目のほうだけ済みません、お願いいたします。

【岸本委員長】 決算でございますので、なかなか難しい答えになるかもしれませんが、答えられる範囲でお願いいたします。

菊地課長。

【菊地財政課長】 全体の消費税のニュースの関係になろうかと思っておりますので、消費税、増えることによって、支出が増えることによって2%増えた部分とその残りの8%部分も増える形になりますので、一周ぐるっと回ってくるとは思うんですけれども、こちらの分、令和元年、今年度の予算をつけるときも半年間は消費税が増える、2%増えるという形で予算編成のほうを、そちらを踏まえた形で企画のほうで配分調整額、そこまで含めた形で予算編成をしておりますので、その中で各予算編成につきましては消費税込みで、その配分調整額等の中で歳出を抑える形で、各所管でそれを含めた形で予算編成をしていってほしいという形で考えております。

それが歳入で返ってくるかというところでは、消費税交付金の中には反映される、消費が増えれば反映されると思っておりますので、そちらのほうを期待したいという形になってしまうんですけれども、特にこの分については歳入等が補填されるというお話はありませんので、出る形にはなってしまうという形では考えております。

以上です。

【岸本委員長】 また別の機会に質問ということにさせていただければと思います。

ほかはないようでございますので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

最後、企画部広報戦略課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

深澤部長。

【深澤企画部長】 お疲れのところ、大変申し訳ありません。

それでは、企画部、最後となります広報戦略課の決算審査についてよろしくお願ひ申し上げます。説明につきましては青木課長から、また、質疑等については職員全員で対応してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の平成30年度決算につきましてご説明をさせていただきます。なお、説明に当たりましては、決算書並びにタブレットのファイル番号040広報戦略課でございます決算特別委員会説明資料をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書は57ページから60ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページをお開きください。最初に、広報プロモーション担当所管の広報活動事業費でございます。この事業は、広報紙、広報板、ホームページ、メール配信サービス、SNS、各種報道機関など、さまざまな媒体を活用し、町の取り組みを広く情報発信していくことで、町民との協働によるまちづくりの推進を目的としているものでございます。

7節の賃金につきましては広報誌製作業務にかかる臨時職員賃金。

9節の旅費につきましては、神奈川県市町村広報広聴連絡会や、県広報コンクール表彰式への出席にかかる職員の普通旅費でございます。

11節の需用費は、「広報さむかわ」等の発行に必要な消耗品費と広報掲示板3カ所分の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、通信運搬費でございまして、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料、13節委託料につきましては、「広報さむかわ」製作業務のほか広報紙等のポスティングによる全戸配布業務や町ホームページ、メール配信サービスに関するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、新聞等の著作物複写利用料、19節負担金補助及び交付金につきましては、公益財団法人日本広報協会への負担金でございます。

続いて下の段の表に移りまして当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は43、44ページの県支出金自衛官募集事務委託金につきましては、法定受託事務であります自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち、広報紙への募集記事の掲載に対して配分されたものでございまして、収入済額の全額を「広報さむかわ」製作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号②、決算書は47、48ページの諸収入、広報掲載料については市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじ及び新市町村振興宝くじ、通称ハロウィンジャンボ宝くじの販売につきまして、広報誌等への掲載協力をすることで、その収益金の一部が公益財団法人神奈川県市町村振興協会から交付されるものでございまして、収入済額の全額を「広報さむかわ」製作業務委託料に充当しております。

続いて、歳入番号③、決算書は同じく47、48ページの諸収入広報掲載料については、先ほど財政課のほうでまとめてご説明したものになりますが、町ホームページの運用委託料及び「広報さむかわ」製作業務委託料に104万5,000円を充当しております。これらにより本事業における特定財源の充当額合計は121万9,000円で、一般財源額は2,337万9,986円でございます。

続きまして、決算書は59、60ページ、タブレット資料は3ページをごらんください。タウンセールス推進事業でございます。この事業は、寒川町人口ビジョンに掲げた人口に関する目標の実現に向け、若い世代を中心とした移住の促進を目的としているもので、ターゲットとして設定した若い世代の定住可能性を高めるためのブランディング並びにブランドコミュニケーションを展開している事業でございます。

8節の報償費につきましては、マーケティング・マネジャー2名の謝礼、9節の旅費については、アークリーグ2019開催に伴う関係機関や移住定住関連の会議出席にかかる職員の普通旅費、11節の需用費は、ブランドの醸成活動にかかる消耗品費と『「高座」のころ。』ガイドブックの増刷にかかる印刷製本費でございます。

次に、12節役務費につきましては、デザイン用モバイルWi-Fi利用料としての通信運搬費、また、平成29年度に行いましたブランドマーク等の標識登録申請にかかる登録料としての手数料、さらには、移住を検討しているターゲットに対する直接的周知活動の強化とブランド認知の拡張を図ることを目的に実施いたしました不動産情報サイト広告とSNS広告の広告料でございます。

次に、13節委託料につきましては、移住ポータルサイトの保守委託料や『「高座」のこころ。』屋外用バックボードの作成委託料、さらにはブランド醸成の実行部隊として町民と行政が一体となって組織する『「高座」のこころ。』推進実行委員会への委託料でございます。

なお、不用額につきましては主に『「高座」のこころ。』実行委員会にかかる委託料分となりまして、これは当初計画では昨年度上期に立ち上げをし、順次取り組みを進める予定でありましたが、メンバー確保等に時間を要したことから、平成30年度についてはまずは準備会として組織し、本年4月に開催されましたアークリーグ2019への機運醸成の取り組みや、実行委員会の正式立ち上げに向けたメンバー確保等の準備業務を中心に行ってきたことによるものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料はブランドの可視化業務のためのパソコンソフト使用料でございます。

続いて、下段の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、決算書は37、38ページの国庫支出金地方創生推進交付金につきましては、地域再生法に基づき地方公共団体の自主的、主体的、先導的な取り組みや従来の縦割り事業を超えた取り組みを支援するものとして、平成28年度から創設されたもので、平成30年度におきましては産業振興課が所管する商工業支援プログラム推進事業と当課で所管をしますタウンセールス推進事業の2事業で認定を受けておりまして、交付率は2分の1でございます。

収入済額のうち499万380円を商工業支援プログラム推進事業費へ充当し、残りの722万234円をタウンセールス推進事業の旅費と印刷製本費以外の支出科目に充当しているところでございます。

続きまして、歳入番号②、決算書は41、42ページの県支出金市町村自治基盤強化総合補助金につきましては、先ほど財政課でまとめてご説明したのようになりますが、充当先は報償費の謝礼、役務費の広告料、移住ポータルサイト保守委託料、『「高座」のこころ。』推進実行委員会委託料に合計で478万4,000円を充当しております。これらにより本事業における特定財源の充当額合計は1,200万4,234円で、本事業における一般財源額は383万2,900円でございます。

続きまして、決算書は59、60ページ、タブレット資料は4ページをごらんください。統計マーケティング担当所管のマーケティング推進事業費でございます。この事業は、町民の意向を的確に捉えた住民起点の施策立案や各計画等の策定を行うため、eマーケティングリサーチ制度の運用をはじめ、町民の意向を把握するための各種調査を展開している事業でございます。

8節報償費につきましては、eマーケティングリサーチ制度のeモニター等に対する謝礼でございます。不用額につきましては当初予算においては平成30年度のモニター登録目標数で計上したものの、実績登録数が目標数を下回ったこと等による執行残でございます。

12節の役務費については、モニター謝礼の簡易書留郵送料となっております。また、当事業につきましては全額一般財源による支出となっております。

続きまして、決算書は59、60ページ、タブレット資料は5ページをごらんください。情報システム担当所管のICT活用事業費でございます。この事業は、行政手続きの電子化や高度情報通信技術に対応するため、情報基盤の整備及び情報セキュリティ対策を実施するとともに、神奈川セキュリティクラウドにより、庁内LANからインターネット接続を分離することで情報流出を防ぐなど、対策を実施したもので、平成30年度においては職員用ノートパソコンのウィンドウズ7からウィンドウズ10への入れ替えや総合行政ネットワーク——LGWANになりますが——の第3次から第4次への更新を実施したものでございます。

9節の旅費については、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会等への出席にかかる職員の普通旅費、11節の需用費については、プリンタのカートリッジや記録媒体等のコンピュータ周辺機器に関する消耗品費、12節役務費については、通信運搬費でございまして、文書館等の町公共施設を庁内ネットワークに接続するための回線使用料、13節委託料については、県が構築しました神奈川情報セキュリティクラウドサービスの提供委託料をはじめ、情報セキュリティ監査委託、情報システム最適化にかかる委託料でございまして。

14節使用料及び賃借料は、職員用ノートパソコンやサーバー等のコンピュータ借上料、19節負担金補助及び交付金は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございまして。

続いて、下の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございまして。歳入番号①、決算書は47、48ページの諸収入下水道事業事務費負担金につきましては、先ほど財政課でまとめてご説明したのになります。充当先は役務費、情報セキュリティ対策委託料、コンピュータ借上料に合計で98万6,000円を充当しており、本事業における一般財源額は4,363万5,505円でございます。

続きまして、決算書は59、60ページの2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございまして。タブレット資料は6ページをござらんください。コンピュータ利用事業費でございまして。この事業は、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため円滑な事務の執行に資するよう、コンピュータを効率的に運用、活用していくものでございまして。

4節の共済費につきましては、非常勤職員1名分の社会保険料で、7節の賃金につきましても、非常勤職員の賃金でございまして。

9節の旅費につきましては、県等への職員の普通旅費、11節の需用費消耗品費は、電算処理にかかる用紙代やトナー代等、12節役務費は、通信運搬費でございまして、住民情報のオンラインバックアップにかかる回線使用料、13節委託料については、電算入力データ作成委託、住民情報の電子媒体外部保管委託、住民情報システム等のパッケージソフト保守委託でございまして。

14節使用料及び賃借料は、住民情報システム等とその周辺のコンピュータ借上料、19節負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県市町村情報システム共同事業組合への負担金でございまして。

続いて、下の表に移りまして当事業に充当している特定財源でございまして。歳入番号①、決算書は37、38ページの国庫支出金社会保障・税番号制度システムの整備補助金(総務省分)につきましては、いわゆる番号法による社会保障・税番号制度の導入等にかかる地方公共団体の情報システムの整備に要する経費を対象としたもので、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実を図ることを目的としているものでございまして。また、補助率については、住民基本台帳システムの改修にかかる経費について10分の10でございまして、全額をパッケージソフト保守委託料に充当しております。

続いて、歳入番号②、決算書は47、48ページの諸収入下水道事業事務費負担金については、先ほど財政課でまとめてご説明したのになります。コンピュータ借上料と神奈川県市町村情報システム共同事業組合負担金に合計32万6,000円を充当しております。本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は635万5,000円で、一般財源額は6,862万5,800円となります。

続きまして、決算書は69、70ページの2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございまして。タブレット資料は7ページをござらんください。統計調査事務経費でございまして。統計調査事務経費は、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査にかかるもの、また統計の普及に資する経費でございまして、統計さむかわ、統計月報の発行をはじめ、登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施など、かかる経費の全額を県の交付金を財源として実施しているものでございまして。

9節の旅費につきましては、県が開催する統計諸会議等へ出席するための職員の普通旅費、11節の

需用費は、統計調査の実施に当たり必要な消耗品費、12節の役務費は、通信運搬費でございまして、統計さむかわや統計調査員表彰にかかる郵送料でございまして、不用額が多くなった理由につきましては、調査員研修の案内を郵送で行う予定としていたものの、電話連絡等により直接行ったことから、支出が抑えられたことによるものでございます。

続いて、下の表に移りまして当事業に充当している特定財源でございまして、歳入番号①、決算書は43、44ページの県支出金統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管する県単独統計調査及びその事業に対して10分の10で交付されるものでございまして、全額を各支出科目に充当しております。よって、当事業における一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、決算書は69、70ページの2款総務費5項統計調査費2目基幹統計費でございまして、タブレット資料は8ページをごらんください。基幹統計調査事務経費でございまして、基幹統計調査事務経費については、統計法に基づき実施される国勢調査や工業統計調査等の基幹統計調査の実施にかかる経費でございまして、平成30年度については、学校基本調査、工業統計調査、住宅・土地統計調査をはじめ、経済センサス調査区管理を実施しております。

1節の報酬は、統計調査員の報酬、3節職員手当等は、調査に伴う職員の時間外勤務手当、7節の賃金については臨時職員の賃金、9節の旅費については統計調査員の費用弁償や調査説明会等への出席にかかる職員の普通旅費、11節の需用費は統計調査実施に必要な消耗品費、12節役務費は通信運搬費でございまして、統計調査員への調査関係書類等の郵送料でございまして、

続いて、下の表に移りまして、当事業に充当している特定財源でございまして、歳入番号①、決算書は43、44ページの県支出金基幹統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管します国の委託統計調査及びその事業に対して、10分の10で交付されるものでございまして、全額を各支出科目に充当しております。よって、こちらも当事業における一般財源の持ち出しはございません。

最後になりますが、タブレット資料9ページにつきましては、決算書43、44ページの財産収入株式配当金でございまして、先ほど財政課よりまとめてご説明させていただきましたが、広報戦略課が所管いたします株式会社ジェイコム湘南及び株式会社神奈川テレビの株式配当金でございまして、全額一般財源振り替えとなっております。

以上で、企画部広報戦略課所管の平成30年度歳入歳出決算のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 出席職員全員が紺のポロシャツでそろえた担当の説明が終わりました。それでは、質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、1点お伺いします。説明書の3ページのほうですけど、役務費でモバイルWi-Fiを使ったということで、ちょっと初めてこういう言葉を聞いたんですけど、これを何に使ったのかというのを1点と、何台使っているのか確認したいと思います。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 タウンセールス推進事業の役務費通信運搬費のモバイルWi-Fi利用料のご質問だと思います。このWi-Fi利用料につきましては、主にマーケティング・マネジャーが執務している2階のフロアになりますけれども、そこで外部からインターネット等を使いましていろいろな情報収集をする機会が多くございますので、その情報収集のためにモバイルWi-Fiを利用料として登録をして払っているというものでございまして、台数については1台でございまして、

以上でございまして。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 マーケティング・マネジャーが使うということで、これに関して、ということは庁

舎内で使っているということで、庁舎内のインターネット回線を使っていないということになるのかなと思います。それと常時仕事をやっているときには使われているということでずっと、それを確認します。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 山田委員おっしゃるとおりでございます、執務中にインターネットを2階のフロアといいますか、広報戦略課のスペースの中でインターネット等を利用する場合はそのモバイルW i - F i を使っているという形になっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 庁舎内のインターネットを使わずに、担当課はそのW i - F i を使っているのかという質問でございます。

吉田副主幹。

【吉田副主幹】 モバイルW i - F i の用途にかかることになりましたけれども、実際、町の中に入れてある端末自体は基本的にはウィンドウズ端末を入れさせていただいている中で、そこに対するセキュリティということで1つのネットワークは組んでおります。マーケティング・マネジャーの使用しているPCについて、マックを使っているということで、仕様としてセキュリティの用途がかなわないということもありまして、別系統でネットワークを組んでいるという現状がございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 パソコンに関してウィンドウズじゃなくてマックを使っているということですが、これは要はマネジャーのために使っているということですが、ウィンドウズにも対応しているものじゃないということになるのかということ、もしこれ可能であれば、ほかの部署でも使ったりすることは可能なのかというのを確認したいと思います。

【岸本委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 もともとマックを使わせていただいているという部分につきましては、今回ブランドに関するデザインを主に用途として使うPCということでマックを選択しているという現状があることと、あと実際ほかの部署というお話もございましたが、今、実際にモバイルW i - F i という端末なので、それほど負荷がかけられない状況もありますので、台数の制限はあると思いますが、それ以外にそれがぶら下がるような、例えば物理的に庁舎のネットワークと切り分けなければならないような端末があるような場合については、その対象には考えられるかなと思います。現時点ではないと考えておりますが、以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 何点かお伺いしたいと思います。まず2ページの広報活動事業費のところ、ホームページにかかわる部分もあったかと思いますが、町民の方からは議会の中でもたびたび意見とかあると思いますが、ホームページの使い勝手が随分よくなってきているんですけども、やっぱり階層に深まっていくとなかなか2回、3回ではたどり着かないというのがまだある。たどり着いても更新がされていない、これはいつのものなのかというのが多い。そもそもそこにたどり着かないということがたびたび聞かれます。

私もホームページを使って調べようと思っても、その部分が自分のやり方がいけないのかわからないんですけども、ちょっと使い勝手がまだいま一つだなというのをすごく感じているんですね。以前、委託業者を変えた、変えるというようなお話があったかと思いますが、その辺について今後どういう展開がされていくのか、また、この30年度、しっかりと委託によってこのホームページの機能が発揮されたのか、担当課としての見解をお伺いしたいと思います。

2点目が3ページ目のタウンセールス推進事業です。30年度は実行委員会に委託をするために予算をとったけれども、準備会、人数が集まらずに準備会としての進めたことによる委託の減となっております。なかなかこの『「高座」のこころ。』の実行委員会の中身がいま一つ見えてこない部分が町民の方にはあるのかなというふうには思っているんですけども、準備会として行った結果、予算としては60万弱不用額になっていますけれども、しっかりとその機能が果たされたのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

あともう1つが、そもそもこの『「高座」のこころ。』を推進していくに当たって、今さまざまな展開をいただいていると思いますけれども、どの程度までこれを進めていくのかというか、目標ですね、30年の2月にスタートしたばかりですので、何とも言えませんが、どこの辺まで展開していこうと、年度的に思われているのかちょっとお伺いしたいと思います。

あともう1つが、4ページ目のマーケティング推進事業費のところ、eリサーチ、eモニターの中で、29年度は増加をして人数がある程度集まって、平成30年度250名の募集を予算上はかけたと思いますけれども、その中でなかなか集まっていなくて減額、不用額が出ているということですが、このどういった方々が30年度は登録をされて、どういった効果があらわれたのか、1つはあらわれたと思いますけれども、どういった声が多く上がっていたのかということについてお伺いをしたいと思います。

【岸本委員長】 以上大きく4点あったと思いますが、よろしくお願ひいたします。

青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。それでは、順次ご答弁させていただきたいと思ひます。

まず1点目のホームページに関することでございます。ホームページのとりたい情報までの届く課題ととりにくいという課題は本当におっしゃるとおりでございます。これは自治体は寒川町だけではなくて、他の自治体も同様かと思いますが、やはり自治体がホームページに載せる情報量については、生活に密着した部分全ての情報を出していかなくちゃいけないということで、圧倒的に情報量が多いということが1つわかりにくい課題なのかなと思っております。

そうはいつでも我々としてもその中でいかに見やすく、情報をとりやすくしていくかということは常々やはり課題だと思っております。具体例でいきますと、きのう、おとこの台風19号の関連でホームページのトップページに我々は住民の皆さんが必要な情報を常に更新をしたところでございますが、やはりあそこの部分につきましても数年前まではそういった対応もとっていなかったと。防災情報も深いかないと見えない状況がありましたので、そこはちょっと職員のできる範囲の中でより情報をとりやすい対応をとということで、取り組みを今回させていただいたということでございますけれども、我々といたしましてもその辺の課題はしっかりと認識しているところでございますので、調査研究していきたいなと思っております。

また、ご指摘ございましたシステムの更新に関しましては、今のシステムは平成25年度に導入をしているところでございます。実はことしの8月にシステムのバージョンアップが図られました。このバージョンアップにしたことによりまして、レイアウトの自由度が上がったりですか、各ホームページのQRコードが容易につくれたりするなどの機能が追加されたということもありますので、住民の皆様がよりとりやすい情報にするために、各課のほうにもこの辺の機能、バージョンアップによって機能が上がったということをしかりと周知をしまして、全庁的により見やすいホームページの形にできるよう努めてまいりたいと思っております。

それと『「高座」のこころ。』の実行委員会が遅れた理由ということで、機能しているのかどうかというお尋ねでございます。実行委員会の立ち上げがまず遅れた理由につきましては、この実行委員会

は我々としては各団体からのこれまでのような推薦方式ではなくて、取り組みの趣旨に賛同してくれる個人のつながりで組織していくことを基本的な考え方として進めてまいりました。

これに関してはやはり町民の方、皆さんお仕事を持たれている方もいらっしゃいますので、なかなか我々一人ひとりに町ではこういう取り組みをしていて、こういう趣旨でこういうことをやりたいんだということで、一人ひとりコミュニケーションをとりながら理解していただいているといったような経過もございまして、やはり思った以上に少し時間がかかってしまいました。そういったことで、昨年度の上期前半には正式立ち上げということで進めておりましたが、ちょっと人数の集まりがちょうど半年で十数名ぐらいしか集まりがなかったんです。当然、この事業に関しては町からの委託事業ということで、公費の投入をされているものでございますので、やはり透明性ですとかある程度の一定程度の参画していただいている方の人数も確保しなきゃいけないということがありましたので、少し翌年度に結果になってしまったということでございます。

ただ、そういった中で昨年12月末にアークリーグ2019の開催の話が入ってきまして、『「高座」のこころ。』の実行委員会立ち上げようとして集まっていた仲間がいましたので、町全体を盛り上げていきたいということから、じゃあこれを準備会としてまず立ち上げ、準備会としてアークリーグの機運醸成に向けた取り組みに何かしら参画できないかということで、みんなで話をしながら結果的には3月に開催をしましたフラットパークデイでの出店ですとか、あとは今年度の話になりますが、アークリーグ当日の町と『「高座」のこころ。』の実行委員会のコラボで、ブースを立ち上げ、いろいろなブランド醸成をしてきたという形でございます。なので確かに正式立ち上げには至りませんでした。ブランド醸成活動というところではアークリーグを通じて展開してきたわけでございますので、成果としては一定程度あったかなと思っております。

あとどこまで進めたいかというお話でございます。まず、ブランディングをどこまで進めたいかという解釈でご答弁をさせていただきますが、ブランディングの取り組みについてはいついつまでやればいいというような認識は我々としては持っておりません。当然ながらここは町のある意味基本姿勢という捉え方をして、町をよりよく頭の中にイメージして残してもらうために、町外の方のために町民の方の誇りを醸成するためにやっていくものでございますので、終わりは基本的にはないのかなと担当としては考えてございます。

それとマーケティングのeモニターのモニター数でございます。モニター数につきましてはご指摘のとおり目標30年度250に対して、実績219ということで30名弱足りない状況になりました。これまで広報誌による募集ですとか保育園ですとか各イベント、あとはマーケティング担当で行っています定性調査に参加していただいた方などにも声かけをしながら周知を進めてまいりましたけれども、やはり29年度、制度が始まったときは制度の新鮮さというのもありまして、がっとな人が集まったところではあるんですが、ちょっと伸びが鈍化してきている事実はございます。

これに関しても私どもといたしましても、やはりより多くのモニターさんから意見をもらうことで、その町民の意向の精度というものは上がるんだろうなと思っておりますので、これから積極的に外に行って募集活動をしていきたいと思っております。今、考えているところでいいですと各学校のPTAさんにアプローチしていこうかなということも思いますし、あと、若い世代や女性が多く集まるイベント等に、例えば成人式ですとか男女共同参画の講演会だとかそういったところにもやはり積極的にこちらから出向いていこうと。そういった形で何とか今年度についてはまず目標をクリアする形に持っていききたいと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 ありがとうございます。まずホームページに関しては本当に今回の防災関係のトッ

ページは少し変わったなというのは、すごく感じました。まだまだ追っていないと拾えないという部分がありましたけれども、バージョンアップもしたということなので、より一層町民が拾いやすいホームページの改良にバージョンアップにつなげていただきたいと思います。

あと、『「高座」のころ。』の部分です。個人のつながりで人を集めていくことによって、ちょっと時間がかかったと。そういった中で集まっていたいただいた方は、今までの各団体の推薦ではなくて、個人のつながりといったところで、新たなメンバーというか、新たな町民の参画につながったのかというところをお伺いをしたいと思います。

あと1つがこの『「高座」のころ。』の持続性というか、その辺のブランディングの時期ですけれども、まだ1年半なのでまだまだなのかなというふうには思っていますけれども、少し何か変化があってもいいのかなというのを感覚的にすごく、何がどうというんではないし、今までの悪いとかそういうことではないんですよ、じゃなくて何かもう少し変化がまだ1年半だけれども、必要なのではないかなというのをちょっと肌で感じています。なのでその辺は何ともちょっと言葉で言いあらわしようがないんですけれども、そういった思いがあって、どの辺まで進めていくのかなということをお伺いしました。

さらにマーケティング・マネジャーさんと新たな発想でまた展開をしていっていただければなと思っております。

それから、最後のマーケティング、eリサーチの件です。今後も新たなところに展開をしていく中で、人をキャッチしていただけたと思いますけれども、eリサーチのモニターさんの声からは、質問の中身にもよるんだと思うんですけれども、すごい大変、いっぱい質問があるときがあるのちょっとわからないんですが、ちょっとその質問に答えるのが結構大変というか、考えちゃうみたいなところがあって、今後どうしようかなというようなお声も聞いたりとかしているので、新たな獲得とともに、この30年度で登録していただいた方、また29年度にも継続して29年度から登録していただいている方含めて、既存の方にも何か改善、eモニターについての改善策を伺っていくことも必要なんではないかなと思いますけれども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。では、まず1点目の『「高座」のころ。』の実行委員会の個人のつながりで人を集める中で、新たなメンバーが集まってきたのかという点でございます。実際、現段階で実行委員会、10月末の段階では正式立ち上げをしようということで、今取り組みを進めております。人数については事務局の我々7名を入れまして46名、民間の方が39名という形で進められそうになってまいりました。その内訳につきましては、やはり団体推薦ではないということで、ちょっとおもしろい、これまでにないような形にはなっております。例えば町内の飲食店を営んでいる方、また、町内在住のスポーツインストラクター、あと競輪選手、成人式実行委員会の学生、あとはメディアの方などもご賛同いただいて、今メンバーとして登録をしていただいているということでございますので、我々としても次にしっかり進めていかなきゃいけないと思っていますけれども、メンバーの中でもやはりこれまでと違ったメンバーがいるので、みんなで考えて何ができるのかというところは可能性あっておもしろいですよねなんていう声もいただいているので、我々事務局としても期待をしているところでございます。

それと2点目の変化があったらいいんじゃないかというご指摘でございます。おっしゃるとおりでございます。そういう意味では今現在、ブランドのマークの認知度はおかげさまでアンケートをとっても非常に高い、約77%ぐらい知っているという声はいただいております。

ただ、マークは知っているけれども、その中身について知っているかという設問では約半分ぐらいには減ってしまうという結果となっております、やはりその中身をしっかりと伝えていくというところ

ろが課題として浮き彫りになってきております。そういった意味では、町としましてはその『「高座」のころ。』ブランドスローガンを体現化する施策、町の取り組みを通じて町民の皆様に『「高座」のころ。』の一端を感じてもらいたいというところが喫緊の課題だと捉えまして、昨年度から企画政策課とも協力しながら、各部課を超えた職員で検討体制を、プロジェクトチームを組みまして検討しております。

また、今年度からは企画部の中でもやっぱりしっかりやっていこうというところで、2つの体制で施策検討を始めておりまして、でき次第といえますか、順次取り組めるものはすぐ取り組んでいきたいと思っておりますけれども、基本的には新総合計画がスタートする令和3年度にその施策をのせていながら、より『「高座」のころ。』がわかるような形の町の取り組みをしてまいりたいと思っております。

それと3点目のeマーケティングリサーチ制度の質問数、モニターさんのお声ということでした。eマーケティングリサーチ制度に関してはテーマによりまして質問数は確かに違うところがございますが、おおむね各回15問程度で行っております。モニターさんの声としましては、住民の声を積極的に取り入れていただけるのはすばらしい取り組みだと。今後とも住民が町をよくしていくためにどんなことに貢献ができるのかという視点に立ってアンケートに参加させていただきますなど、肯定的な前向きなご意見をいただいております。若い世代、特に女性のまちづくりへの参画の機会が広がったなというところは成果の1つとして見ているところでございますが、設問の確かに答えにくいという部分は否めないところがあると思っております。我々マーケティング担当としまして、そのアンケートの設問設計に対する研修ですとか、こういった形で、回答者側に立って設問もつくっていかなくちゃいけないというふうな認識ではおりますので、今後改善できる点は改善していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 さまざまありがとうございます。最後になりますけれども、『「高座」のころ。』の実行委員のメンバー、本当に多種多様な新たな方々が入っていただいて、新しい寒川町の何かができ上がっていくのかなと今さまざま職種のお話を聞いて感じましたので、またこれをしっかりと形にしていっていただければなと思います。

あと同じ『「高座」のころ。』の変化というところで、いろいろな施策につなげていくというところですけども、もちろん私もそこはすごく大事だなと思っていて、その前に『「高座」のころ。』の思いをまず職員一人ひとりが感じて、どう町民に対応していくかというところが物すごい根底に必要になってくるのかなというところは感じています。

おおむね町民の方からはすごい最近職員の方の対応がいいですよと、ちょっと課が違いますけど、総務課で言わなくちゃいけないのかもしれないですけど、というお声も聞いていますけれども、職員のもう一步町民の側に立った『「高座」のころ。』というものを出していけると、私は本当に『「高座」のころ。』が生きて、そこにまたさらに施策として反映していったときに、町民の皆さんの幸福度が高まっていくのかなとちょっと最近感じておりますので、そこはぜひ今おっしゃっていただきましたので、具体化に進んでいっていただきたいなと思います。

あと最後、eモニターリサーチの件は、本当に若い女性、また若い方たちとかに町政に関心を持っていただくということはすごくいい取り組みだと思いますので、いろいろなまた改善しなくちゃいけないところは改善しながら、新たなこのeモニターの事業を展開していながら、声を少しでも拾っていただければなと思います。その設問のつくり方等々はちょっと研究をしていただいて、やっていただければなと思いますので、私の友人も何人か登録をしていますけれども、かなり手厳しい質問の回答をしましたよという感じの話もしていましたので、そういう意味ではすごく町政に興味を持ってい

ただいている、意識を持っていただいている証拠なのかなというふうにも思いますので、そういった1人でも多くの声を聞き入れるような制度にしていただきたいと思いますけれども、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 まず最初に『「高座」のころ。』を職員に根づかせるということが必要であろうというご質問だと思います。おっしゃるとおりだと思っております。我々としまでも役場の職員にまず『「高座」のころ。』を根づかせるには何ができるだろうというところで、ブランド発表以降、インナーブランディングというところで取り組みを進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、まずはブランドについての研修の実施ですとかあとはイントラネットを使っての周知、それと先ほど申し上げましたとおり、施策構築のためのプロジェクトチームの結成、活動、ここもある意味ブランド醸成、インナーブランディングの取り組みの1つと、それを目的の1つとしてやっているところでございます。各課のブランドの伝道師みたいな形になってもらえるといいなというところで進めております。

あとは職員は全員していますけれども、ネクストラップをはじめとするさまざまな媒体への可視化、『「高座」のころ。』をしょっているんだよということを環境からつくっていかうということ。

それから、5点目としてはガイドラインです。使用のルールを定めましたガイドラインを策定して、その範囲の中で自由に使っていただくというような主に内部に根づかせる取り組みについては、その5点ということで進めております。

太田委員おっしゃるとおり、やはり先ほども私、『「高座」のころ。』は基本姿勢の1つだろうと理解しておりますので、どの施策だとかということではなく、住民の皆様との対応1つでもやはり『「高座」のころ。』を見せる必要があるんだろうなと思っておりますので、今後もインナーブランディングの充実というのは図ってまいりたいと考えております。

それとeモニターの関係でございます。eモニター、確かにその他意見をいただきまして、やはり関心が高い方が多いので、いろいろな意見をいただいているところでございます。その中には当然厳しい意見もありますけれども、そこは今我々真摯に受けとめて、またそのご意見をいただいた関連する担当課にもそこは共有しながら、一件一件回答するという形をとっております。昨年度についてはごみ袋の無償配布事業をeモニターさんの声から事業化したということで、これは大きな成果だなと思っておりますけれども、今後もいろいろないただく意見をちゃんと注視しながら、事業化できるものについてはすぐ事業化するような形で進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 もう大分昼過ぎているので、おなかもすいているでしょうから簡潔に質問したいと思えます。

先ほども出ましたホームページなのですが、その更新に関して担当する各課がさまざまイベントとか講習会とかの更新をしているかと思うんですが、その辺の管理、その担当課としての管理、またほかの課との連携ですね。こういうことがまだ更新されていないよとかその辺の管理状況をお聞かせいただきたいと思います。

それから、SNSもこちらでよろしいんですかね、の発信。インスタグラムとかさまざま発信をしていただいている、大変好評だと私も認識をしておりますけれども、例えばツイッターに関して発信は各課にお任せしているのか、その広報のほうでやっているのか、ちょっとそこら辺のところをお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 まず1点目のホームページの管理、各課との連携についてのご質問でございますが、実際にイベントですとか周知すべき内容につきまして、各課のほうで実際に情報は掲載をするんですが、同じような情報を必ずこちらのほうで、広報としても情報として取り扱っておりますので、そこについては漏れがないような形の周知徹底をさせていただいております。

続いて、SNSにつきましては公式アカウントとしてアカウントを取得しております、実際の運用としましては、各課がそこで発信ができるような体制はとっておりますけれども、基本的に管理は広報戦略課のほうで行ってございます。

以上です。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 ホームページはわかりました。基本的に今までどおりしっかりとその辺は管理をお願いしたいと思います。

それから、SNSなんですが、例えばこの間の台風の関係、災害時のときの発信というのはどちらでやられているんですか。

【岸本委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 災害時の対応につきましては、実際に災害対策本部設置後、役割分担として広報が一元的に情報発信をするということをとっております、このほかコンテンツとしてはメール配信サービスがございますが、そこと連携させるような形でツイッターを配信させていただいております。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 先ほどの太田委員の質問じゃないんですが、ツイッターの発信も今回もよくされていました、すごくいいんですけども、一度寒川のホームページに飛びますよね。ツイッターのいいところって130文字、140文字。

(「140」の声あり)

【杉崎委員】 40の中で伝えられる利点というか、逆にいうと利点がある。今回よく発信してくれたのがあるFM放送がよくどここの道路が通行どめになって、寒川町内こうなっていますよということをやっていたんでしたんですね。そっちのほうの方がわかりやすいなど、リンクさせるのもいいんですが、できればそういう発信をしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【岸本委員長】 青木課長。

【青木広報戦略課長】 ご意見ありがとうございます。確かに防災の情報なんていうのは迅速性、すぐに伝えるということが重要でございますので、そういったいったんホームページに飛んでというようなことでなくて、委員おっしゃるとおり対応がどうしたら図れるのかというのを確認いたしました、対応していきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 それでは、他に質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 済みません、ちょっと手短かに1点だけ教えてください。ICT活用事業のところ、こちら、庁内職員の使用しているパソコンというのが使用料及び賃借料ということ、お話がありました、こちらはまず職員の方々が使用しているパソコンは、前回質問させていただいたときには配備率100%だとお話があったんですが、現状でもこれ配備率100%であるのか、そして、実際に何台こちらは借りている状況なのか。あと全ていわゆるリースの形をとっているのか、それとも一部は町の所有物件のような形をとっているのか、こちらについて教えてください。

【岸本委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 ただいまの質問でございます。まず1点目がノートパソコンの配備率というか配付率、パーセンテージでございますが、正規職員は全て1人に1台と。ただ、例えば臨時職員さんであるとかあるいは再任用の職員等々で、4分の3であるとか5分の3、いろいろ勤務体制あると思うんですが、そういったところの方につきましては、一部1台のパソコンをシェアしていただいているという状況もあります。余っているパソコンをなるべくなくそうというというような観点から、そういった使い方をしているところもございます。

それから、2点目が台数の質問でございます。ICT活用事業、我々情報システム担当としては、このICT活用事業ともう一つ、コンピュータ利用事業、この2事業を持っているわけでございますが、職員に対してのパソコンにつきましてはICT活用事業のほうで対応している。その他パソコンといいますと、住民情報システムなどのいわゆる専用端末といったものも配付しているんですが、そちらにつきましてはコンピュータ利用事業のほうで対応しております。

先ほどの質問で職員に配付のというところでいいますと、ICT活用事業、こちらのリースということになるわけですが、30年度末の状況でいいますと430台のノートパソコンを借り上げております。

それとあと最後に3点目、全てリースかあるいは買い取りのものがあるのか、こういった質問でございますが、先ほど申した430台というのは全てリースになります。買い取りのパソコンにつきましては、あるいはサーバーも含めてですが、ゼロではない、一部存在いたします。例えば、ある国の補助対象の調達すると補助が出ますよといったパソコンにつきましては、買い取り、要はリースだと補助が出ないんですが、買い取りですと補助が対象になります。そういった形態のものもありますので、そういった場合につきましては、買い取りで所有といったパソコンあるいはサーバー類も現実にはございます。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 わかりました、ありがとうございます。あと本日、先ほど解説のほうでウィンドウズ7のほうからウィンドウズ10のほうにアップデートしているというお話もありましたが、この430台に関してのみで結構なんですけど、そちらはもう全部アップデートのほうは、この30年度末で完了されているんでしょうか、それともまだ一部残っているような状況にあるのでしょうか。

【岸本委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 ただいまのウィンドウズ7から10への対応というところでございますが、7がサポート切れということで、2020年1月に切れるということになっておりますので、そちらの対応としまして現状ではウィンドウズ10、あるいはウィンドウズ8.1への移行、これで対応していると。台数としましては8.1につきましては70台、ウィンドウズ10につきましては360台、そういった部分に対応しているんですが、この8.1への対応というのが、それまでウィンドウズ7でリースしていたもの、ノートパソコンがあるんですが、これを経費削減、有効活用ということで再リースをかけております。もともとウィンドウズ7を調達したときに、8.1のダウングレード版ということで7を入れておりました。8.1に変更するに当たっては、特にOSの追加料金は発生しませんので、再リースの70台につきましては、ただでといいますか、そのまま8.1に移行したという形で対応してございます。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 わかりました。8.1もたしか2023年ぐらいかなと思います。そちらまで使えるということで、こちらは経費削減というところで、このウィンドウズ10のほうなんですけど、マイクロソフト、現状の方針としてはこのウィンドウズ10が最終的なOS、ただし、アップデートで機能追加等を図っていくというような方針を示しております、現状でも例えば2016年のところで、大きいア

ップデートがかかったり、また今年度も大きいアップデートをいろいろオクトーバーアップデートとかそういうような形で提供されているかと思いますが、そのたびに実は古いパソコンで一部新しいアップデートだと動かなくなるとか、そういうようなことも実際発生してしまっているんですが、こうした場合、リースで借り上げているものというのは、そこで新しいアップデートは対応できないから新しい端末にしてくれとできる契約になっているんでしょうか、どうなんでしょうか。

【岸本委員長】 渡邊主査。

【渡邊主査】 契約上でアップデートができないときということまで細かくうたってはおりません。導入からおおむねマイクロソフトのほうで半年に1回大きい更新を出しております。半年ごとの更新だと少し私どもの作業の負担が大きくなりますので、おおむね1年に1回という形で対応して、更新をかけておりますけれども、これまでのところ更新ができないという端末は出ておりませんので、順調に更新のほうを対応できております。

以上です。

【岸本委員長】 以上で質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で企画部広報戦略課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時といたします。

【岸本委員長】 それでは、14時前でございますが、ここから総務部総務課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

野崎部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。午後もよろしくをお願いいたします。それでは、これより総務部の平成30年度の決算審査をお願いいたします。

まず初めに総務課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては三橋課長より、質疑に対する答弁につきましては、出席職員により対応しますので、よろしくをお願いいたします。

【岸本委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 それでは、平成30年度総務課所管の決算内容につきまして、決算特別委員会説明資料に基づきご説明させていただきます。

タブレット資料2ページをごらんください。平成30年度決算人件費概要でございます。項目別に人件費を分類した内容で、それぞれの項目の上段が平成29年度の決算額、中段が平成30年度の決算額、下段が対前年度比率でございます。

昨年の決算特別委員会で数字が細かく見づらいとのご指摘をいただきましたので、総計の欄を別の表にいたしました。次のページ、3ページをごらんください。

一般会計及び特別会計における人件費の総額におきましては、一番下、合計欄右端の中段の数字で、33億4,644万5,186円でございます。前年度と比べ1,480万8,359円の減、率にいたしますと、0.44%の減となっております。主な減額理由といたしましては、議会議員が1名欠員となっていたことと、共済費の中に含まれます退職手当組合への負担金の率が下がったことによるものです。また一般会計の歳出総額に占める人件費の割合は、21.2%となっております。

続きまして、資料4ページをごらんください。臨時・非常勤職員の雇用実績の推移でございます。平成30年度の実績といたしましては、延べ267名を雇用し、賃金総額で1億7,170万4,380円の支出でございます。前年度と比較いたしますと、人数で5名の減、賃金総額では789万1,171円、率にいたしますと約4.4%の減となっております。減となった要因といたしましては、臨時的任用職員の雇用がなかったことなどによるものでございます。

次のページ、5ページと6ページに非常勤職員と臨時職員それぞれの前年度との比較をした表をつ

けておりますので、詳細については後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、7ページをごらんください。事業費別歳出歳入決算の概要についてご説明いたします。決算書は53、54ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。まず、職員給与費でございます。特別職2名を含む職員84名分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

下の表をごらんください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号1、決算書は33、34ページ、環境課の犬の登録手数料200万7,530円のうち、117万3,457円を給料に充当してございます。

次に、資料8ページをごらんください。一般管理経費でございます。決算書は53ページから56ページになります。報酬は、公務災害補償等認定委員会、特別職報酬等審議会及び固定資産評価審査委員会の各委員の委員報酬ですが、開催されたのは固定資産評価審査委員会のみであり、備考欄に記載のとおり、公務災害補償等認定委員会、そして特別職報酬等審議会は開催しておりませんので、不用額となっております。報償費は、自治行政法律相談員である弁護士への謝礼でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、定期刊行物や新聞等の購読料などでございます。役務費は、iJAMPの通信サービス料やモアノートのクラウド使用料、使用料及び賃借料は、タブレット端末機の借上料でございます。

続いて、資料9ページをごらんください。決算書は55、56ページで、2款総務費1項総務管理費2目人事管理費でございます。まず人事管理経費でございます。共済費は、地方公務員災害補償基金負担金と非常勤職員にかかる社会保険料、災害補償費は、公務災害に対する見舞金や療養補償等でございます。賃金は、職員の育児休業や療養休暇等に伴う臨時職員15名分の賃金でございます。旅費は、職員の普通旅費で、需用費の消耗品費は、給与支給明細書等の購入代、被服費は、作業服の購入代、医薬材料費は、職員用の薬代でございます。委託料は、職員採用試験の事務委託料などで、負担金補助及び交付金は、非常勤職員の公務災害補償負担金等でございます。なお不用額の主なものは、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料10ページをごらんください。職員表彰経費でございます。平成30年度は、1名の職員が業績により表彰を受けておりまして、表彰者への記念品——寒川共通商品券1万円ですが——を購入した経費でございます。

次に、資料11ページをごらんください。職員研修事業費でございます。職員人材育成基本方針に基づき年間の研修計画を立案し、職員の能力向上に向けた各種の研修を実施いたしました。報償費は研修講師に対する謝礼、旅費は、研修に参加した際の職員旅費及び総務課職員の普通旅費で、委託料につきましては、各種研修の委託料等でございます。負担金補助及び交付金は、市町村職員中央研修所の受講負担金や市町村研修センター負担金など、外部研修の受講のための負担金でございます。

下の表をごらんください。職員研修事業費の特定財源でございます。歳入番号1、決算書は47、48ページ、総務課の市町村振興協会研修事業助成金ですが、町職員が市町村職員中央研修所などで開催する研修を受講するに当たって、公益財団法人神奈川県市町村振興協会より受講経費の一部の助成を受けているもので、補助率は10分の8でございます。10万1,015円を全額負担金補助及び交付金に充当しております。

なおタブレット資料の20ページから25ページまでが、平成30年度の職員研修の実績一覧となっております。

恐れ入りますが、資料は12ページに戻っていただきまして、職員健康管理経費でございます。報酬は、健康相談、健康指導をお願いしております産業医への報酬で、委託料は、職員の健康管理のための健康診断及びそれに伴う再検査を医療機関に委託した経費でございます。

資料13ページをごらんください。職員福利厚生経費でございます。地方公務員法第42条の規定によりまして、職員の元気回復、その他福利厚生を行う団体であります寒川町職員福利厚生会への事業委

託料でございます。

続きまして、14ページをごらんください。2款総務費 1項総務管理費 3目文書管理費でございます。まず、文書事務経費でございます。需用費の消耗品費は、加除式図書の追録代や個別ホルダーなど文書保存に必要な消耗品購入代で、役務費は、料金後納郵便料等でございます。委託料は、例規管理システムのサポート業務及び廃棄文書の裁断回収処理の委託料でございます。なお、不用額の主なものは備考欄に記載のとおりでございます。

下の表をごらんください。文書事務経費の特定財源でございます。歳入番号 1、決算書は47、48ページの下水道課の下水道事業事務費負担金320万5,000円のうち例規管理システムの経費負担分として4万6,000円を委託料に充ててございます。

次に、資料は15ページをごらんください。印刷事務経費でございます。需用費の消耗品費は、印刷用紙や印刷機器の消耗品購入代で、修繕料は、紙折り機の修理及び裁断機の歯の研磨を行ったものでございます。使用料及び賃借料は、複合機、簡易印刷機等の借上料でございます。

下の表をごらんください。印刷事項費の特定財源でございます。歳入番号 1、決算書は47、48ページの下水道課の下水道事業事務費負担金320万5,000円のうち印刷関係の機器類の経費負担分として18万5,000円を使用料及び賃借料に充ててございます。

次に、歳入番号 2、決算書は49、50ページの雑入のその他205万4,451円のうち、公文書公開に伴う複写費などによる歳入分13万7,970円を使用料及び賃借料に充当しております。

次に、資料は16ページをごらんください。情報公開事務経費でございます。報酬は、個人情報保護審査会等の委員の報酬で、旅費は、その委員の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。

続きまして、資料17ページをごらんください。2款総務費 1項総務管理費 16目文書館費でございます。決算書は63から66ページになります。まず文書館管理経費ですが、報酬は、文書館運営審議会委員 5名の報酬で、旅費は、運営審議会委員の費用弁償と職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、図書整理用品及び事務用品等の購入代でございます。役務費は、電話代や文書館だよりの郵送料で、使用料及び賃借料は、リーダープリンタやフィルムスキャナーの借上料、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会等の会費でございます。

資料18ページをごらんください。文書館資料保存活用事業費でございます。報酬は、町史編集委員 5名の報酬で、共済費は、非常勤職員の社会保険料、賃金は、臨時職員 3名と非常勤職員 1名の賃金で、報償費はデジタルアーカイブ事業費記念講演の際の講師への謝礼です。旅費は、編集委員の費用弁償及び資料調査等にかかわる普通旅費で、需用費の消耗品費は、展示及び保存関係や町史編集事務にかかる消耗品代、印刷製本費はデジタルアーカイブ事業の成果刊行物の印刷代です。役務費は、刊行物の郵送料や原稿料でございます。委託料は、保存資料を燻蒸するための委託料や講演会の記録筆耕及びデジタルアーカイブ事業の委託料でございます。なお、不用額の主なものは備考欄に記載のとおりでございます。

下の表をごらんください。文書館資料保存活用事業費の特定財源でございます。歳入番号 1、決算書43から46ページの文書館の町史刊行物売払収入26万5,000円は、寒川町史をはじめ町史研究、調査報告書などの冊子や絵はがき集などを販売したもので、需用費、役務費及び委託料に充ててございます。

次に、歳入番号 2、決算書47、48ページの文書館の講座等資料代 2万5,500円は、古文書講座及び文書館活用講座の開催に伴い参加者からご負担いただく配布資料の実費でございまして、全額を賃金に充当しております。

次に、歳入番号 3のアーカイブズ実習負担金は、学生が文書館で実習を行う際に大学が支払う負担金で、7,000円を全額賃金に充当しています。

次に、歳入番号4、図書館振興財団補助金210万1,868円は、デジタルアーカイブの取り組みに対して、公益財団法人図書館振興財団から助成されるものです。デジタルアーカイブの内容は、文書館に寄贈されたマッチラベルのコレクション約6,500枚をインターネット上で閲覧できるようにする取り組みで、平成29年度から今年度までの3カ年をかけて実施しているところでございます。こちらは報償費、印刷製本不及び委託料に充当しております。

続きまして資料19ページ、総務課の一般財源についてご説明します。決算書は47、48ページ、総務費雑入のまず神奈川県市町村共済組合負担金還付金は、共済組合の被扶養者となっている職員の家族に関して、さかのぼって移動がありまして、それに伴いまして町が負担する負担金が再計算され、還付があったものです。

次に、同じく総務費雑入の災害救助費市町村交付金でございますが、平成30年7月の豪雨被害のあった地域に、町の保健師が応援に行っております。愛媛県の自治体で1週間ほど救援活動に従事しております、その間の人件費として受け入れ先から交付されたものでございます。

私からの説明は以上でございますが、資料26ページからの寒川文書館年報について文書館の高木館長より説明いたします。

【岸本委員長】 高木館長。

【高木寒川文書館長】 それでは、お配りいたしました文書館年報、タブレットの26ページ以降でございますが、ここの抜粋に伴いまして、平成30年度の文書館事業の結果について、ご報告させていただきたいと思っております。

文書館はご承知のとおり、公文書館法に基づきまして寒川に関する記録資料の収集、保存、利用、普及などに努めておりまして、寒川のことなら何でも調べられるということをやキャッチフレーズに、町民の皆さんへのサービス、そして、町職員の業務支援にも努めているところでございます。

では、お手元のタブレットでは28ページ、年報に振ってあるページで10ページをお開きいただきたいと思っております。まず、文書館運営審議会でございますが、館の運営につきまして、6名の委員さんに、さまざまな見地からご指導いただくために年に2回の会議を開催しております。

それから、資料の収集のうち公文書につきまして、同じページにございますけれども、保存年限が満了する文書の中から歴史的な価値の認められるものを選別して保存するという作業を行っておりまして、13箱175ファイルを新たに収集いたしました。ほかに永年文書7箱を本庁から移動させ、管理をしておりまして、結果、保管している文書の総数が1,238箱という数字になってございます。

続きまして地域資料、個人や団体などが持っていた資料でございますけれども、5件13点の寄贈がございました。また、2件719点の寄託がございました。中でも最も数が多いのは岡田の三枝家文書というもので、江戸時代に旗本の石川氏という旗本が岡田村を支配していたときの様子が非常によくわかる貴重な資料でございます。

では、タブレットの30ページ、年報のページで12ページをごらんいただければと思います。資料の利用状況でございます。職員の閲覧が77件112点、レファレンス、つまり職員の調べ物のお手伝いが55件ございました。年間の開館日数につきましては309日、開館時間につきましては平成30年7月から平日も午前9時から午後5時までということで変更してございます。今までは図書館と全部同じで動いていたんですが、ちょっと平日は2時間短縮ということで変更してございます。来館者は1万3,396人ございまして、1日平均が43人ございました。このうち閲覧が234件で638点、レファレンスが337件がございました。レファレンス、つまり調べ物のお手伝いなんですけれども、一番毎年多いのは測量業者さんなどが土地改良に関する問い合わせで、法務局の登記図面と実際はかつてみたら数値がずれていたと、それでほかの資料で確かめていこうという問い合わせが一番多いんですけれども、そのほかに小学校の調べ学習ですとか、観光協会のボランティアガイドさんがガイドの下調べ

にいらっしゃるとか、昨年度当初は相模線の展示を行った関係で、鉄道に関するレファレンスというのかなりございました。そういういろいろな皆さんの課題解決のお役に立てているということでございます。

続きましてタブレット33ページ、年報で15ページをごらんいただければと思います。講座とか展示とかの普及事業に力を入れておまして、多くの皆さんにご参加いただくことができました。茅ヶ崎市の広域連携事業の一環で行いましたのは明治維新をテーマにした展示及び講演会でございます。昨年は明治150年という節目に当たりまして、全国の公文書館や博物館などで、この時代を振り返るとい企画が広く行われましたけれども、この広域連携におきまして茅ヶ崎市は文化資料館、寒川町は文書館におきまして、それぞれ幕末維新期の動向、パネル展示すると同時に、合同で記念講演会を開催したというものでございます。

また、資料保存ワークショップといたしまして、一之宮の旧家のふすまを剥がして、そこからどんな古文書が出てくるかという取り組みも行っております。

続きましてタブレットの37ページ、年報の19ページをごらんいただければと思います。先ほど課長からも説明がありましたけれども、公益財団法人図書館振興財団の助成金をいただきまして、平成29、30、そして本年度3カ年にわたりまして、岡田の三枝惣治さんという方が集めた6,500枚ほどのマッチ箱を切り開いたコレクションをインターネットで検索、閲覧できるようにするという取り組みを行ってございまして、昨年度はまず手始めに神奈川県分約2,300点の公開を始めました。

さらに記念講演会を開催いたしまして、またその成果をまとめた刊行物を出版するなど、事業の成果が出始めているということございまして、ことしが最終年でございまして、全ての公開に向けて今準備を進めているところでございます。

それから刊行物といたしましては、年報、文書館だより、町史研究、絵はがき集を発行いたしております。そのほかさまざまな研修を受講したり、それから全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、神奈川県資料取扱機関連絡協議会、そういった公文書館等の横のつながりの団体の運営に寄与したり、原稿の執筆、「議会だより」の田口雅巳さんの絵の表紙の解説ですとか、広報の「寒川を築いた人たち」というコラムを連載している。さまざまな資料の普及ということについて幅広い活動を行わせていただいたということでございます。

以上、30年度の事業としてかいつまんで報告をさせていただきました。

【岸本委員長】 以上で説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 済みません、2点ですね。まず人件費のところなんですけど、臨時職員を採用して延べ267名ということで、話がありましたけど、延べということは正味何人ということで採用したのか。また、臨時職員ですので、定期的な契約更新というものがあると思うんですけど、そのあたりどういうことになっているのかお聞かせください。

それときのう、おとこの台風19号のここで言っているのちょっとわからないですが、人の配置としては多分総務課のほうになると思うんですけど、災害対応に対して職員さんがいろいろご尽力いただいたと思うんですけど、それに対して災害に対して人手が足りていたのかということを確認とりたいと思います。それに対して臨時の職員さんもそれに対応したのか。多分正規の職員が対応していると思うんですけど、その点がちょっと。

【岸本委員長】 山田委員、2問目のほうは違う場でお願ひします。1問目のみでお願ひします。

芝崎主幹。

【芝崎主幹】 済みません、最初の延べで267名という人数についてなんですけれども、若干の方が各課にまたがって、期間は別なんですけれども、雇用している部分がありますので、現状での把握

としましては267名ということで、こちらのほうでは確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 大変申し訳ございません。臨時職員ですのである期間、Aの課において、その何カ月後にBの課にいる方、それを同じ人なので2と数えると延べとなると思いますが、私の説明が誤っていたようで、1と数えているので延べではなく正味の人数ということになろうかと思ひます。

【岸本委員長】 契約更新の状況とかどうなっているかということの回答のほうはないということなんですけども。

山田委員、もう一度質問をよろしいですか。

【山田委員】 臨時職員ということで短期というか、いろいろ期間があると思うんですけど、その人によって契約の更新というものを通年、1年なのかとかいろいろパターンがあると思うんですけど、その辺のどういう契約状況になっているかというのをちょっと確認したいんですけど。

【岸本委員長】 芝崎主幹。

【芝崎主幹】 済みません、契約期間というお話なんですけれども、臨時職員は非常勤職員というのと臨時職員の2種類に分かれておまして、非常勤職員の方は週30時間の勤務ということで、基本的には1年間の雇用となっております。また、臨時職員につきましては2カ月雇用として雇用のほうをさせていただいております。

以上となります。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 済みません、私、1点だけ。文書館の関係で開館時間が予算の都合で30年7月から9時から17時にいずれも変更になったというような説明がありましたけれども、その閉館時間が少なくなったことによる影響についてお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 高木館長。

【高木寒川文書館長】 実際に短縮前に5時以降に何人入っていたかという統計の数字、今、手元に持っていないんですけども、おおむね日中にいらっしゃる方が多くて、ただそうはいつでも夜間に今までいらっしゃった方がないわけではなかったもので、前日までに事前に申し込んでいただければ7時まで開館しますという制度を設けたんですけども、その1年間でその制度を利用していただいた方、1名だけでございました。

ですから、それを考えますとその面倒くささもあるのかもしれませんが、夜間に閉めた大きな影響は結果的にはなかったのではないかと認識しております。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 わかりました。開館時間が今後も17時までというようなことだと思うんですけども、これが例えば図書館とのずれを生じた場合の何か文書館で困るようなことというのは何かございますか。例えば図書館が19時までやりますよとか21時まで開きますよといった場合、文書館が17時で閉めることによる何か問題というものはありませんか。

【岸本委員長】 高木館長。

【高木寒川文書館長】 現在のところ5時で、平日は図書館は19時まで、文書館は17時で閉めると、2時間の差が出てしまうんですけども、エレベーターは5時を過ぎると4階まで上がれなくするという操作をさせていただいております。それから、文書館の入り口にはパーティションを立てると、そこではこういう制度に変わりましたという掲示をしたパーティションを立てておまして、今のところそれでもっとあけるべきではないかというような積極的なご意見をいただいたという事例はござい

ません。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 済みません、ちょっとざっと3点聞かせていただきます。

まず1件目なんですけど、この職員の人件費に関しまして近年働き方改革の中で、職員の方々の労働時間も増えたり減ったりということがあるかと思うのですが、具体的に残業費に関してはどれほどになっておりますでしょうか、この平成30年度においてというのが1点。

2点目は職員研修に関して、研修のこの実績一覧のほうも示されましたが、この研修によってどのような効果が得られたと総務課としてはお考えでしょうか。

3点目としましては、文書管理のほうになるかと思うのですが、この文書管理において具体的にどのような文書がどれほどの保存期間をもって保存されているのか。先ほどの裁断機の研磨というような話もありましたが、このあたりの基準について具体的にどのようになっているのかということで3点お伺いいたします。

【岸本委員長】 芝崎主幹。

【芝崎主幹】 30年度の時間外勤務手当についてですけれども、9,423万1,757円となります。

以上です。

【岸本委員長】 高橋主査。

【高橋主査】 3点目のご質問にありました文書管理、どういった文書が保存されているかということなんですけれども、公文書につきましては寒川町文書取扱規程の第40条の中で文書の種別等及び種目ということで分類がされておまして、また、同じ文書取扱規程第39条の中で保存期間についても規定しております。基本的にはこちらの規程にのっとりまして、各課で文書を整理して保存しているという状況でございます。

【岸本委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 順番が入れ替わってごめんなさい。2つ目の研修のどのような効果かということがご質問がありました。研修はさまざまな形で行われております。町の人材育成基本方針に沿った形で、望まれる職員像をもちまして、それに向かった研修を行っているわけですが、限られた職員数の中でさまざまな業務を行う中で、職員能力の向上は欠かせませんので、それに沿った形で研修を各種行っております。

階層別に行う研修ですとか各専門的な研修ですとかさまざまな形がありますけれども、いずれにしても研修から戻った後には、統一的な形の復命書をつくりまして、課内で共有をするという形をとっておりますし、中でもただ文書を回すだけではなくて、課内での研修会というんですか、勉強会とでもいいでしょうか、そういった形でも行ってほしいというような話をしておまして、つい最近もイントラネットでそういった形で実施の状況調査をかけたところでもございます。

また、先ほど一般財源のところでもお話ししましたが、保健師が救援活動にも行ったりしましたけれども、その報告会なども保健師を集めて実施をしたり、先日は統括保健師の研修を受けた保健師がやはり勉強会を開いたりしておりましたのを私どもも確認しております。そういった形で研修に行った職員は自分で勉強した内容を担当の職員にも広く伝えるような形で広げておるところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 研修に関してはわかりました。まずこの残業代のほうなのですが、今、金額のほうを示されましたが、具体的には時間数及びこの残業した職員の人数のほうというのはわかりますでしょうか、お伝えください。

あとこの文書管理のほうにつきましてですが、これは各課に規程に基づいて文書管理のほうを行っているというご説明でしたが、この文書管理に関して各課にも全て任せているのか、それとも総務課としてこれをしっかり各課の状況を管理されているのかどうかをお伝えください。

【岸本委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 まず時間外のほうですが、時間外に及んだ人数、時間数ですが、細かな資料を今持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただければと思います。済みません。

それから、文書管理のほうです。どのような形で保存年限とかを決めているかということが先ほどの質問だったと思いますが、規程の名前を完全に覚えてないんですが、規程の中で重要度に応じてこれは何年という形で決まっております。それにあわせて各課が判断し、それぞれの文書の重要度に応じて保存年限を設定しているものでございます。

【岸本委員長】 課長、そうでなくて管理のほうを総務課として。

三橋課長。

【三橋総務課長】 申し訳ございません、済みませんでした。

管理のほうはその現年、その年と翌年度は原課において、その場において管理をしております、その翌年に総務課のほうに引き継ぎます。引き継ぐ際には場所としては地下書庫が主なところになりますけれども、一つ一つの文書を総務課の職員と原課の職員と一つ一つのフォルダを確認しながら、現にあることを確認しつつ、保存をしております。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、以上で総務部総務課の審査を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは休憩を解いて、会議を再開いたします。

総務部施設再編課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

野崎部長。

【野崎総務部長】 引き続きまして、施設再編課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては関根課長より、質疑に対する答弁につきましては、出席職員により対応いたします。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 それでは、総務部施設再編課所管の平成30年度決算につきまして、ご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は57、58ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は、2ページをごらんください。

町有財産管理経費であります。町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用するために管理するものでございます。役務費については、インターネット公有財産売却のシステム利用料や町有財産のうち施設再編課所管分の建物災害共済保険料や総合賠償補償保険料でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をごらんいただき、町有財産管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページの公有財産売却収入3万1,000円はインターネットの売却システムを通じて公有財産を売却することで得たもので、役務費に充当しております。

次に、タブレット資料は3ページをごらんください。管財事務経費であります。管財一般事務の円滑な運営を図るものでございます。旅費については、職員の普通旅費で、負担金補助及び交付金は、

国土調査推進協議会への負担金でございます。なお、不用額の主な理由につきましては備考欄に記載のとおりでございます。管財事務経費は、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は4ページをごらんください。庁舎等維持管理経費であります。庁舎建物等及び設備の保守、保全、管理を行うことにより、町民の利用の便に供し、公務の円滑化を図るとともに、建物の美観及び使用期間の延長を図るものでございます。需用費の消耗品費は、庁舎の維持管理にかかるトイレトペーパーや蛍光灯などを購入しております。修繕料は庁舎の老朽化した機械設備等の修繕料で、屋上トップライト修繕、本庁舎1階エレベーター前の床張り替え修繕が主なものでございます。燃料費は、庁舎の維持管理にかかる燃料代で、光熱水費は、電気、ガス、水道代でございます。役務費は、電話代や簡易専用水道検査手数料、委託料は、庁舎にかかる総合管理業務委託料や消防用設備保守点検委託料等で、使用料及び賃借料は、庁舎蛍光灯のLEDリース料や空調機リース料などで、原材料費は、補修用材料として再生砕石を購入、負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への年会費等でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をごらんいただき、庁舎等維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの県大気汚染常時監視測定網交付金については、光熱水費に充てております。

歳入番号②、決算書は47、48ページの下水道事業事務費負担金320万5,000円のうち光熱水費へ33万1,000円、電話料の役務費に8万5,000円、庁舎維持管理等の委託料に99万円、計140万6,000円を充てており、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。

歳入番号③、決算書は49、50ページの自動販売機等電気使用料42万1,030円のうち、光熱水費に30万3,183円を充てており、こちらも財政課でまとめてご説明したものととなります。

歳入番号④、決算書は49、50ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括して支出していることから実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑤、決算書は49、50ページの町民センター分上下水道使用料についても、同様の理由から実費相当分をいただくもので、光熱水費に充てております。

歳入番号⑥、決算書は49、50ページの町民センター分空調及び清掃ほか管理委託負担金については、従来庁舎と町民センターを一体として管理委託していたものを、町民センターに指定管理者制度を導入したことで管理委託を分割することは効率性に欠けることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託しており、その支出については、町民センター分も含んでいることから、指定管理者から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑦、決算書は49、50ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても、同様の理由から実費相当分をいただくもので、委託料に充当しております。

歳入番号⑧、決算書は49、50ページの広告つき案内地図板電気使用料については、本庁舎ロビーに設置した案内板が電気を使用することから、実費相当分をいただくもので、光熱水費に充当しております。

次に、タブレット資料は5ページをごらんください。庁用自動車管理経費であります。庁用自動車を整備、管理し、安全運転確保を図るとともに、公務の円滑化を図るために管理するものでございます。需用費の消耗品費は、公用車にかかる消耗品代で、修繕料は車検整備代、定期点検代等、公用車の修繕料、燃料費は、ガソリン代でございます。役務費は、車検に伴う印紙代や自賠責保険料でございます。使用料及び賃借料は、マイクロバスの借上料及び公用車4台分のリース料で、備品購入費は、庁用車両のドライブレコーダーの購入及び取り付け費用でございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金等で、公課費は、車検に伴う自動車重量税でございます。なお、

不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、下表をいただき、庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページの下水道事業事務費負担金320万5,000円のうち、負担金補助及び交付金へ2万円を充当しており、こちらは財政課でまとめてご説明したものとなります。

次に、タブレット資料は6ページをごらんください。建築営繕事務経費であります。営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に推進するための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費で、需用費の消耗品費は、建築工事設計にかかわる参考図書代等でございます。使用料及び賃借料は営繕積算システムの使用料、備品購入費は積算システム用のノートパソコン購入、負担金補助及び交付金は、財団法人経済調査会への負担金でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。建築営繕事務経費は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は7ページをごらんください。公共施設再編計画策定事業費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設の更新、長寿命化、複合化、多機能化の時期などを示す公共施設再編計画を策定するため、外部委員会の進行管理等を行ったものでございます。報償費は外部委員会委員のうち学識経験者への謝礼で、旅費は職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、町民意見交換会実施に伴う消耗品代、役務費は町民意見交換会実施に伴う郵送代でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。公共施設再編計画策定事業費は、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は8ページをごらんください。公共施設更新等事業費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき、未利用施設を処分することで更新費用等の財源確保を図るものでございます。役務費は旧老人住宅を処分するに当たって行った不動産鑑定評価の手数料でございます。なお、不用額の主な理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。公共施設更新等事業費は、全て一般財源でございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は9ページ、決算書は33、34ページの12款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料の行政財産使用料につきましては、財政課でまとめてご説明したものとなります。

続きまして、決算書は43、44ページの15款財産収入1項財産運用収入3目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の土地賃貸料でございます。こちらは寒川小学校南側の普通財産をさむかわ保育園送迎用の駐車場として貸し付けているもので、収入済額は10万3,376円でございます。

続きまして、決算書は45、46ページの15款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入1節不動産売払収入の土地建物売払収入につきましては、インターネット公有財産売却システムを利用して、一之宮の旧老人住宅を建物つきで土地売却したもので、収入済額は2,228万円でございます。

続きまして、決算書は47、48ページの19款諸収入4項雑入1目雑入1節総務費雑入の広告掲載料につきましては、財政課でまとめてご説明したものとなります。

続きまして、同じく1節総務費雑入の町有自動車共済金等につきましては、公用車の廃車に伴う自動車損害共済金の返礼金等で、収入済額は2万7,960円でございます。

次に、決算書160、161ページ、財産に関する調書をごらんください。公有財産についてご説明させていただきます。(1)土地及び建物の状況でございます。初めに、土地についての30年度中の増減高は、区分欄、公共用財産の学校分として470平米の増となっております。理由といたしましては、南小学校用地の購入等によるものでございます。

次に、同じく公共用財産の公園分として261.01平米の増となっております。理由といたしましては、入町ふれあい公園として開発行為の帰属によるものでございます。

次に、同じく公共用財産のその他施設分として、170.22平米の増となっております。理由といたしましては、開発行為に伴うごみ集積所の帰属70.22平米の増や、寒川小学校用地をひまわり教室駐車場とするための管理替え100平米の増によるものでございます。

次に、区分欄その他で244.22平米の減となっております。理由といたしましては旧老人住宅の売却等によるものでございます。土地全体の平成30年度中増減高は、664.01平米の増となり、平成30年度末現在高は、38万6,142.57平米となっております。

次に、建物の30年度中増減高でございます。木造の30年度中の増減高はなく、161ページの行になりますが、非木造の公共用財産、学校分におきまして、寒川小学校のポンプ室を取り壊したことにより2平米の減となり、また、その他としまして旧老人住宅を売却したことにより、338.2平米の減となりまして、非木造全体の平成30年度中増減高は340.2平米の減となり、平成30年度末現在高は、11万283.74平米となっております。したがって、建物全体として、延べ面積計欄の30年度中増減高は340.2平米の減となり、平成30年度末現在高は、11万1,685.53平米でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、2ページの建物公有財産のやつで保険料ですね、総合賠償保険ということであるんですけど、これは建物のいろいろな修繕とか何かあったときの保険とかもこれに含まれているんでしょうか、その確認ともう一つ、庁舎の車両があると思うんですけど、これに関して一般にいうと任意保険にかわるものが共済だと思うんですけど、これに関して保険を掛けていて、共済で対応した事故とかあるのか確認したいと思います。

【岸本委員長】 2点で、関根課長。

【関根施設再編課長】 まず1点目の保険料、総合賠償保険に建物が含まれるかというお問い合わせだったかと思いますが、建物は建物災害共済で別建てになっておりますので、総合賠償保険とは別でございます。

また、事故の実績ということでよろしいかと思いますが、平成30年度中、共済の保険対応となった事故につきましては、共済の対応となっているものにつきましては4件でございます。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしましたらこの2ページの総合賠償保険というのは、何に対応するのか確認したいのと、あと、車のほうの事故は4件ということですけど、重大な事故ではなかったのかと思うんですけど、もし内容がわかればお願いします。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 ちょっとご説明が不足しており申し訳ございませんでした。総合賠償保険が金額としては422万5,450円、こちらは4月1日時点の町民の数に単価を掛けて出しているというようなものでございます。建物災害共済につきましては管財のほうで管理している部分になりますが、それぞれ建物に対しての保険を掛けておりまして、金額としては30万483円という金額で別建ての保険料になっております。内容につきましても先ほど申したとおり、建物と例えば道路に穴があいて、そこに車が落ちてしまったというような場合に適用される総合賠償保険と別ということでご理解いただければと思います。

2点目、事故の共済の実績ということで、大きなものとしては1件、昨年6月に専決処分ということでご報告させていただいたものがありますが、サイドブレーキが十分にきいてなくて、車両から

離れたときにその車が動いてしまって駐車していた車両にぶつかってしまったというようなものがあります。それ以外では特に公用車を駐車する際に、サイドをぶつけてしまったということで比較的軽微なものばかりでございました。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 賠償保険料の中には建物、町民対象の保険を頭数で掛けているということですが、これに関しても今話出ましたけれども、道路での破損のために事故が起きたとかということもあるということみたいですが、これに関して多分専決処分なんかでたまに出るということがあるんですけど、これに関しても何か対応、使ったとか法律に関係して事故の対応があったのかということと、ちょっと車両の件に関しては大きいのは1件だと。あと、運行管理になってしまうと思うんですけど、不注意による軽微な事故があったということに関しては、運転管理者のほうとの関係になると思うんですけど、注意していただきたいと思います。

以上です。

【岸本委員長】 1件のみの質問になりますけど、関根課長。

【関根施設再編課長】 それでは、総合賠償の内容ということになるかと思いますが。平成30年度は総合賠償保険の該当となった案件は2件ございます。1件は台風24号によって倒木した木が駐車してあった自動車に接触して、傷やへこみが発生したというものに対してのものでございます。もう一件は草刈中に刈払機で石が飛んでしまったということで、近くにあって車に傷を負わせてしまったということで、それぞれ専決処分内容もご説明してある案件かと思えます。

以上です。

【岸本委員長】 ほかにございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 それでは、2点お伺いしたいと思います。まず初めに5ページ、9分の5、庁用自動車管理経費の中ですけれども、この中で30年度にドライブレコーダーを購入したとありました。今、山田委員の話にも事故等々話がありましたけれども、庁用車の全車両についてのかどうか、一部なのか、その辺の台数とドライブレコーダーを設置した台数をお聞かせください。

あと、7ページの公共施設再編計画策定事業費の中で、報償費が執行率が半分以下になっております。これは開催の減による執行残ということですが、この外部委員会は公共施設再編にはとても大事な委員会ではなかったかなと思います。それが執行率50%以下というのはちょっとどうなのかなと思っていて、どうして減になったのか、回数が減った中で中身が濃くしっかりできたんだったらそれでいいんですけども、その理由をお聞かせください。この2点です。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 それでは1点目につきまして、私のほうからご説明させていただきます。ドライブレコーダーにつきましては町長車、議長車はじめ全ての公用車に設置しております。台数としては55台になっております。ただ、議長車につきましてはリース開始のスタート時点に仕様の中に入っていたということもありますので、今回30年度で予算をいただいて、設置したものについては54台ということでご理解いただければと思っております。その中には消防分団の車も含めて設置しております。

1点目につきましては以上です。

【岸本委員長】 杉崎副主幹。

【杉崎副主幹】 計画策定事業費の報償費です。当初の予定では委員会を6回開催する予定だったんですが、実績には4回にとどまっています。この理由なんですけど、4回目の委員会が今年の12月に

開催しまして、財政推計から始まって4分類評価までやって、その4分類評価まで投入した資金ショートの状態というところまで見て、かなり大きな課題が見えてきたと。学校のあり方の検証ですとか建物も傷んでいるので今後どうしようかということで、課題が大き過ぎてその間解決策が見つからないまま年度を超えてしまったという状態になっていますので、4回での委員会に終わったということがまず1個、大きな理由。

それから、もう一つが町民意見交換会でも学識経験者の方を招いて、基調講演をやっていただく等々予定していたんですが、先生方のご都合もありまして、1回目の山崎先生の基調講演に終わってしまったということで、これは当初は3回とも学識経験者の方を呼ぶ予定ではいたんですが、1回目の1回限りで終わってしまったというのが理由になります。

以上です。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 今の補足になりますが、町民意見交換会、結局学識経験者の方が1回目のお一人だけだったということで、それで不足がないかどうかということでご心配されるところがあるかと思いますが、町民意見交換会自体はグループで実施しておりまして、活発な意見を交わさせていただいて、いろいろなご意見等も伺えたということもありましたので、学識経験者の方がご欠席だったということは事実としてありますが、町民意見交換会自体はつつがなく進められたのかと思っています。

以上です。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。ドライブレコーダーの件は分団の車も含めてということで、承知をいたしました。

また、今の外部委員会のさまざまな会議と意見交換会での先生の講演がなかったという件については大変残念かなというふうには思いますけれども、しっかり今後こういったこともさらに続いていくのかなと予想されます。外部検討委員会も今後さらに検討を続けていかれると思いますので、この辺の執行に当たってはしっかりと予算どおり執行できるような形で計画的にやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 済みません、1点だけ。公共施設の中でネット環境があまりよろしくない、携帯とかがつながりにくい箇所、これは公共施設の中で把握されているんでしょうか、把握されているのであれば、どことどこが携帯がつながりにくい場所なのかお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 今のお問い合わせなんですが、申し訳ございません、私どものほうでどこの施設が具体的に携帯がつながりにくいといったことをちょっと集約できていないというような状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 把握されていないということなんですが、ちょっとわかる範囲で結構ですけども、公共施設でWi-Fiの環境が整っているところがあるのかないのかの把握もできていないということなんでしょうか。その辺お聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 関根課長。

【関根施設再編課長】 施設再編課で所管しているのが本庁舎、役場庁舎になりますので、そこで

のお話ということであれば、1階ロビー周辺はWi-Fiがあるということで、そこでは使えます。ただ、Wi-Fi電波も限りがありますので、庁舎の中全てに及ぶかということそうではありませんので、限定的であるが、Wi-Fiは導入しているというような状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦勞さまでございました。以上で総務部施設再編課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。15時25分まで休憩といたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これから、総務部税務課、収納課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

野崎部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続きまして、税務課及び収納課の審査をお願いいたします。

説明に当たりましては、大八木税務課長、それから石川収納課長、その後再び大八木税務課長という流れで行わせていただきます。質疑に対する答弁につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 それでは、税務課所管の平成30年度歳出決算につきまして、ご説明いたします。決算書は65、66ページ、2款総務費2項町税費でございます。決算書は65ページをごらんください。当初予算額は2億2,551万8,000円、補正予算で790万6,000円を減額しております。また、1,999万990円を予備費充用並びに予算流用いたしました。結果といたしまして、予算現額は2億3,760万2,990円となりました。予算現額に対する支出済額は2億3,318万4,505円で、執行率は98.1%となっております。

それでは、歳出決算額の内容につきまして、決算特別委員会説明（参考）資料によりご説明いたします。タブレットの2ページをお開きください。平成30年度事業費別歳出歳入決算の概要でございます。

科目の順序が前後いたしまして申し訳ございませんが、1目税務総務費に先立ちまして、2目賦課徴収費中税務課部分を先にご説明させていただきます。決算書は65、66ページです。2目賦課徴収費0001賦課徴収事務経費01賦課管理経費です。支出済額は3,073万8,893円で、税務事務全般にかかる経費でございます。まず、7節の賃金は、町民税の当初課税にかかる賦課資料の整理事務等に携わる臨時職員の賃金で、支出済額は107万2,560円です。9節の旅費は、会議出席等のための職員の普通旅費で、支出済額は1万9,822円です。11節の需用費ですが、消耗品費は、参考図書や賦課資料整理用のファイル、バインダーなど事務用品の購入費で、支出済額は46万5,032円でございます。印刷製本費は、納税通知書、申告書、封筒等の作成費用で、207万4,626円を支出いたしました。需用費全体で76万4,342円の不用額を生じておりますが、主な理由といたしましては、印刷製本費の納税通知書等の落札価格による執行残でございます。12節の役務費は、納税通知書、申告書などの郵送料や確定申告書の電子データ受信料などを支出しております。支出済額は668万4,620円でございます。13節の委託料は、納税通知書の封入処理委託業務、軽自動車税課税のための検査情報提供委託業務、路線価格の調査業務を行うとともに、土地の利用状況に応じた適正な評価を算出するための委託業務をそれぞれ実施したもので、支出済額は1,482万5,739円でございます。14節の使用料及び賃借料は、国税連携システム、JIS業務支援システム、家屋評価計算システムのコンピュータ機器借上料で、合計360万4,176円を支出いたしました。最後に、19節の負担金補助及び交付金でございます。支出の内訳です

が、5つの団体に支出しております。まず、確定申告書の電子データを送信するためのシステム開発運営を行っている一般社団法人地方税電子協議会会費、こちらは、支出済額96万9,410円でございます。

続きまして、藤沢税務署管内2市1町税務協議会負担金、支出済額は40万4,000円でございます。次に、神奈川県町村税務協議会負担金、支出済額は14万300円でございます。次に、一般財団法人資産評価システム研究センター負担金、6万円でございます。次に、神奈川水土里情報活用推進協議会空中写真共同入手負担金41万8,608円です。全て合わせた支出済額は199万2,318円でございます。

以上で、税務課所管の歳出決算につきまして説明を終わります。引き続き、収納課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 石川課長。

【石川収納課長】 引き続き収納課が所管しております平成30年度の決算につきましてご説明させていただきます。

決算書は65、66ページになります。2款総務費2項町税費1目税務総務費でございます。タブレットの説明資料は3ページをお願いいたします。職員給与費につきましては、税務課と予算科目が同じですので、収納課であわせて説明をさせていただきます。内訳は、税務課職員13人分と収納課職員7人分の合わせて20人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。この職員給与費の特定財源につきましては、下表の歳入番号1、決算書の35、36ページ上段、備考欄記載の税務証明手数料等260万5,200円で、これは、課税証明や納税証明など税務に関する証明の発行手数料でございます。

続いて、歳入番号2、決算書の43、44ページ上段、備考欄記載の県民税徴収事務委託金7,901万6,621円は、個人住民税において、県民税も含めて町が徴収することに対する徴収事務の委託金で、納税義務者1人に対し3,000円となります。また、税額の変更等に伴い還付金が生じたときに、町県民税として県民税も含めた額を還付するため、県民税相当分につきましてもこの委託金により歳入するもので、この委託金につきましては、案分により税務課職員の職員給与費にも充当しております。

以上の特定財源充当合計額、タブレットの説明資料最下段の8,162万1,821円を支出済合計額1億5,737万4,267円から差し引いた7,575万2,446円が、本事業に充当する一般財源でございます。

続きまして、決算書の65、66ページを、タブレットの説明資料は4ページをお願いいたします。2目賦課徴収費の徴収管理経費でございます。こちらは、徴収事務全般にかかる事務的な経費で、支出済額の合計につきましては、1,468万355円でございます。9節の旅費につきましては、会議、研修等に参加するための交通費で、1万7,316円の支出でございます。11節需用費につきましては、税関係の月刊誌、滞納整理に関する封筒などの消耗品や督促状、納付書などの印刷代で、56万2,917円の支出となっております。

12節の役務費につきましては、督促状、催告書などの郵送代や口座振替の事務手数料で、支出済額につきましては、214万4,173円でございます。13節の委託料につきましては、コンビニエンスストアによる収納代行委託の経費で、支出済額は327万4,693円でございます。また、コンビニエンスストアにおける納付状況でございますが、平成30年度は4万8,908件で、前年度より439件の増となっております。14節使用料及び賃借料につきましては、滞納整理管理システムのリース料で、支出済額は868万1,256円でございます。なお、この徴収管理経費事業の財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、タブレットの説明資料の5ページをお願いいたします。過誤納還付金及び加算金でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、予定納税をした法人が確定した段階で利益が少なかった場合に、予定納税された税をお返ししたり、個人でもさかのぼって申告され、税額が減額された場合など、既に納付いただいている税金をお戻しするもので、予算額以上に還付金が生じてし

まいりましたので、不足した額につきましては予備費対応とさせていただきます、支出済額は3,039万990円でございます。この事業の財源につきましても、全て一般財源でございます。

続きまして歳入、一般財源の町税につきましてご説明いたします。まず、町税の概要でございます。決算書の3、4ページをお開きください。1款町税につきましては、予算現額83億円、調定額88億9,299万815円、収入済額87億685万8,264円、不納欠損額951万5,523円、収入未済額1億7,662万7,716円となっております。前年度と比較になりますが、収入済額では3,245万6,362円、0.4%の増となっております。また、収入未済額につきましては、前年度に比べ9万3,916円、0.1%の減となっております。調定額では3,501万6,794円、0.4%の増となっております。

続いて、町税を税目ごとにご説明いたします。決算書の27、28ページをお開きください。まず、1項町民税でございます。個人、法人の総額の収入済額につきましては、33億6,469万8,302円で、前年度比3,106万3,303円、0.9%の減となっております。

次に、1目個人でございます。タブレットの説明資料は6ページをお願いいたします。1節現年課税分の均等割につきまして、収入済額は8,479万7,800円で、前年度比292万7,300円の増となっております。

次に、所得割でございますが、収入済額は25億5,211万5,253円で、給与所得は伸びているものの、譲渡所得の減などにより、前年度比634万2,163円の減となっております。2節滞納繰越分につきましては、収入済額は3,202万7,188円でございます。なお、438件、722万8,913円の不納欠損処分をしております。

次に、2目法人でございます。1節現年課税分の均等割につきまして、収入済額は1億5,271万1,100円で、前年度比137万3,200円の増となっております。納税法人数につきましては1,164社で、前年度に比べ8社の増となっております。法人税割につきましては、収入済額は5億4,222万9,600円で、前年度比1,974万6,300円の減となっております。納税法人数につきましては523社で、前年に比べ6社の増となっております。

続いて、2節滞納繰越分につきましては、収入済額は81万7,361円で、4件、20万3,666円の不納欠損処分をしております。

次に、2項固定資産税でございます。収入済額につきましては、43億7,467万448円で、前年度比6,313万6,836円、1.5%の増となっております。

次に、1目固定資産税の1節現年課税分でございます。土地につきまして、収入済額は20億2,602万9,251円で、前年度比713万838円、0.4%の増でございます。家屋につきましては、収入済額は13億2,173万1,547円で、前年度比3,001万5,355円、2.3%の増でございます。償却資産につきましては、収入済額は8億6,913万6,208円で、前年度比2,632万2,543円、3.1%の増でございます。

続いて、2節滞納繰越分につきましては、収入済額は1,939万7,242円で、56件、162万6,123円の不納欠損処分をしております。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金でございます。収入済額につきましては、1億3,837万6,200円で、前年度比61万7,400円の減でございます。内容につきましては、後ほど税務課の資料にてご説明いたします。

次に、3項軽自動車税でございます。タブレットの説明資料は7ページをお願いいたします。軽自動車税の収入済額につきましては9,653万7,597円で、前年度比486万5,632円、5.3%の増となっております。

次に、1目軽自動車税の1節現年課税分につきましては、収入済額は9,514万4,200円で、登録台数の増加や経年重課税制度により前年度比461万2,406円、5.1%の増であります。2節滞納繰越分につきましては、収入済額は139万3,397円で、76件、26万200円の不納欠損処分をしております。

次に、4項1目町たばこ税でございます。1節現年課税分につきましては、収入済額は3億6,264万9,615円で、課税本数の減少により前年度比973万7,241円、2.6%の減となっております。

次に、5項都市計画税でございます。収入済額につきましては、5億830万2,302円で、前年度比525万4,438円、1%の増となっております。

1節現年課税分の土地につきましては、収入済額は3億2,841万1,313円で、前年度比92万2,815円、0.3%の増となっております。

続いて、決算書は29、30ページをお願いいたします。家屋につきましては、収入済額は1億7,754万8,318円で、前年度比429万9,831円、2.5%の増でございます。

続いて、2節の滞納繰越分でございます。収入済額につきましては234万2,671円で、56件、19万6,621円の不納欠損処分をしております。

続いて、町税以外の一般財源についてご説明いたします。決算書は47、48ページをお願いいたします。19款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金でございます。収入済額につきましては、907万4,449円で、前年度比218万3,180円の減となっております。これは、納期限を過ぎた場合に翌日から計算されるもので、平成30年中につきましては、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは年2.6%、それ以降は年8.9%で計算されるものでございます。

次に、4項1目雑入の1節総務費雑入につきましては、この後、税務課長より説明をさせていただきます。

最後に、資料はございませんが、収納率の状況についてご説明いたします。現年課税分につきましては99.25%で、前年に比べて0.06%の増、滞納繰越分につきましては31.71%で、前年度に比べて4.6%の減となっております。町税全体では97.91%で、前年度に比べ0.02%の減となっております。収入未済額につきましては、1億7,662万7,716円で、前年度に比べ9万3,916円の減、率にしまして0.1%の圧縮となっております。

また、平成30年度各会計別主要な施策の成果に関する説明書の7、8ページに町税の内訳や推移が記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で収納課の説明を終わらせていただきます。

引き続き、一般財源につきまして税務課長より説明をさせていただきます。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 それでは、引き続き税務課よりご説明いたします。歳入につきましては、収納課長より説明をいたしましたが、30年度の雑入の予納金返還金につきましては、担当である税務課よりご説明させていただきます。

それでは、決算書の47ページをお開きください。タブレット資料は7ページ、19款4項1目第1節総務費雑入でございます。決算書48ページ右側備考欄の下段、予納金返還金100万円でございます。予納金は、相続放棄などで相続人が存在しなくなった固定資産税の清算等を行う相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てる際に必要となるもので、1件当たり100万円を事前に家庭裁判所に納付いたします。この予納金は、対象となる固定資産の処分益により必要経費が賄われた場合、家庭裁判所より町へ返還されることとなっております。今回は1件分の処分が完了し、満額が戻ってきたものでございます。

以上で雑入の説明及び歳入の決算の概要の説明を終わります。

引き続きまして、資料の説明をさせていただきます。45分の8ページをお開きください。決算特別委員会説明(参考)資料をごらんください。この資料は、平成30年度決算に関連します個人町民税や法人町民税等の状況を、資料ナンバー1から7までにまとめたものでございます。

それでは、資料ナンバー1をごらんください。個人町民税課税標準額の段階別課税状況調べです。

平成30年度と平成29年度を比較して算出したものですが、譲渡所得等の分離課税分は含んでいないため、課税状況でございますので、決算額とは一致しておりませんのでご了承願います。

左から課税標準額の段階、納税義務者数、1人当たり所得金額、1人当たり税額、そして町民税総額となっております。納税義務者数の合計ですが、29年度と比較しまして206人の増となっております。段階別に比較しますと、課税標準額の100万円超200万円以下の階層で、前年と比べ22人の減、550万円超700万円以下の階層で前年と比べ19人の減となったものの、それ以外の階層では増加いたしました。これによりまして、個人町民税総額は24億7,734万5,000円、29年度と比べ2,098万3,000円、率にして0.9%の増となっております。

続きまして、次の資料ナンバー2をごらんください。個人町民税について課税標準額の段階別、業種別にまとめた課税状況調べでございます。給与所得者、営業等所得者、農業所得者、その他所得者別に、町民税所得割の総額について、平成30年度と平成29年度を比較したものでございます。29年度に比べて給与所得者は、2,503万4,000円、率にして1.2%の増、営業等所得者は、343万7,000円、率にして4%の増となりましたが、残りの2業種は、前年割れとなりました。

次のページ、資料ナンバー3をごらんください。個人町民税業種別所得及び課税状況調べでございます。平成26年度から平成30年度まで5年分を表にしたものです。各業種別の税額ですが、それぞれ年度ごとに上下しておりますものの、税額合計では26年度から27年度にかけて下降し、これから緩やかに上昇しております。30年度と26年度を比べますと、税額合計では7,102万8,000円の増、率にして2.8%の増となっております。

次のページに移ります。資料ナンバー4をごらんください。こちらは、法人町民税の資本金等別均等割及び法人税割の決算額調べでございます。平成30年度の法人数ですが、1,164社、均等割額の総額は、1億5,271万1,100円で、合計額で前年度に比べ法人は8社増となっております。137万3,200円の増、率にして0.9%の増となりました。また、下段の表につきましては、法人税割について資本金別に法人数及び税額を前年度と比較したものでございます。資本金5億円以上の区分で増額となったものの、それ以下の2つの区分では減額となっており、合計では1,974万6,300円の減、率にして3.5%の減となりました。

次のページになります。資料ナンバー5をごらんください。こちらは法人町民税の産業別決算額調べでございます。産業別の均等割及び法人税割につきまして、平成30年度と平成29年度を比較しております。農林漁業、建設業、製造業、不動産業、サービス業の5区分におきましては、前年度よりマイナスとなっております。合計で比較いたしますと、均等割はプラス、法人税割はマイナスで、合計1,837万4,000円の減、2.6%の減となっております。

次ページ、資料ナンバー6をごらんください。軽自動車税車種別の決算額調べでございます。平成29年度と比較いたしますと、原動機付自転車の125cc以下、軽自動車の四輪乗用自家用車などの一部区分で伸びを示しており、全体登録数では134台の増となりました。全体額では、税額の大きい四輪乗用自家用車の軽自動車の台数が堅調な伸びを示しており、ほかのマイナスを相殺し、461万2,406円の増、率にして5.1%の増となりました。

最後になりますが、次ページ、資料ナンバー7をごらんください。国有資産等所在市町村交付金の内訳でございます。神奈川県をはじめ県企業庁、横浜市、横須賀市、川崎市、関東財務局が町内に所有する土地、家屋、償却資産に対しまして、固定資産税にかわるものとして町へ交付されるものでございます。

所有者別の内訳は、表に記載のとおりですが、交付金の総額は、前年度と比較しますと61万7,400円の減、率にいたしまして0.4%の減となっております。減となった主な理由は、地価の下落と償却資産の減価償却が進んだものでございます。

以上で、資料説明を終わらせていただきます。なお、タブレットの45分の16ページ以降、こちらは令和元年度町税概要につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 12ページの法人町民税のところの資料ナンバー4、ここで法人税割のところです。資本金額のほうで、2億円以上5億円未満と2億円未満のところでは2社と1社減っていますが、これに関して何かどういう状態になったのかというのを把握されているでしょうか。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 大変申し訳ございません。数値として決算額が挙げてはいますが、どこの法人かということにはちょっと申し上げられないのが1つと、それぞれの名称については今回は資料としては用意してございません。大変申し訳ございません。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 中の個人情報と会社のことなんであれなんですけど、せめて製造業とか何かね、業種別のこととかは把握され、言えるでしょうか。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 大変失礼いたしました。業種別も大変申し訳ございません、次のページの法人町民税の産業別決算額調べのほうでの増減、それぞれの10項目の増減での内訳だけでありまして、こちらの法人割のほうの件数については、業種についてちょっと調べてまいりませんでした。申し訳ございません。

【岸本委員長】 暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

池田副主幹。

【池田副主幹】 済みません、先ほどのご質問なんですが、確かに業種別ということで、開業とか廃業の届け出は各法人さんから出していただくんですが、必ずしもその数とここに出てくる決算の会社の数が一致するものではございません。なので、もしこちらを出すとすると、29年度の全会社の一覧と30年度の会社の一覧を一つずつ突き合わせていくような形のことになってしまいますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。

歳出のほうで、全体的に2ページから4ページにかけてです。不用額が大変多いかなと思ってます。何か入札によっての執行残とかというのはそのときの状況によっても違うんでしょうけれども、結構、前年度もこういったような状況だったかなと思いますけれども、この辺、予算の立て方の見直しとかというのが必要になってくるのではないかなとは思いますが、その年の経済状況によっても多少変わってくるところもあるのかもしれないんですけども、その辺担当課としてどう捉えているか、1点確認をしたいのと、あと、さまざまな税金の納金に関しては本当にご努力をいただいて、収納率とかも大変上がってはきていますけれども、なかなか100%にいかないのが現実だと思うんですね。そういった中で、税の公平性から考えたときに、一定程度しっかりと住民の方からこの税金を

納税していただくというのは必要なことかなと思っております。

そういった中でこの30年度、それ以降もずっとだとは思いますが、担当課としてこの税を徴収するに当たって何かこの30年度、新たな対策とかを講じることができたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 確かに太田委員のおっしゃるとおり、執行残、不用額、これは割合としては多いと思います。

これは当初予算の精査している段階では、ある一定の見積書等をいただいて厳密には行っているんですけども、実際に入札を行うと減が生じたりしてきますので、そこで差額が生じてしまうことに対しては、ちょっと先が読めないというところが1つあります。ただし、消耗品等については、なるべく節約して行うという職員の意識がこういうふうに出てきているなというふうには感じておりますので、そういったところもご理解いただきたいなと思います。

それ以外のところにつきましても、負担金等についても清算をして初めて数値が出る場所もございますので、どうしてもこうした数字が残ってしまうということをご理解いただければと思います。できる限りこういったところに不用額が出ないように努力したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 石川課長。

【石川収納課長】 収納率等々、税の公平性というご質問でございます。我々は常に税の公平性を念頭に置きまして、収納未済額を減らすように努めております。考え方としましては、まず、翌年度に滞納額を繰り越さないというのを目標にしまして、滞納案件の早期着手に現年から力を入れてみんな努めております。また、滞納になっちゃった場合でも、財産調査等をしっかり行いまして、財産あるにもかかわらず支払いを滞っているという方につきましては、滞納処分ということで差し押さえ等をしまして、収納の確保に努めてまいっているところでございます。新たにこういう手法でというのはなく、地道に継続的に粘り強く交渉等もしております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 今回この住民税、ごめんなさい、町民税におきまして、個人町民税のほうは前年度比で増額、これは景気の緩やかな回復というところあるのかなと思いますが、法人町民税のほうに関しては減額になっているという状況がありまして、これはどのような経済動向等あったのかというところ、担当課としては把握されておりますでしょうか。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 先ほどちょっと財政課のときのご質問等お聞きしまして、調査させて、分析させていただいたんですけども、確かに説明書のほうには日本経済が堅調に推移しているという明記がありながらも、こういった状況が結果が出ているというところにつきましては、当然、当初予算を設定するときですとかについては、内閣府ですとかそういった月例経済報告書等々では政府が出すものに関しては景気は緩やかに回復しているという発表が、もうここ数年続いているはずだと思うんです。そうしたものを実際には我々も精査しながらも、取り入れていくわけなんですけれども、実際には現状としてはこうやってマイナスが出ているその要素というのは、原因がいろいろシンクタンクですとか景気動向調査等、また各調査、国が行う調査などの結果によると、世界的な自動車販売及び半導体関連の低迷、米中貿易摩擦の長期化、中国経済の低迷、工作産業機械の受注減等を背景に、製造業は悪化しています。これを受けて輸出の減速、設備投資の慎重化など国内景気は後退の局面に入る

可能性もあるということをおたっておりま。実際には、こういった報告がでされてはいます。

これも、この4月からアメリカのトランプ大統領の発言等によって大きく変わっていますので、去年の予算編成の段階とはかなり情勢が違っています。世界的な規模で違っています。それによって、実際には製造業、特に自動車販売です。あと半導体関連が非常に低迷しているということをおどの情報誌もうたっておりまして、30年度の法人税割額の前年度より減となった理由といたしましては、こういった世界的な経済の減速の景気の影響ですとかが当町の法人の税割額にも影響が及んでいると思われま。

資料ナンバーの5番をお開きください。5番が45分の13ページですけれども、こちらで産業別ということで10項目ある中の5項目が前年度比減となっておりまして、特に製造業をごらんいただきたいんですけれども、29年度のこの増減額、製造業が2,403万5,000円の減になっておりま。28年度は逆に増になっておりまして、大幅にここで減になっているというところお、ここが大きな原因、それ以外にも4項目が減になっておりま。全体として一般的に言われている情勢と現状とはかけ離れているという原因がここから見受けられると思ひまして、当町においてもいろいろな報告書と同様にマイナスの要素が影響しているというところおございます。

以上おございます。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 大変丁寧な説明ありがとうございます。

これで、今回のこの平成30年度の決算を踏まえた上で、今後の予算編成においては、どのような方針で臨まれるのか、現時点での見解のほういただければと思ひま。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木税務課長】 あくまでも今の段階でのお話ということおありますが、今の推計といたしましては、世界の経済の動きも含めて日本経済の景気の状態の国の税制改正の動向などによっても税額が大きく影響してくるんですけれども、10月1日からの消費税の引き上げに伴って、まず個人消費の減退が見受けられるようであれば、消費者の痛税感の高まり、これが個人消費の低迷するようであれば、国内景気の不透明感がなかなか強まってくるのではないかなと思われま。いろいろな諸策を講じておりま。その辺のところはもう少し様子を見ないといけないなと思ひておりま。

また、国際情勢が大きく影響しますので、先ほど申し上げました米中貿易摩擦の長期化ですとか、日韓の半導体の材料の輸出規制の強化、またそういった日韓の対立、中国経済の低迷、EUから英国の離脱問題と原油問題、そういったところ全てを把握しながら、そういった懸念材料が世界的な景気の減速にもつながってくると思ひま。そこを踏まえながら、あと法人税率、税割が下がります。皆さんには12月に提案したんですけれども、そういったところが大きく影響してくると思ひま。今後の見通しを立てるに当たっては、生産年齢人口等さまざまありま。今の段階では予測がなかなか、見通しがつかないというのが現状でありま。もう少し世界の情勢等、あとは日本の消費税の影響を見た中で判定していきたくと思ひま。判断していきたくと思ひま。その辺よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で、総務部税務課並びに収納課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより町民部の審査に入ります。まずは、協働文化推進課の説明をお願ひいたします。

中島部長。

【中島町民部長】 皆様、こんにちは。これより町民部の平成30年度決算につきましてご審議をよろしくお願いたします。ご説明を申し上げます前に、このたびの台風19号におきましては、さまざまご心配をおかけいたしました。町長より概略の説明を申し上げましたけれども、現時点におきましては、人的被害はございませんが、きょう以降企業さんの被害状況の報告も上がってくるものと考えております。結果として、雨台風となりましたが、今後の教訓とすべき事柄が多々あったと感じているところでございます。改めて正式な場を用意させていただき、議会に詳細なご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、協働文化推進課のご審議をお願いいたします。説明につきましては池田課長より、また質疑等につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 引き続きご苦勞さまでございます。それでは、協働文化推進課の平成30年度決算につきましてご説明をさせていただきます。決算書でございますが、59ページ、60ページの下段から62ページまで、及び103ページ、104ページになります。事業費別の説明につきましては、タブレットの協働文化推進課、こちらの説明（参考）資料に基づいてご説明いたします。

説明資料の2ページをごらんください。総務費総務管理費地域活動推進費でございます。1の1自治基本条例推進事業費につきましては、自治基本条例を推進するための附属機関であるまちづくり推進会議の運営にかかる経費や町審議会等の会議録作成委託にかかる経費等でございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬でございます。不用額が出てございますが、委員の欠席並びに会議回数の減等による執行残でございます。報償費は、協働に関する職員研修会及び講座開催に伴う講師謝礼です。旅費は、推進会議委員の会議出席のための費用弁償でございます。印刷製本費は、協働事業にかかる手引書といたしまして、協働マニュアル及び協働マニュアル概要版を作成いたしました。委託料は、各課等で開催いたしました町審議会等の会議録作成委託料でございます。不用額につきましては、会議開催日等の減による執行残でございます。なお、本事業費は全て一般財源でございます。

3ページをごらんください。3の1自治会活動支援事業費でございます。町内に22ございます自治会の活動を支援することにより、住民参加、地域住民自治を推進するための経費となっております。負担金補助及び交付金は、各自治会の活動支援のために交付した自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金、地区集会所の管理運営にかかる集会所運営費交付金でございます。なお、本事業費の財源でございますが、こちらも全て一般財源でございます。

4ページをごらんください。4の1地域集会所管理運営経費です。12の地域集会所にかかる維持補修や管理運営に要する経費でございます。需用費の修繕料は、地域集会所の修繕費用でございます。30年度は田端、一之宮、筒井、宮山、以上4地域集会所においてそれぞれ修繕を実施いたしました。役務費は、地域集会所12棟分の建物に対する保険料でございます。委託料は地域集会所の管理運営のための指定管理委託料でございます。使用料及び賃借料、こちらは倉見及び大曲の2カ所の地域集会所用地の借上料となっております。

5ページをごらんください。次に、6の1男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画社会の形成を推進するための事業費でございます。報償費につきましては、男女共同参画プラン推進協議会の委員の謝礼及び男女共同参画講座の講師謝礼でございます。旅費は、職員が会議等に出席した際の普通旅費となっております。負担金補助及び交付金は、2市1町湘南広域都市行政協議会でございますが、こちらの人権男女共同参画連携推進事業における本町分の負担金を支出しております。なお、財源は全て一般財源でございます。

6ページをごらんください。次に、7の1平和推進事業費でございますが、平和思想の普及啓発事業に要する経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、平和フェスティバルのチラシ作成

用紙など消耗品の購入費です。役務費は、原爆パネル展用の資料を広島平和記念資料館から借用した際の郵送料でございます。使用料及び賃借料につきましては、核兵器廃絶平和都市宣言広告用地の借上料でございます。負担金補助及び交付金は、平和首長会議のメンバーシップ納付金となっております。なおこちらも全て一般財源でございます。

7ページをごらんください。8の1外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民が、日常生活を送る上で必要な通訳の派遣に要する費用を支援するための経費でございます。旅費は、職員出張のための普通旅費でございます。役務費は、神奈川一般通訳支援事業を利用いたしまして、通訳を小中学校等に派遣してもらった場合に支払う手数料です。不用額につきましては、派遣依頼が2件と少なかったことに伴う執行残となっております。負担金補助及び交付金につきましては、外国籍の患者が安心して医療機関を受診できるように、医療通訳を派遣する事業の負担金でございます。なお、こちらも全て一般財源でございます。

8ページをごらんください。9の1国際交流基金積立金でございます。こちらは基金の利子積立金となっております。なお、本基金積立金の財源は全て一般財源でございます。

9ページをごらんください。次に、10の1生涯学習振興事業費でございますが、学習の情報提供をはじめ、さまざまな生涯学習事業の推進のための経費となっております。報償費につきましては、各種講座や研修のための講師等謝礼及び生涯学習推進会議の委員への謝礼などです。旅費は、職員出張のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、情報誌などの用紙代となっております。役務費につきましては、事業にかかる連絡用の切手やはがき代でございます。こちらも全て一般財源となっております。

10ページをごらんください。11の1地域間交流促進事業費は、姉妹都市である寒河江市との交流促進と国際理解、国際交流活動推進のための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費となっております。負担金補助及び交付金は、国際理解、国際交流活動を推進する、さむかわ国際交流協会への交付金及び寒川町姉妹都市文化交流会への交付金でございます。なお、本事業費には特定財源がございまして、決算書の45、46ページ、国際交流基金繰入金30万円でございます。

11ページをごらんください。次に、12の1協働事業提案制度推進事業費でございますが、地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進める寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業を実施するための経費でございます。報償費につきましては、実績報告会出席時の選考委員会委員への謝礼でございます。委託料につきましては、昨年7月に開催いたしました市民討議会の実施等業務委託契約を文教大学湘南総合研究所と締結いたしましたが、その費用となっております。なお、本事業費も全て一般財源でございます。

12ページをごらんください。13の1協働事務経費でございますが、協働事業にかかる事務的経費を計上してございます。旅費は、職員出張ための普通旅費です。役務費は全町民を対象とした住民活動補償保険の保険料です。なお、契約による執行残は旅費の不足分並びに地域集会所の修繕のために利用しております。30年度に保険適用となりましたものは5件ございました。なお、本事業の財源は全て一般財源でございます。

以上で、10目地域活動推進費の説明は終わります。

続きまして、決算書103、104ページ、説明資料は13ページをごらんください。教育費社会教育費5目の文化渉外費でございます。1の1地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、21の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援、また地域の文化振興を図り、文化を通じ交流を深めるための費用でございます。旅費は、職員の普通旅費でございますが、全額執行残となっております。委託料につきましては、寒川町文化祭実行委員会への文化祭開催の事業委託料でございます。負担金補助及び交付金は、寒川町文化連盟補助金と全国大会等出場交付金でございます。なお、本事業の財源は一般財源

でございます。

それでは、最後になります。一般財源の歳入決算を説明いたします。決算書は47、48ページ、説明資料は14ページをごらんください。諸収入雑入の1目総務費雑入でございます。建物災害共済金等でございますが、こちらは筒井地域集会所の窓ガラスを破損いたしましたときに、その修繕に対し、県町村会の建物保険が適用されたことによる保険金の給付でございます。

以上で、協働文化推進課、平成30年度歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

杉崎委員。

【杉崎委員】 平和推進事業費の関係の平和フェスティバルですか、これは今どういう形態で実施されているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。それとあと内容ですね、この内容に関して、どの程度今まで、何年間やってきたのか、その後、その内容に関してどの程度変化してきたのか、お聞かせいただきたいと思います。それから、来場者数とか来場者の世代も含めて把握していたらお聞かせいただけますでしょうか。

【岸本委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのご質問でございます。平和フェスティバル、こちらにつきましては実行委員会方式で現在開催してございます。実行委員会につきましては、こちらの趣旨に賛同する幾つかの団体が構成しておりまして、町はそれに対し、共催というスタンスで参加をしております。

なお、内容でございますが、平和に関する紙芝居、講演会、こういったものを行ってございます。ちなみに30年度でございますと、原爆被爆者の講話、紙芝居パチパチ座、腹話術、和太鼓の演奏、最後に平和フェスティバルの平和のアピールを採択して終了してございます。参加者数は131人となっております。なお、来場者の年代につきましてはかなり高齢化をしてございまして、あまり若い客層は見られない状況となっております。

本年が実は10回でございますので、30年度は9回ということで、ことしまで含めると過去に10回行ってございます。内容につきましては、出し物につきましては先ほど30年度の内容を報告させていただきましたけれども、来ていただいた、例えば講話の方がかわるのですとかそういったことはございますが、基本的には変更はない形で来ております。

以上でございます。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 10回やっているということで、内容はほとんど変わらないと。世代別も結構高齢者の方が多いということなんですが、これをやる趣旨というのは、平和思想の普及、意識の啓発ということなんですけど、今聞くとそういう方たちは十分理解されている方たちじゃないかなと。子どもたちも含めてそういう方たちに来ていただいて、そういう普及だとか啓発をするのであるなら、意味があるんじゃないかなと思うんですが、この実行委員会の方たちの選定はどういう方で、先ほど趣旨に賛同していただいているということなんですが、その方たちの選定の理由ですね。どういう団体、これは団体ですか、団体が入っているんじゃないかと思うんですが、その団体名、どうしてそういう団体を選ぶのか、ちょっとそこら辺は詳しくお聞かせいただきたいなど。その団体が普段どういう趣旨で活動されている団体なのかをできれば資料としていただきたいんですが。

【岸本委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのご質問でございます。まず団体でございますが、選定につ

きましては町は関与してございませんで、逆にその方たちがチームを組んで実行委員会として町に共催を申し込んでくるというようなスタイルになってございます。

実際、実は広報等で公募もしておるんですが、公募については応募がない状況となっております。

【岸本委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 失礼いたしました。ほぼ固定の団体でございますが、公募の結果来ておる団体がございます、そこで7団体、こちらによって実行委員会が形成されてございます。なお、こちらの団体、名称、内容等につきましては資料で提出させていただきます。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 公募によってその7団体来ているということなんですが、じゃあ過去10回のその団体、変化があるのか、お聞かせいただけますか。それから、今まで10回やってきてほぼ内容が一緒だということなんですが、その平和に対しての町としての考え方、それはどのように考えてこの平和フェスティバルを実施されているのか、そのさまざまな角度があると思うんですけども、毎年同じようなことをやっていて、それでいいのかなと思うんですけども、その辺の見解をお聞かせいただきたいなと思います。

【岸本委員長】 中島部長。

【中島町民部長】 第1回目から第10回目、今年度行いましたけれども、団体数自体は大きな増減はないんですけども、団体の入れかわりは若干あるというような状況でございます。それと杉崎委員のご指摘のとおり、趣旨としましては次世代に平和のとうとさをつないでいくという目的がありますので、その内容について毎回話し合っていたいております。具体的に取り組みを始めたのは、例えば児童クラブのお子さんに自分の将来の平和の絵を展示していただくことによって、ご家族でその展示を見に来ていただける機会を設けるということで、始めたこともございます。それにつきましては、当初は多少多かつたんですけども、最近はやはりちょっとマンネリしているのかなということ、記念すべき10回大会の中で帝京大学の皆様にちょっと今まで太鼓だけだったんですけども、毎年同じことをやってもいけないので、実際戦争の被害を受けたグアムと交流のあるチャモロダンスを帝京大学の方に披露していただく中で、戦争について実際グアムの話も語っていただく中で、結構若い方20人ほど参加していただいて、その辺少しづつ変えていこうという形で進めております。今後につきましても固定した方の参加ではどうにもなりませんので、今後についても次世代につながるような事業を展開してまいりたいと考えているところです。

よろしく申し上げます。

【岸本委員長】 他に何か質問、質疑のほうはございますでしょうか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 済みません、ちょっと細かいことを含めて2点。まず1件目が12ページのほうで、備考のほうにも見積もり合わせによる減ということがありまして、先ほど説明の口頭でもこの不用額に関して補填というようにお話をされていたかと思うのですが、ここを見ると予算現額と支出済額、全く一致していて、不用額がないように見えるのですが、ここをもう一度説明をお願いできますでしょうかというのが1点です。

あともう一点に関してなんですが、ちょっとこれは町民窓口課になるのか、それともこちらになるのか、ちょっと私もよくわからないのですが、男女共同参画のところ、実は今神奈川県でいわゆるLGBTの方々に対する施策というところで、いわゆる総合会議のほうを昨年、つまり平成30年度からもう既に市町村の担当課の方を集めて開いているというお話を聞いておまして、こういういわゆる性的マイノリティの方々への施策というのは、この共同文化のこの男女共同参画の範疇で行っているのかどうかということをお伺いいたします。

【岸本委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 大変申し訳ございません。まず12ページでございますが、おっしゃるとおり予算現額、支出済額一緒でございます。増減理由、申し訳ございません、減と入ってございますが、もともとは予算額は予算額と執行額の差があったんでございますが、残額をこちらにつきましては流用をさせていただいたものでございます。なお、ただいまのご質問、LGBTの関係につきましては町民窓口課のほうになりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。以上で町民部協働文化推進課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は16時55分となります。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

暫時時間を延長いたします。これより町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

中島部長。

【中島町民部長】 お疲れのところ申し訳ございません。引き続き平成30年度決算につきまして、町民安全課のご審議をお願いいたします。説明につきましては、徳江課長より、また、質疑等につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 それでは、町民安全課が所管する平成30年度決算につきましてご説明をさせていただきます。決算書につきましては、61ページから62ページの11目安全対策費が本課所管分でございます。ほかに主要な施策に関する説明書41ページから42ページをごらんください。事業費別の説明につきましては、タブレットにございます090町民安全課決算特別委員会説明資料に基づき説明をさせていただきます。なお、資料の備考欄につきましては、不用額20万円以上のもの並びに未執行のものにつきまして記載をさせていただきました。

それでは、タブレットの説明資料は2ページをごらんください。2款総務費 1項総務管理費11目安全対策費 1の1 防災対策事務経費でございます。この経費は、防災事務に要する経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、県防災行政通信網用インクカートリッジについて、在庫分に対応したため未執行となっております。次に、光熱水費につきましては、倉見防災倉庫の電気料でございます。次に、役務費につきましては、広域避難所などに設置している災害用PHS電話機の通話料及び倉見防災倉庫の建物保険料で、全国自治協会神奈川県支部への建物災害共済基金分担金でございます。次に、委託料につきましては、昨今の異常気象の影響で、台風の大型化やゲリラ豪雨に備え、より迅速で的確な対応を図ることを目的に導入した水防体制支援サービスの委託料でございます。次に、負担金補助及び交付金につきましては、県と市町村との連絡を密にし、神奈川県防災行政通信網の円滑な運用を図り、防災行政に寄与することを目的として、通信網整備の定期的な検査、保守と、有線回線使用料衛星通信分担金で構成されます県防災無線運営協議会への負担金でございます。財源につきましては、全額町単独予算でございます。

続きまして、1の2防災活動充実事業費でございます。これは、寒川町地域防災計画の作成及び管理や住民の防災意識の向上を図るための経費でございます。報酬につきましては、寒川町地域防災計画の作成及び推進などを図るための組織であります寒川町防災会議の5名分の委員報酬でございますが、30年度は会議の開催がなかったことにより未執行となっております。次に、報償費につきましては、町民の防災意識の高揚を図る目的で毎年開催している防災講演会の講師謝礼、及び総合防災訓練のスムーズな進行のための司会者への謝礼でございます。なお、30年度の防災講演会は、「気象学

の知識を学ぶ」と題して、近年ゲリラ豪雨や台風等により各地で被害が発生している中で、気象情報の基礎知識やニュースの見方、注意点等について、株式会社ウェザーニューズの真鍋航太氏に講演をいただきました。また、総合防災訓練は、平成30年9月22日にメイン会場の寒川小学校で総合司会者としてDJハギー氏により司会進行をしていただきました。不用額につきましては備考欄記載のとおり、防災講演会の講師料が不用となったための執行残でございます。財源につきましては全額町単独予算でございます。

続きまして、1の3防災行政用無線維持管理経費でございます。これは防災行政用無線の維持管理にかかる経費でございます。報償費につきましては、防災行政用無線の子局51局のうち、民地をお借りしている21基分の地権者への謝礼でございます。次に、需用費の光熱水費につきましては、防災行政用無線子局51局にかかる電気料でございます。次に、役務費につきましては、18台分のMCA無線の通信料及び防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線の使用料でございます。次に、委託料につきましては、町内51カ所並びに地域集会所に設置しております防災行政用無線の固定系、移動系などにかかる保守点検委託料でございます。次に、負担金補助及び交付金につきましては、防災行政用無線及びMCA無線の電波利用料負担金でございます。財源につきましては、全額町単独予算でございます。

続きまして、説明資料の5ページ、1の4国民保護計画推進事業費でございます。これは万が一、武力攻撃を受ける事態等が生じたときに、町民の安全を守ることを目的に策定された寒川町国民保護計画に基づき、国民保護措置を総合的に推進するための経費でございます。報酬につきましては、町民保護のための施策を総合的に推進するための国民保護協議会の会議開催に伴う委員5名分の報酬でございますが、平成30年度は、国民保護協議会が開催されなかったため未執行となっております。

説明資料は6ページをごらんください。続きまして、1の5自主防災活動事業費でございます。これは、自主防災組織における資機材の充実及び活性化を図るための経費でございます。需用費の修繕料につきましては、各自治会で組織しております自主防災組織で管理している防災備蓄倉庫の修繕にかかる経費でございます。30年度は3カ所の修繕を行いました。次に、負担金補助及び交付金につきましては、各自主防災組織で備える防災資機材等購入の補助でございます。30年度は、各自主防災組織により非常食やヘルメット、簡易トイレ、発電機などが配備されました。なお、執行残は自主防災組織活動等補助金の申請額が見込みを下回ったものでございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書41、42ページ、14款県支出金2項県補助金1目総務管理費補助金の神奈川県市町村地域防災力強化事業補助金で、負担金補助及び交付金へ充てているほか、後ほど説明する防災資機材等充実事業費、他課となりますが、都市計画課の耐震改修促進事業、消防予防課の火災予防推進事業などに充ててございます。補助率は原則3分の1となっておりますが、メニューによっては2分の1の部分がございます。

続きまして、7ページをごらんください。1の6防災資機材等充実事業費でございます。これは、災害時における町民の安全確保及び備蓄資機材等の充実を図るための経費でございます。報酬につきましては、東海地震の地震予知により警戒宣言が国より発令された際に、寒川町地震災害警戒本部の設置に伴う委員4名分の報酬ですが、30年度は、警戒宣言の発令がなかったため未執行でございます。次に、需用費の消耗品費につきましては、各避難所に備えるための防災用の備蓄資機材などでございます。30年度は、災害用アルファ化米、避難所用間仕切り、紙おむつ、パック毛布などを購入いたしました。不用額は、入札等による執行残です。次に、修繕料につきましては、中央公園に設置している耐震性貯水槽からの水漏れを緊急修繕したものでございます。医薬材料費につきましては、町内3カ所にある災害時医療救護所の防災用医薬品の購入費でございます。30年度は医薬品の使用切れに伴い、医薬品の入れ替えを行いました。次に、役務費につきましては、使用期限切れの医薬品等の廃棄

手数料でございますが、不調等により未執行となっております。次に、委託料につきましては、町内に4基設置しております耐震性貯水槽を水道局の指導によりまして、毎年2基分ずつ、遮断弁、給水室の点検、清掃を実施しているものでございます。不用額は、入札等の執行残でございます。備品購入費につきましては、各避難所に備えるための防災資機材の購入経費でございます。30年度は、ガスパワー発電機、折り畳みリアカー、LED投光機を購入いたしました。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページ、17款繰入金1項基金繰入金3目まちづくり基金繰入金1節まちづくり基金繰入金につきましては、アルファ化米等を購入する消耗品費へ充当しており、財政課でまとめて説明したものでございます。

続きまして、説明資料の8ページをごらんください。1の7浸水防止施設設置事業費でございます。これは、浸水被害の防止や被害の軽減を図るものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、浸水被害の軽減を図るために自宅の玄関等に設置をする止水板及びそれに関連する外構工事費に對しまして補助を行うものでございます。30年度は申請がなく、未執行となっております。

続きまして、交通安全活動事業費に入らせていただきます。説明資料は9ページをごらんください。2の1自転車駐車場維持管理経費でございます。この経費は、町内の相模線3駅における自転車駐車場の確保及び維持管理のための経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、自転車駐車場用地借り上げのための賃貸借契約書の印紙代でございます。なお、収入印紙等は在庫分で対応したため、未執行となっております。次に、委託料につきましては、町内3駅にかかる自転車駐車場の整理等、また、毎月1回の自転車駐車場内に放置された自転車の確認、回収、立ち会いなど撤去にかかる作業、夏場に行く各自転車駐車場の清掃の作業の委託料でございます。次に、使用料及び賃借料につきましては、相模線3駅にかかる自転車駐車場用地の土地の借上料でございます。次に、負担金補助及び交付金につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターに支払う設置及び運営等にかかる負担金でございます。財源につきましては、全額町単独予算でございます。

説明資料は10ページをごらんください。続きまして、2の2交通安全活動事業費でございます。これは、交通指導員を中心とした交通安全活動と意識の高揚を図るための事業費でございます。まず、報償費につきましては、交通指導員の19名分の報酬でございます。次に、需用費の消耗品費につきましては、新入学児童用の黄色い帽子及び交通指導員の消耗品等の購入費用でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおり消耗品の精査を行い、在庫等との調整を行ったものでございます。次に、被服費につきましては、交通指導員の被服等にかかるもので、備考欄記載のとおり制服等の精査を行い、在庫等の調整を行ったものでございます。次に、負担金補助及び交付金につきましては、交通事故防止や交通安全に関するさまざまな活動、啓発を行っている寒川町交通安全対策協議会及び茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。なお、不用額につきましては安全協会新設にかかる建設負担金の31年度への繰り越し分でございます。財源につきましては全額町単独予算でございます。

説明資料は11ページをごらんください。続きまして、2の3放置自転車対策事業費でございます。これは、放置自転車対策推進のための事業費でございます。需用費の消耗品費につきましては、放置自転車保管場所の用地借り上げのための賃貸借契約書の印紙代でございます。なお、収入印紙等は在庫分で対応したため未執行となっております。次に、光熱水費につきましては、放置自転車補完場所に設置した防犯灯2灯の電気料でございます。次に、役務費につきましては、放置自転車保管場所における盗難等に対する賠償責任保険の保険料でございます。なお、30年度は保険適用はありませんでした。次に、委託料につきましては、寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内のパトロール及び放置防止のための指導啓発業務、放置された自転車等の撤去運搬業務、放置自転車等保管場所における整理や業者への引き渡しなどの管理業務にかかる委託料でございます。次に、工事請負費は放置自転車等

保管場所を、広域リサイクルセンター北側に新たに整備したための工事費で、不用額につきましては、入札等による執行残でございます。

続きまして、下段の特定財源でございますが、歳入番号1及び2、決算書は47、48ページ、19款諸収入4項雑入1目雑入1節総務費雑入の①放置自転車等保管料及び②撤去自転車売却収入につきましては、委託料へ充当してございます。

説明資料の12ページをごらんください。続きまして、防犯対策事業費でございます。3の1防犯対策推進事業費でございます。この経費は、町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための経費でございます。共済費及び賃金につきましては、防犯アドバイザー1名と防犯連絡員2名分の社会保険料と賃金でございます。次に、需用費の消耗品費は、防犯キャンペーン用啓発物品の購入費用です。次に、光熱水費につきましては、一之宮分庁舎防犯連絡所の電気料及び水道料でございます。不用額につきましては、利用見込みが予定より少なかったための執行残です。次に、役務費につきましては、一之宮分庁舎の電話料、インターネット回線使用料と建物保険料でございます。次に、委託料につきましては、一之宮分庁舎の管理及び清掃業務にかかる委託料でございます。次に、備品購入費につきましては、町の防犯力向上のため、平成30年度に新たに小谷小学校と旭が丘中学校に各1台、防犯カメラを購入し、設置をいたしました。なお、今後も町内の小中学校に順次設置を考えてございます。次に、負担金補助及び交付金につきましては、暴力団の追放に向けた活動を推進する茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会の負担金及び犯罪のないまちづくりに向け、防犯思想の普及、高揚に関するさまざまな活動を行っている茅ヶ崎・寒川防犯協会への補助金でございます。

続いて下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の41、42ページ、14款県支出金2項県補助金1目総務管理費補助金の神奈川県市町村地域防犯力強化事業補助金で、補助率は3分の1または上限12万円で、上限枠の適用となり、2台分24万円となっております。さらに、歳入番号②、決算書の45、46ページ、財政課でまとめてご説明いたしましたまちづくり基金繰入金を防災カメラ購入の備品購入費用へ充当しております。

説明資料は13ページをごらんください。続きまして、3の2防犯灯整備事業費でございます。これは犯罪のないまちづくりを推進するため、防犯灯の維持管理並びに新設に要する経費でございます。需用費の光熱水費は、町内全域の防犯灯の電気料でございます。次に、修繕料につきましては、防犯灯を設置しております鉄柱の交換や防犯灯移設にかかる費用でございます。30年度は、腐食した鉄柱からの移設1基、灯具の移設、調整等が各1基ございまして、移設等が少なかったための執行残でございます。次に、使用料及び賃借料につきましては、町内の防犯灯、約3,531灯のリース料でございます。なお、リース料には、LED灯具本体のリース料及び灯具の維持管理やシステム更新等の附帯サービスの費用が含まれてございます。次に、工事請負費につきましては、LED防犯灯57灯分の新設工事費でございます。内訳といたしましては、自治会等からの要望及び町設置分として50灯、商店街灯からの付け替えが7灯となっております。

続いて、下段の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書45、46ページ、17款繰入金1項基金繰入金3目まちづくり基金繰入金1節まちづくり基金繰入金を新規防犯灯を設置する工事請負費へ充当しております。こちらにつきましては財政課でまとめてご説明したものでございます。

続きまして、説明資料の14ページをごらんください。4の安全対策事務経費でございます。この経費は、安全対策事務に要する経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。財源につきましては全額町単独予算でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑がある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 何点かありますのでよろしくお願いします。まず、防災の資機材のところなんですけど、説明の中で医療費の期限が切れて廃棄したということがありましたけど、これは何か、よく家庭の備蓄なんかではローリングストックということをよくしてますけど、何か廃棄しないで利用する方法はないのかなというのをお考えをお聞きします。

それと次は8ページで浸水対策のところですけど、予算は組んでありますけど使っていない、使わなかったということで、防水止水板、実際に効果があるのか、設置してとなるとなかなかハードルが高いのかというところの考えをお聞きします。

あと駐輪場なんですけど、3駅に駐輪場がありますけど、これに関して各駐輪場、充足率、寒川駅、各駅のどれぐらいの利用率なのかというのをお聞きします。

それと交通指導員、今の人数で足りているのかどうか。

あと防犯灯ですけど、今お話がありましたけど、3,500ですか、それと追加工事で57灯あったということですけど、これはまた年度ごとに追加をしていくのかということを確認したいと思います。

以上です。

【岸本委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 まず資機材の入れ替えのご質問をいただきました。もちろん購入して備蓄をしております。もちろん使用期限というものがございまして、使用期限の近いものにつきましては、例えば自主防災組織の訓練などに持っていきまして、いわゆる試食の材料ですとかこのようなものがありますよとご説明をしながら、試食などもいただいて、できるだけ無駄にならないような形での活用を図っております。

申し訳ございませんでした、医薬品の関係でした、失礼いたしました。医薬品につきましてはどうしても使用期限があるものがございまして、もちろん使用期限のないものにつきましては、例えば消防本部でご利用いただくものなども図っておりますけれども、医薬品については使用期限後のものにつきましてはきちんと廃棄をしなきゃいけないものなので、それは廃棄をした形で入れ替えをまいります。失礼いたしました。

2番目にご質問いただきました止水板の関係でございます。30年度につきましてはご利用をいただけなかったところがございます。当然効果といたしましては、昨今災害によりまして浸水となるケースがございます。止水板を設置していただければ、その浸水被害に遭わないで済むといったこともございますので、効果がないとは思っておりませんが、私どものPR不足のところもございまして、ご利用いただけていないところでございます。これは引き続きご利用いただけるようにPRに努めたいと考えてございます。

続きまして駐輪場の充足率でございます。3月31日現在でございまして、寒川駅の北口と南口に設置しております有料の自転車駐車場につきましては、南口の定期利用が86%、一時利用が121%、北口の定期につきましては70%、一時利用につきましては150%。済みません、数字を申し上げたいと思います。自転車の南口は定数637台に対しまして546台のご利用をいただいております。こちらが86%、一時利用につきましては定数160につきまして、利用につきましては194台ですので、121%。済みません、北口につきましては先ほど申し上げましたように定期利用が70%、一時利用が150%でございます。あと宮山駅と倉見駅につきましては、宮山駅につきましては以前寒川駅から宮山駅に変えられた方がいらっしゃるようですけれども、現状の中としてはおさまっております。ちょっと置き方の問題がございまして、ご指摘をいただいているところはございますけれども、宮山駅のところは比較的増減が少ないと考えてございます。また倉見駅につきましても、若干倉見駅のほうが余裕がございますけれども、今、倉見駅の工事等の関係もございまして、南側の駐輪場が今見えなくなったような状態もございまして、今現在は北側の駐輪場のほうで数多く、駐輪場外の通路のところにもと

まるような状況は見ておりますが、基本的にはこの3駅の駐車場、駐輪場の中ではおさまっているというような状況で考えてございます。

4つ目のご質問で交通指導員が足りるのかというところでございます。一応定数としては25名という定数を持ってございまして、平成30年度19名というところでございます。もちろん私どもとしてはできるだけ定数に近いような形で自治会なども通じまして募集をかけているところですが、現状といたしましてはその定数までに至っていないというような状況でございます。今後につきましてもできるだけ定数に近いような形になれるように、さまざまな形での、去年も行っていますけれども、イベントでの周知ですとか自治会への回覧等も含めまして、さまざまな形でPRして、できるだけ充足できるようにしてまいりたいと思っております。

現状のところでは交通指導員さんが各ご協力をいただいて、いろいろな地域のところへは相互協力などもいただいて、現状対応していただいております。

防犯灯につきましては、まだ今後も自治会の要望等もございまして、まだまだ町内でも暗いところがあるところもございまして、今後につきましても増やしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず止水板の件ですけど、もうちょっとPRをしていくということで、止水板はまたいろいろなメーカーさんいろいろ開発していると思うんですけど、またこれにかわるものとか、もし何かあればと思うんですけど、その辺についてお考えをお聞きします。

あと駐輪場ですけど、寒川駅南北では定期だと86%、南で70%ということですけど、これに関して一時利用が100%を超えているということで、それでうまく駐輪場の中でおさまっているのかと逆に疑問が出てきたんですけど、それについてお考えを聞かせてください。

それと交通指導員です。これも定員数は25に対して19で足りないということで、これもまた周知を図っていただきたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 止水板につきましては、現状ちょっとかわるものがあるところにつきましては、申し訳ありませんが、今のところ私どもの中では考えてございませんが、昨今の状況を考えれば浸水等があり得る状況もございまして、ぜひご利用いただけるようにPRを進めてまいりたいと思っております。

駐輪場につきましては、一時利用でございまして1日ずっととめているわけではないので、現状としてはおさまっております。ただ、やっぱり台数の問題がございまして、3階の部分に一部定期利用から一時利用に転用を図りまして、一時利用の部分に対応している状況でございまして。

【岸本委員長】 他にございましてでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 では、何点かお伺いしたいと思います。まず、全体的な印象として不調だったり未執行だったり、またサービス提供が遅れていたりとかというような状況が続いているなというのが全体的な印象だったんですけども、2ページ目の水防対策支援サービスというのは、この30年度に新たにスタートした事業だったのでしょうか、ピンポイント予報とか気象、天気予測提供とか情報サービスの提供をやる予定で多分6月から遅ればせながらスタートしたやつなのかと思っておりますけれども、これがしっかりとこの30年度、この水防支援サービスが機能したのかどうか、そこの辺をお伺いしたいと思います。

それから、自主防災のところ申請額の見込みが下回ったということで、かなり残額が残りました。

私の予算のときの自分のメモの中には自主防災の義務化と書かれていて、全自治会に自主防災をこの30年度に設置をするというような意味合いだと思っただけですけども、それがきちんとなされたのかどうか。その中でこの資機材について未執行があったため、この残額が残ったということは、全自主防災組織がある程度資機材がそろったのかどうか、その辺がどうなっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

それと、先ほども出ましたけど、医薬品の不調のため執行残というのがありました。7ページですね。医薬品廃棄物処理手数料の不調のために未執行ということで、これは処理をしっかりとしないといけないものを不調に終わったということは処理ができていないということでしょうか。もし処理ができていないのであれば、それは大丈夫なのかどうか、そこの辺をお伺いしたいと思います。

それから、10ページの被服費のところでもそうだったんですけども、何か所か在庫等で対応を行ったとなっていて、執行残になっているんですけども、何か所かそういうところがあって、これというのはやってみないとわからなかったものなのか、事前に調査ができなかったものなのか、そういうところをしっかりと予算の段階で精査ができていれば、この辺がもうちょっと有効的に活用ができたんじゃないかなと思うんですけども、そこの辺のお考えはいかがでしょうか。

全体的に計算したら400万近い不用額が出ていますので、その辺ちょっとどう捉えているのかというのを最後にお聞かせいただきたいと思います。

【岸本委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 まず1点目にご質問いただきました水防対策サービスでございます。こちらにつきましては30年度からということでしたけれども、その前年から既に契約をしているものでございまして、株式会社ウェザーニューズと契約をしております。昨今こういう状況でございますので、一応この委託のサービスにつきましてはフル活用をさせていただいております。私どもだけではなくて、庁内の例えば3階、都市建設部門とかそういうところの職員も見てございます。なので、こちらにつきましてははっきり機能して予測ですとかそういうところも、職員全員が見れるような体制はとっておりますけれども、若干予測の違い等々は確かにございますけれども、こちらにつきましては台風進路なども含めてしっかり今活用しているところでございます。

2点目にいただきました自主防災組織の補助金の関係でございます。以前確かに資機材の購入ということでやっております、ある程度各自自主防災組織で資機材がそろってきたところで、防災訓練の経費なども含める形に変更いたしまして、それに伴いまして防災訓練の義務づけという形にさせていただいてやっております。済みません、防災士の補助なども含めて行っております。

一応、申請額が満たなかったというところで自治会さんのほうでも精査をして、必要なものを経費として計上しているところでございますので、一定の基準を設けてやっておりますけれども、ここにつきましてはある程度自治会さんの中の部分というところもございまして、あと防災士などの補助を出しているんですけども、ちょっとそこのところまだご申請いただけていないという部分もございまして、ちょっと残額として残っております。

3点目にいただきました医薬品の処理でございます。これはまことに本当に申し訳ないんですが、以前見積もりをとった業者等々と調整を図ったところ、その業者からできないという話をいただきまして、これにつきましては私ども予算時の不備もございまして、そういうこともございまして前年度については処理はできなかったという状況でございます。もちろん廃棄しなければいけないものはございまして、当然瓶やそういうものに入って安定した形で保管をしておりますので、今廃棄するものを私どもで保管をしている状況でございます。それにつきましては今年度以降の中で順次処理をしていきたいと考えております。

最後にいただきました被服費を含めた在庫分の調整ということで、私ども予算どりをするときには、例えば被服費につきましては何年に一遍というような基準を持ってやってございます。その中で指導員さんたちにも状況を確認しながらやっておりますけれども、そういう中で買えるということで予算計上いたしましたけれども、改めて確認したところまだ使えるということもございまして、そういう中での在庫調整とさせていただいてございます。これにつきましては今議員おっしゃるように、もうちょっときちんと精査するべきと考えてございますので、そのような形で対応したいと思います。

以上でございます。

最後に不調とかというところの部分でございます。ちょっと残額が大きい、済みません、会議の委員さんの未執行のところにつきましては、開催がしなかったものもございまして、これにつきましてはご理解をいただければと思いますが、今後にはこのような状況もございまして、意見を求めるという場も必要かということで、以前ご質問をいただいたものでございまして、こちらにつきましてもちょっとその部分のところは検討したいと思っております。

また、いわゆる不調というところにつきましては、やはり私どもでも改めてもうちょっときちんと精査をしてまいりたいと考えてございます。若干防災組織の方にご申請いただく部分につきましては、自治会等の在庫などもございまして、そちらにつきましてはなるべくお使いいただけるようなPRもしていきたいと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 ありがとうございます。それでは、順次再質問していきたいと思いますが、済みません、水防対策支援サービスは30年度から拡充ということで、ただ、拡充であれば4月当初からできたんじゃないかなと思うんです。それがなぜ6月になったのかなというのがちょっと疑問に思ったので、質問をさせていただきました。その辺2カ月遅れた理由が何かあればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、自主防災の資機材の部分ですけれども、毎回全部が予算がはけるということではないと思いますけれども、その使い道をもしかしたらちょっと拡大というか、拡充というか、今回の台風19号もそうでしたけれども、もう一步自主防災なので一人ひとりにアプローチできるような資機材じゃないけれども、そういったところの部分にも使えるような形で、この自主防災組織に補助金を出すということも1つ考えられるのかなと思うので、その辺が柔軟にこの資機材のところではできるのかどうか、確認をしたいと思っております。

あとは不調となった医薬品です。今はきちんと保管をさせていただいているということですが、これだけ結果的に不用額が400万近く出ている中で、どれだけの相手の業者との乖離があったのかわからないですけれども、その辺の中で多少金額が上がったとしてもきちんと処理をするということが大事だったんじゃないかなと思うんですけれども、今年度ももしかしたらかけているわけですよ、契約というか。そうなったときにその辺もう一回不調になると危ないとはいえ、持ち続けるというのはちょっとどうかなと思うので、その辺のもちろん効果的にお金、税金を使っていくということは大事ですが、適切に処理をしていくということも大事なので、その辺をきちんとしていかれてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

あとは、全体的な執行残とかが多かったことに関して、いろいろな国民会議とかそういうのは防災会議とかはいいと思うんですけれども、ちゃんと予算を充てていて未執行というのはなかなかちょっと今回、この課は多いかなと思いますので、そこは本当に今後しっかりと精査をしながら、極力効果的に予算が立てられるようなことをやっていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【岸本委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 水防対策サービスの2カ月遅れというところがございますが、こちらにつきましてはシステムの調整等の要する部分がございます、6月から拡充という状況になったものがございます。

2点目の自主防災組織でございます。今、委員おっしゃったように一人ひとりのアプローチというところも含めまして、こここのところにつきましてはちょっと防災士という資格取得の部分に、この状況を受けましてちょっとフォーカスをして、この補助につきまして増やしたりして、新たな形というか、人的な部分での防災力の強化というところも目指して、この辺からは変えているところがございます。

あと3番目に出ました医薬品の関係でございます。おっしゃるとおりでございます、私どもで聞いていた業者が急遽できないという状況もございましたので、こちらにつきましては大変反省をして、きちんとそこは対応してまいりたいと思っておりますし、当然のことながら処理費を計上するということは、通常捨てられない、処理ができないというものでございますので、こちらにつきましては予算の手当もしっかり考えて、執行してまいりたいと考えてございます。

また、全体的に確かに不調な未執行が多いという中で、執行残が多いという状況もございます。もちろん私どもで減らせるものについては、きちんと執行して予算の適切な執行に努めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 不用額が多いというのは、私も本当にそう感じまして、今、太田委員が言っていたのでいいんですが、1点だけちょっと細かいところで申し訳ないんですが、一之宮の分庁舎、防犯連絡所の利用見込みが予定より少なかったという、これ光熱水費、予算額が39万1,000円もあって、支出額が8万7,772円。この差って何ですかね、利用見込みどの程度見込みをして、39万も予算立てして、実際は8万7,000円強だったというのは、どういう見込みだったのかがちょっとわからないんですが、詳しくお聞かせいただけますか。どういう予算立てをしたのか、どうして見込みより全然少なくなってしまったのか、ちょっとその辺お聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 工藤副主幹。

【工藤副主幹】 一之宮分庁舎の利用見込みの件でございますが、こちらにつきましては一之宮分庁舎、地域のコミュニティ施設として活用を行いたいと思ってこちらのほうの光熱水費を活用、計上させていただいたところですが、予定よりちょっと利用、私どものPR不足もございまして、地域の活用がちょっと少なかった。あと、地域もそうなんです、町全体といたしまして防犯の一拠点として活用していきたいというふうにも考えてございました。ただ、やはり活用のほうが少なかったことについて、やはり光熱水費の執行がかなり少なかったという現状でございます。

以上です。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 ちょっとこのぐらい使っただけじゃないかという見込みの中で光熱水費を立てたんでしょうけど、あまりにもこの差がよくわからないんですが、一之宮の交番を廃止というか、する中で一之宮の方たちからもさまざま、もちろん了解を得ながらあそこをあのよう形にしたんですが、個人個人の一之宮の方たちとか南側の人たちからすると、やっぱり相当私にもお叱りいただきますか、厳しい言葉をいただきました。そんな中で大きな予算を使いながら改修工事も行い、このようなこと、こういう防犯連絡所またはコミュニティの場としての活用ということで少なかったというのが、ちょっと非常に残念なんです、今後の対策はここでいいんですか、利用はここでいいんですかね、防犯連絡所ですね。どう考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 工藤副主幹。

【工藤副主幹】 一之宮分庁舎の今後の活用についてでございますが、やはり今まで地域の利用等、町全体としても利用が少なかったこともございますので、今後は防犯アドバイザー、防犯相談員もいらっしゃると思いますので、地域の防犯の活動の拠点としてもう少し町内でPRいたしまして、今後利用が増えるように努力していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 済みません、1点だけお伺いいたします。防災無線のところになりますので、4ページになります。こちらは常々防災無線は極めて聞きにくいという意見、町民の方からお伺いすることが多々あるのですが、今回この30年度予算において、特にこの防災無線、増やしたとかそういうようなことは全く見受けられないようなんですが、今後のそのあたりの町民の声に応える施策というのは、どのように考えられておりますでしょうか。

【岸本委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 防災行政用無線につきましては、今町内51局の子局を備えて、町内に放送してございます。また、移動系なども含めると、地域集会所や学校などにも配備しているところでございます。町内、確かに聞きづらいというお応えをいただくケースはございますが、町内は聞こえにくいところがないような形で今51局を設置しまして、例えば放送するの分けて放送して、なるべく音が重ならないというような方策をとっているところでございます。やはり今現在、設置している中としては、業者などにも確認をさせてやっているところでございます。ただ、気象状況によって風が強い、例えば雨が降っている等々で聞こえにくいという部分もございますので、こちらにつきましてはメール配信ですとかほかの手段も使いまして、住民の皆様へきちんと情報を届けてまいりたいと。現状のところの中では、防災行政用無線につきましては特に増やすというようなところは考えてはございません。

以上でございます。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 今、この業者のほうで確認というご説明がありましたが、これは実際に音を鳴らしてそれがちゃんと聞こえるかどうかというような調査を、この場合だと委託料のほうに含まれて、その中でやっているというような認識でよろしいのでしょうか、お伺いします。

【岸本委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 一応委託料の中に保守点検の部分等含めまして、例えば聞こえにくいというようなお声をいただいたところにつきましては、業者などにも当然まず機器類の点検とあわせて、きちんと届いているかどうかというような部分も含めて委託というような状況になってございます。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。以上で、町民部町民安全課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは休憩を解いて、会議を再開いたします。

本日最後の審査になりますが、町民部町民窓口課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

中島部長。

【中島町民部長】 済みません、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、引き続き町民窓口課の平成30年度決算につきまして、ご審議をよろしくお願いたします。なお、町民窓口課の審査日程につきまして、委員長はじめ、委員の皆様にご配慮を賜り、まことにありがとうございました。

それでは、説明につきましては芹澤課長より、また、質疑等につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の平成30年度決算につきまして説明させていただきます。なお、説明に当たりまして、タブレットは本日の資料の分の100町民窓口課をお開きいただき、こちらの決算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は59、60ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレットの説明資料の2ページをごらんください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくりに関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度にかかる経費などでございます。報償費につきましては、平成28年より実施しております、わたしの提案制度の褒章授与にかかる褒章品の購入費で、当初の見込件数より少なかったため執行残となっております。旅費につきましては、職員の会議等出席のための普通旅費でございます。

続いて、こちらの広聴活動事業費の財源でございますが、特定財源はなく、全額、一般財源を充てております。

10目の地域活動推進費は、以上でございます。

続いて決算書の63、64ページに移りまして、13目町民相談費でございます。資料は3ページをごらんください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱えるさまざまな問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費でございます。報償費は、毎月第2金曜日に実施しております司法書士相談の相談員への謝礼でございます。旅費につきましては、職員の会議、研修等出席のための普通旅費でございます。委託料は、毎月第1、第2、第3水曜日に実施しております法律相談に、弁護士の派遣を神奈川県弁護士会に依頼しております。この弁護士派遣のための委託料でございます。負担金補助及び交付金は、人権に関する相談、啓発事業を行っている寒川町人権擁護委員会への補助金、経済的な理由で弁護士による弁護や権利擁護が受けられないということがないよう、神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金となっております。なお、夫やパートナー等からの暴力を受けた女性が緊急保護施設を利用した際に負担する県シェルター運営分担金は、幸いなことに利用者がございませんでした。また茅ヶ崎市と相互利用協定を結んでおります司法書士相談で、町民が茅ヶ崎市での相談を利用した分の負担金も利用がございませんでしたので、それぞれ当初計上しておりました1,000円と1万5,000円は全額執行残となっております。

続いて、下段の表をごらんいただけますでしょうか。この町民相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページの下から2つ目、1節総務費雑入にございます司法書士相談事業にかかる負担金8,823円は、司法書士相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が本町の司法書士相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費負担していただいたもので、報償費の司法書士に支払う謝礼に全額充当しております。

続いて、資料の4ページ、犯罪被害者等見舞金支給事業費でございますが、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民の遺族、または傷害を受けた町民に対し支援するものでございます。扶助費はその支援金を支給するもので、平成30年度は遺族支援金及び障害支援金それぞれ1件、計2件、60万円の支給がございました。こちらの犯罪被害者等見舞金支給事業費の財源につきましては特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

次に、資料の5ページ、人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。

旅費につきましては、職員の人権関係の研修、講演会や会議等出席のための普通旅費です。需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布する啓発物品や人権講座、講演会の資料などの購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発活動の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川人権センターへの啓発活動事業補助金及び湘南広域都市行政協議会の2市1町人権男女共同参画連携事業における本町分の負担金となっております。

続いて、下段の表をごらんいただけますでしょうか。こちらの人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページの一番上、1節総務管理費委託金にございます人権啓発活動委託金15万2,280円は、人権意識の普及、高揚を図る啓発事業にかかる委託金で、啓発物品の購入費用として、全額需用費の消耗品費に充当しております。

次に、14目消費生活対策費に移らせていただきます。資料は6ページをお開きいただき、消費生活相談事業費になります。架空請求や詐欺、悪質商法など、多様化した消費生活にかかわるトラブルから消費者を守り、また、正しい知識を身に付けてもらうことを目的に実施しております消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、毎週月曜日と木曜日に開設しております消費生活相談の相談員への謝礼でございます。旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の実費弁償、及び職員の会議等出席のための普通旅費でございます。役務費につきましては、消費生活相談員の業務中の事故に対応するための損害保険料です。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市と協定を結んでおります消費生活相談及び多重債務相談で、町民が、茅ヶ崎市消費生活センターで行われた相談を利用した分の負担金となっております。こちらは当初の利用見込み件数より少なかったため執行残となっております。

続いて、下段の表をごらんいただけますでしょうか。こちらの消費生活相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの一番上の段、1節総務管理費補助金にございます消費者行政事業補助金5,830円は、県の消費者行政活性化基金を財源とする補助金で、消費生活相談員のスキルアップの経費として、消費生活相談員の研修参加旅費に全額充当しております。

歳入番号②、決算書は47、48ページの一番下、1節総務費雑入にございます消費生活相談事業にかかる負担金2万4,820円は、協定に基づいた消費生活相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が、本町の消費生活相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費負担していただくもので、報償費の消費生活相談員に支払う謝礼に全額充当しております。

以上で、2項総務管理費の説明を終わります。

次に、決算書の65、66ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。資料は7ページ、職員給与費をごらんください。こちらは課長及び総合窓口担当の職員計10名分の人件費となっております。

続いて、特定財源でございますが、下段の表をごらんいただけますでしょうか。歳入番号①及び②は、決算書の33、34ページの一番下、1目総務費手数料の1節総務管理手数料にございまして、①の自動車臨時運行許可手数料54万9,750円は、仮ナンバーの貸出時の手数料で、②の住宅用家屋証明手数料42万6,400円は、租税特別措置法に基づいて不動産登記にかかる登記免許税の減免を受ける際に必要な証明書の発行手数料で、どちらも記載の額を給料に充当しております。

歳入番号③から⑧までは、決算書の35、36ページの上から2段目、3節戸籍住民基本台帳手数料にございます各種証明の手数料で、歳入番号③の戸籍証明手数料269万5,500円は、戸籍の謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号④の除籍証明手数料157万8,750円は、除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、歳入番号⑤の戸籍関係手数料6万900円は、戸籍の記載事項証明、受理証明などの発行時の手数料、歳入番号⑥の住民票証明手数料722万2,200円は、住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料、歳入番号⑦の印鑑証明手数料459万円は、印鑑登録証明発行時等の手数料、歳入番号⑧の諸

証明手数料32万9,400円は、身分証明、戸籍の附票、不在住証明等の発行時の手数料でございまして、いずれも記載の額を給料に充当しております。

歳入番号⑨、決算書は39、40ページの中ほど、1節戸籍住民基本台帳費委託金にございます中長期在留者住居地届出等事務委託金31万円は、中長期在留者、特別永住者の住居地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の金額を給料に充当しております。

歳入番号⑩は、決算書の43、44ページの上部、3節戸籍住民基本台帳費委託金にございます人口動態調査事務委託金4万7,505円でございますが、厚生労働省が行う出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届け出に基づき集計を行う調査の委託金で、こちらも給料へ記載の額を充当しております。

次に、資料の8ページをごらんください。戸籍住民基本台帳経費でございますが、決算書は65から68ページにまたがっての記載になっておりますので、よろしく願いいたします。こちらは戸籍法、住民基本台帳法等の法令に基づいて、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行等を行うための経費でございます。旅費につきましては、職員の会議、研修等出席のための普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、印鑑登録証、窓付封筒、マイナンバーカードの裏書印刷用のインクリボン、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出・転入等の移動の届出書、各種証明発行に用いる偽造防止用紙等の作成費でございます。役務費は、戸籍届出書類送付確認に使用するはがき、戸籍照会時に使用する切手の購入にかかる通信運搬費でございます。委託料は、住基ネットシステムの運用保守費と個人番号カード交付事務にかかる人材派遣委託費、国が5年後の運用を目指しております戸籍事務へのマイナンバー制度導入に向けて、戸籍に使われている外字の情報を収集するために要するシステム関係の委託料でございます。なお、執行残は、戸籍記録文字情報収集委託料が予算計上時より下がったことによる執行残となっております。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金と個人番号通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金で、個人番号カードを作成する費用を地方公共団体情報システム機構へ作成件数に基づいて支払っております。なお、個人番号カードの交付枚数が国の見込みより少なかったことから執行残となっております。

続いて、下段の表、戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございますが、先ほど職員給与費の財源でご説明いたしました歳入番号①の戸籍証明手数料、歳入番号⑧の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、職員給与費への充当残を印刷製本費に充当しております。同じく歳入番号②の印鑑証明手数料は、職員給与費への充当残を消耗品費に、歳入番号⑨の人口動態調査事務委託金も、職員給与費への充当残を旅費にそれぞれ充当しております。

歳入番号③及び④は、決算書の35、36ページの上から2段目、3節戸籍住民基本台帳手数料にございまして、③の個人番号通知カード再交付手数料13万6,000円と⑤の個人番号カード再交付手数料1万6,800円は、どちらも負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当しております。また、歳入番号⑤、決算書は37、38ページの中ほど、2節戸籍住民基本台帳費補助金にございます個人番号カード交付事業費補助金362万7,000円は、個人番号通知カード及び個人番号カードにかかる事務を行っております地方公共団体情報システム機構に交付するための国からの補助金で、こちらも負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当しております。

歳入番号⑥及び⑦は、歳入番号⑤と同じ科目にございまして、⑥の個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カードの交付に必要なものとして定められた経費に対して交付されるもので、こちらの111万4,000円は、委託料の個人番号カード交付事務人材派遣委託料に全額充当しております。また、⑦の戸籍記録文字情報収集委託補助金は、戸籍に使われている外字の情報を収集するために必要なものとして定められた経費に対して交付され、こちらの37万5,000円も委託料の戸籍記録文字情報収集

委託料に全額充当しております。

次に、資料の9ページ、パスポートセンター事務経費につきましては、湘南パスポートセンターの旅券発給等に関する事務経費でございます。平成30年度の旅券申請件数は、湘南パスポートセンター全体で2万9,811件、前年度比で2,012件増加し、107.2%ございました。2市1町の内訳は藤沢市が1万8,252件、茅ヶ崎市が1万436件、寒川町は1,123件でございます。寒川町分では88件の増となっております。負担金補助及び交付金は、旅券発給等の事務委託負担金で、2市1町の一般旅券の申請受理等に関する事務の委託にかかる経費負担等に関する協定書に基づき、湘南パスポートセンターへ支払った負担金となっております。こちらの特定財源でございますが、特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

次に、資料の10ページ、広域戸籍証明事務経費でございますが、湘南パスポートセンターの利便性を高めるために旅券申請に必要な戸籍証明書の交付を同センターで行ってございまして、この事務に要する経費となっております。役務費につきましては、パスポートセンターから請求された戸籍証明書を送付するために、町民窓口課に設置しておりますファクスの通信運搬費でございます。委託料は、戸籍証明書送信用ファクスの保守点検委託料でございます。負担金補助及び交付金は、協定書に基づき戸籍証明書の発行事務経費の寒川町負担分を湘南パスポートセンターへ支払ったものでございます。

こちらの特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページの下から2番目、1節総務費雑入にございます広域証明納入金7万8,750円は、湘南パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるもので、役務費に5万3,000円、委託料に4,000円、負担金補助及び交付金の戸籍交付事務委託金負担金に2万1,750円をそれぞれ充当しております。

資料の11ページに移りまして、斎場運営維持事業費でございますが、寒川町民が茅ヶ崎市斎場での火葬を無料で利用できるよう、平成6年4月1日に、茅ヶ崎市と寒川町との火葬の事務委託に関する協定書を交わし、実施している事業の経費でございます。委託料は、茅ヶ崎市斎場の運営及び施設の維持管理に要した費用のうち、寒川町民が利用した実績に応じて、協定書に基づき運営維持管理委託料として支出したものでございます。こちらの特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの下から3番目、1節市町村自治基盤強化総合補助金にございます市町村自治基盤強化総合補助金2,753万5,000円ですが、こちらは既に財政課から説明させていただきましたが、このうち298万8,000円を委託料に充当しております。

説明資料の最後12ページをごらんいただけますでしょうか。歳入の一般財源分について説明させていただきます。決算書は47、48ページ、19款諸収入4項雑入1目雑入の1節総務費雑入の自動車臨時運行許可番号票弁償金でございます。こちらは当初計上しておりませんでした。自動車の臨時運行許可に伴って貸与していた番号票を紛失されたため弁償していただいたものとなっております。

以上で、町民窓口課の平成30年度決算の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、パスポートセンターなんですけど、寒川から利用された方が1,123名ということなんですけど、これに対して実際人数で割った場合、寒川の1人当たりの負担額はどれぐらいになるのか教えてください。

あとそれと11ページの斎場の運営なんですけど、利用者の人数が書いていない、もし実績がわかればお願いします。それとこれに関して今、火葬場、斎場が混んでいてなかなか利用できないという話

も聞くんですけど、その辺の状況はどうでしょうか。

【岸本委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 それでは、順番が前後いたしますが、先に斎場の運営維持事業費のご質問にお答えさせていただきます。斎場の利用実績でございますが、平成30年度の火葬件数が2,597件、総合計でございますが、そのうち寒川町の住民の方の利用件数が391件、全体に占める割合は15.056%となっております。それから、火葬場の使用がかなり混雑しているというようなお話があって、利用がなかなかとれないというようなお声を聞くというご質問でございますが、平成30年度につきましては年度の途中で火葬炉の工事とかを行いました関係で、実際に使える炉の数が減った時期がございました。そういった時期もございまして、利用がなかなか予約がとりづらいという時期があったのかもしれないかもしれません。火葬場の施設につきましては、設立から25年以上が経過いたしまして、かなり大規模な修繕が必要になっているような状況がございますので、そういった意味でご利用者の方にご不便をかけている点があるかと思えます。

済みません、大変失礼いたしました。あとパスポートセンターの1件当たりの負担額といいますと、こちらにお示ししております負担金補助及び交付金の決算額が162万1,966円で、こちら30年度の利用件数といいますか、申請件数が1,123件ですので、こちらを割りますと大体1件当たり単純計算になりますが、1,444円となっております。ただ、旅券の申請以外にも書き替えとか旅券がいっぱいになったときに追加でのページを増刷といった手続きもこれ以外にはあるということで、ご理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 パスポートセンターの1人当たり単純に計算して1,444円ということですけど、これはパスポートの発行をするのに手数料というのはどれぐらい。私も昔やったきりで発行手数料が全然わからないんですけど、どれぐらいの手数料が申請者からあるのか、ちょっと確認をしたいと思えます。

それと火葬場の件、了解しました。ただ、25年ももう過ぎていくということで、これから先もしかしただらば改修、もしくは建て替え、またそのときに町の負担が増えてくるのかなと思えますが、その見解をお願いします。

【岸本委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 大変申し訳ありませんが、パスポートの発行に伴う手数料というのは、パスポートは5年のものと10年のものとあるんですが、具体的な金額については、済みません、手元に資料がございませんのでお答えできません、大変申し訳ございません。

【岸本委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 斎場の今後の修繕の計画ですけれども、茅ヶ崎市のほうから3年ぐらいのスパンで修繕計画等を立てて修繕をしていきたいというようなことが本町にも連携してやっている事業でございますので、そういった資料をいただいております。ですので、やはり計画的に炉ですとか台車ですとか、それから、いろいろな集じん機等の修繕を計画的に長期的な計画を立てて修繕を行うという予定であると伺っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員、パスポートのほうはネットで出ているそうなので、後で調べていただければと思います。

他に質疑はございますでしょうか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 済みません、ちょっと1点だけお伺いいたします。こちらは町民窓口課さんのほうはいわゆるLGBT対策、そちらの人権啓蒙というようなところで、こちらの窓口にあるというふうなことを聞き及んでおりますので、ちょっとお伺いさせていただくのですが、昨年30年度から神奈川県の方で、このLGBTの問題に関して市町村の担当のほうを集めて、対策会議等を行っているということをちょっと聞いておまして、その関係で現状この30年度におきまして、町としては何かいわゆる性的マイノリティの方々への取り組みというのを、どのようなことを行ったかお伺いいたします。

【岸本委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 それでは、まず担当の会議のことについてご報告申し上げますと、平成30年度の1月に市町村の情報交換の場という形で、性的マイノリティ支援にかかる県市町村担当者連絡会議というのが開催されました。こちらでは県や県内の各市町村がLGBTの支援にかかるさまざまな事業等の情報交換の場という形で開催されているものでして、本町も日程等の都合がつけば、こちらの連絡会議に出席をして、情報収集をさせていただいております。また、町民窓口課では人権啓発、人権施策に対する所管をしておりますので、LGBT等のいわゆる性的マイノリティの支援につきましては、人権の対策、啓発の一環という形で取り組んでいるところですが、特に町に対する要望等は今のところ受けてはございませんで、ただ、職員が例えばいろいろなさまざまな研修会や講演会等に出席をする際に、こういったLGBT等の性的マイノリティの啓発や勉強にかかるようなテーマで開催されるようなものに派遣をして、受講していただいたりして、知識を得ていただいているような状況でございます。

県内の自治体によってはいろいろな支援策をとっているところもございますので、連絡会議、引き続き出席をできるだけするようにして、そういった情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 よろしいですか。

それでは、ほかになれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて、会議を再開いたします。

委員の皆様方のご協力を得まして、本来ならばあした審査する予定でありました町民窓口課までの審査が終わりました。あしたは朝9時から福祉部福祉課からの審査になりますので、またあしたもよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、決算特別委員会、初日、1日目を締めさせていただきます。お疲れさまでございました。

午後6時25分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月28日

委員長 岸 本 優